THE SOCIETY OF MANCHURIA

滿洲之社會

正十二年四月一日發行（毎月一日發行）



四月號

第壹卷第八號

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

南滿洲鐵道株式會社

電信略號「マンテツ」
振替貯金大連二一九

本社　滿洲大連市東公園町
京城管理局　朝鮮京城府龍山
支社　東京市麴町區有樂町

船車聯絡

當社各主要驛ト鐵道院線、支那各鐵道山東鐵道及東淸鐵道ノ主要驛竝ニ下ノ關、門司、神戶、大阪、上海等各港トノ相互間ニ於テ旅客聯絡輸送ヲ爲ス

▲直通列車
大連長春間（毎日三回）
釜山奉天間（毎日二回）

▲東京ヨリ
釜山迄一日半　京城迄二日
奉天迄三日　北京迄四日

▲朝鮮經由
ハルビン迄四日

直營旅館

朝鮮

京城朝鮮ホテル
釜山・新義州　停車場ホテル
金剛山長安寺避暑ホテル

滿洲

大連、旅順、奉天、長春、大連市外星ヶ浦　ヤマトホテル

大連青島上海間航路

使用船

九日壹回
榊丸（三、四〇一噸　速力十九浬）
無線電信局アリ

大連青島間　廿時間
青島上海間　廿時間

鮮滿案內

鮮滿案內所ヲ東京支社內ニ置キ旅客荷物ノ案內ヲ懇切ニシ且直通切符ヲ發賣ス

撫順炭及煙臺炭

滿洲及朝鮮各地竝東洋諸港ニ於テ常ニ貯炭ノ準備アリ

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

資本金　八千萬圓
拂込濟資本金　五千萬圓
積立金　壹千五拾四萬圓

預金、貸出、割引、海外諸爲替、地金銀ノ賣買其他一般銀行業務竝朝鮮、滿洲及亞港ニ於テ日本銀行代理店事務ヲ取扱申候

本店　朝鮮京城南大門通
振替貯金口座　京城三三三番

朝鮮銀行

總裁　美濃部俊吉

支店出張所

- 內地　東京、大阪、神戸、下關
- 朝鮮　釜山、大邱、仁川、平壤、鎭南浦、元山、群山、木浦、清津、會寧
- 滿洲　大連、旅順、營口、遼陽、奉天、奉天新市街、鐵嶺、開原、四平街、鄭家屯
  長春、吉林、安東縣、龍井村、哈爾賓、傅家甸
- 支那　上海、青島、天津、濟南
- 露領　浦潮斯德　亞港
- 米國　紐育

右ノ外倫敦、巴里其他內外樞要ノ地ニ爲替取引先有之候

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

滿洲之社會―第壹卷第八號（大正十二年四月號）

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

一資本金　壹億圓

一積立金　六千九百萬圓

本店　横濱

支所
出店

東京、大阪、神戸、名古屋、長崎、下關、倫敦、漢堡、里昂、紐育、桑港、羅府、布哇、シドニー、新嘉坡、カルカッタ、シヤトル、スウラバヤ、ブエノスアイルス、バタビヤ、リオデジヤネイロ、西貢、孟買、蘭貢、馬尼剌、香港、上海、漢口、青島、濟南、天津、北京、牛莊(營口)、奉天、開原、長春、哈爾賓、浦鹽斯德

大連市大山通一番地

横濱正金銀行大連支店

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

●設立 明治四拾壹年壹月

●資本金 貳千萬圓

●拂込濟資本金 九百五拾萬圓

●諸積立金 貳百貳拾七萬五千圓

◎定期預金利子 (一ヶ年)七分

大連市大山通十四番地

電話代表番號五三〇〇番
振替貯金(大連)二三〇〇番

日支合辦 株式會社

正隆銀行

頭取 安田善兵衛

顧問 安田善次郎

●當行は安田貯蓄銀行の代理支店として般貯蓄預金を御便利に取扱申候

●當行は日本内地、朝鮮、南北滿洲、支那内地に於て約二千の爲替取引先を有し候

●當行は關東州地方費現金並に大連市金庫事務取扱致候

●當行は臺灣銀行と特約を結び外國爲替取扱致候

支店(所在地) 旅順、營口、奉天、撫順、開原、四平街、長春、鄭家屯、錦州、天津、青島

派出所(所在地) 大連市小崗子(電話五七四)、奉天城内

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

營業概目

各國艦艇、船舶製造及修理、各種汽罐汽機其他諸機械の製造及修理、氣車氣罐車、電車車輪新造及修理、鑛山用機器一切新造及修理、油房用豆油豆粕製造機械製造及修理、鑄銅鑄鐵、海難救助

本社　神戸市東川崎町二丁目

株式會社 川崎造船所

分工場　神戸市兵庫東尻池村

兵庫分工場

出張所　大連市濱町四十番地

大連出張所

電話七一〇番

電略ドック

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

資本金壹千貳百萬圓

大連市金庫事務取扱

日支合辦
株式會社 龍口銀行

大連市浪速町

電話（代表番號 五二五六番／宿直用 一七三八番／公衆用 三三二八番）
振替口座大連 一五五〇番

支店所在地
龍口、青島、哈爾賓、安東、鞍山、公主嶺

日本內地及臺灣、朝鮮、滿洲、支那各地に爲替取引先有之

一般銀行業務便宜に御取扱仕候

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

● 資本金 參百萬圓

● 積立金 七拾參萬六千圓

大連市伊勢町二十一番地

株式會社 大連銀行

電話
- 代表番號 長五一〇五番
- 宿直用 二〇〇二番

振替口座大連 三三〇番

● 一般銀行業務

● 大連市金庫事務取扱

● 金銀兩勘定取扱

山縣通支店 電話二〇〇一番

沙河口出張所 電話一〇九番

鞍山支店 電話六七番

奉天支店 電話九〇一番

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

資本金　參百萬圓

積立金　參拾六萬七千圓

營業　一般銀行業ノ外年賦（なしくずし）又ハ定期償還ノ方法ニヨリ勸業資金貸付取扱申候

大連市大山通九番地

株式會社　遼東銀行

電話　長六三三番　一〇六七番　三七四四番

振替大連一六九一番

支店所在地　小崗子。金州。普蘭店。瓦房店。貔子窩

爲替取組先　內地。朝鮮。滿洲ノ各樞要地

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

本店　東京市麴町區有樂町一丁目一番地

支店　京城、奉天、大連、哈爾賓、青島

出張所　朝鮮（京城、水原、江景、金堤、榮山浦、大邱、馬山、沙里院、平壤、元山）、下ノ關、間島

東洋拓殖株式會社

支店

電話　長一三五五番
　　　二三四〇番
振替口座大連一九七八番
受信略號タイレン、トタク

奉天支店

電話　長六五七番
　　　長三九七番
振替口座大連一九六八番
受信略號ホウテン、トタ

營業科目

一、拓殖ノ爲メ必要ナル資金ノ貸付
一、農業、水利事業及土地ノ經營
一、農業者ニ對シ其ノ必要ナル物品ノ供給及其ノ生産物品ノ分配
一、移住民ニ關スル業務
一、委託ニ因ル土地ノ經營及管理
一、其他拓殖ノ爲メ必要ナル事業ノ經營
一、定期預リ金



强者の態度と弱者

腕力ある者は腕力を、智力ある者は智力を、權力ある者は權力を、財力ある者は財力を恃みて之を濫用し易し。その濫用は則ち謂ふところの强者の專橫を馴致す。强者の專橫は弱者を泣かしめ、弱者を怨ましめ、遂に弱者をして窮鼠猫を嚙むの反抗心を起さしむ。昔時の百姓一揆は多く此類なり。されど今日の勞働團體とそれより生ずる階級爭鬪、有產階級に對する無產階級の挑戰は、弱者の强者たらんとする努力にして、其の根抵頗る鞏固なり。

强者よ、徒らに其の强を恃んで强者の權利を振廻す勿れ、褊狹なる優越觀念に驅られて利己的行動を擅にする勿れ。驕る平家は久しからず、封建時代は既に過去となり、資本主義全盛次第も亦漸く去らんとす。今日の强者は先づ謙抑の德を養ひ、同情心を深め、社會の實勢に通達し、弱者を憐み弱者と相携ゐて與に國家社會の公事に奉仕するの誠意なかる可らず。然らざれば益益階級爭鬪を激成し、社會をして遂に混亂の巷と化せしむるに至らむ。

時代は急轉直下し、思想界は現實界よりも進步し居れり。歐米然り、東洋の支那及び印度然り、日本帝國豈獨り然らざるの理あらんや。墨子は夙に兼愛說を唱ゐたるが、今日は實に相愛の情味を個人間より家庭へ、家庭より社會へと延長し、更らに進んでは國際間にも延長すべき時代なり。强者にして猶ほ悟らず、依然態度を改めざれば、弱者をして益々反抗心を高めしめ、遂に弱者のために其の地位を奪はるるに至らむ。深く戒めざるべけんや。

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

滿洲之社會　第壹卷第八號　大正十二年四月發行

法律及び裁判の社會化

或點より看て、人の性はアダム、スミスの言つた通り慥にエゴイストの方が勝つて居る。荀卿が性惡說を唱ゑたのも無理はない。況んや社會の環境が物質的に複雜となつて人の利己心を唆る現代に在りては、超凡脫俗の君子人か、餘ほど識力の深い意志の强い人かでなければ、王陽明の謂ゆる良智、佛敎でいふ本來心を的確に把握して險夷胸中に滯らざる明境止水の如き心境を開拓すること能はぬ。煩惱則菩提だが、多くは迷妄に左右され、煩惱の奴となり、そして不知不識惡い事をする。法律でいふ犯罪も大半は斯うしたところから起るのであつて、遺傳的乃至先天的よりも、環境的乃至後天的の方が多いとは、刑事學者の夙に認めた所である。卽ち犯罪の大部分は社會的であると言つても可いのである。

何事も先づ社會的に考察せねばならぬ今日、法律も又それを直接適用する裁判も、隨つてまた社會化せねばならぬは當然だ。其罪を憎んで其人を憎まず、先づ此の心持を以て刑事にも民事にも當り、狀情の酌量すべきは十分に酌量し、苛察嚴査して法のために徒らに犯罪人を多くするやうな事をしてはならぬ。名醫も時に誤診をするから、如何なる名判官も偶には誤判するを免れぬ。之れは致方ないとして、最も注意すべきは時代の推移と社會の狀勢に絕ゑず眼を配り、それを土臺として法を適用し、死せる法文に拘泥して活ける社會に盲目となつてはならぬ事である。頭の古い化石のやうな裁判官は現代の裁判官たる資格を失つたものだ

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

昨年五月司法省内に開かれた司法官會議において平沼大審院長は次の如く述べた。

(前略)、凡そ社會生活の安全を保つがためには社會規律を尊重せざる可らず、而して法律は他の社會規律殊に道德及び經濟上の法則と相待つて其の效用を完うするもの也。故に能く其の調和を保ち相背馳することと莫からしむるに非ざれば社會生活の安全を保つこと能はざるべし。職を司法に奉ずるもの、常に此の意を體得し、裁判をして社會の實生活に適合せしめ、以て法律の目的を貫徹することに留意せざるべからず偏へに法の文辭に拘泥し、形式的理論を基礎として裁判をなす時は、社會實生活の要求と背馳し、社會生活の安全を保障するを以て目的とする法律の精神を沒却するに至るべし。法理は裁判において缺くべからざる要素なりと雖も、實驗の法則もまた等しく裁判において最も貴重なる資料として之れに通曉するを要す。蓋し法律上の規則は社會生活の安全を保つを以て目的とし、實驗の法則は社會の實生活に其の根據を有するものなれば、法理は實驗の法則と相調和する場合において其の權威を有するものなり。從來法律學の研究動もすれば則ち抽象的に生じ、其の實際の運用如何につき多くの考慮を費さざるの風あり。之れかために一片の理論に偏して實驗の法則を無視し實生活に通ぜざる裁判を下したるの例なきにあらず。是れ最も遺憾とする所なり。社會は常に活動して變轉極りなきものなれば、時勢の推移に從ひ、立法者の豫想せざる社會現象を生じ、簡約なる改定の法文のみを以てしては之れに應ずることを得ざる場合あるに至るべし。輓近世界の變局に際し、精神、物質兩界に革新の潮流汪溢し、東西兩洋等しく其の潮流の襲ふ所となり、滔々として止まる所を知らざるか如し。此の革新の時機に際し、職を司法に奉ずるもの、一面においては我國固有の道德を基礎として良風美俗の維持に努め、他面においては時代の趨勢を理解して之れに對應すべき適當の處置を講ずるに萬遺憾なきを期せざるべからず。

それから刑事及び民事その訴訟法の適用についての注意など述べた後、最後に

一、法律の解釋は法文を基礎とするも必ず其精神を闡明し末節に拘泥すべからざる事。

二、法理は之を尊重するを要するも社會規律との調節を保ち形式論議の研究に流るゝの弊を防止し殊に道德を尊重し經濟上の法則を考量するにおいて遺憾なきを期する事。

三、民事の裁判と刑事の裁判との間において完全なる調和を保たしむる事。

と言つて居る。此の平沼大審院長の說は、大體において其の要を得たるものと謂ふべく、現代裁判官は之を坐右の銘として拳々服膺すべきであるが、吾等の特に一言したいのは、民事に濫訴の多い事、その濫訴が權利の濫用に胚胎する一事である。モグリ代言が自家口腹のために事件を製造して法的爭議を煽るが如きも濫訴の一原因であるだらう。權利の濫用とは權利が其の適當の範圍を逸脫して行使せらるゝことだが、然らばその適當なる範圍如何といへば、大正八年三月の大審院判決のうちに『凡そ社會的共同生活をなすものゝ間においては、一人の行爲が他人に不利益を及ぼすことあるは免るべからざる所にして、此の場合において常に權利の侵害あるものと爲すべからず、其の他人は共同生活の必要上之れを認容せざるべからざるなり、然れども其の行爲が社會觀念上第三者において認容すべからざるものと一般に認めらるゝ程度を超へたるときは、權利行使の適當なる範圍に在るものと云ふを得ざるを以て、不法行爲となるものと解するを相當とす』と述べて居る。卽ち法律によつて認められたる適當の範圍内においての權利の行使といふ其の適當の範圍なるものは、一に社會觀念を基準とし、社會的考察の下に之を定むべきであると云ふのだ。然るに權利者には社會觀念の乏しいものが多く、裁判官にも頭の古いものが尠くないので、相待つて濫訴の弊を生ずるのであらうと思ふ。而して濫訴の弊は人心を惡化し社會を荒凉化するに過ぎない。

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

社會は依然として强弱兩者より成立つて居る。昔の强者は貴族、武士、僧侶、地主等であつたが、今日は財力が一番强い力となつたので、財力あるもの卽ち資本家が第一の强者となつた。都市における家主の如きも强者の仲間だ。强者の總べてが聖人君子であれば問題は起らぬが、强者の多くは兎角その强を恃んで專横肆恣に流れ、强者の權利を振廻はし、そして動もすれば其の權利を濫用するので、遂に弱者の不平怨恨を招ぎ、彼等の覺醒發奮と共に現に見るが如き量を結合聯盟した無產者の階級挑戰を惹起したのである。此の勢ひはモハヤ防止し難い。併し吾等は斯かる爭鬪を激甚ならしめざらんが爲め社會政策を基調として出來るだけ之が緩和を講ぜねばならぬ。權利の濫用より成る濫訴の弊の如き、また宜しく之が防止に努むべきであつて、それには法律及び裁判の社會化と云ふことが何よりも大切である。

犯罪の多くが社會的のものである以上、刑事裁判が法の適用を社會の實生活と適合するやう努むべきは勿論だが、社會が物質的に複雜となつた今日、民事には別して社會的考察を加へ、範圍を越えた權利の行使卽ち濫用に凱歌を奏せしむるやうな冷たい判決をしてはならぬ。都市生活における家主と借家人との關係も强者と弱者の關係で、借家人にも隨分横着なものがあるが、彼等の多數は弱者で大體憐むべき生活を辿つて居るから、此の社會的實體に能く眼を留め、家賃金請求事件や家屋明渡事件等の民事訴訟は、成るべく之を和解せしむる樣に仕向くべきである。借地借家法を土臺とした借地借家調停法が昨年十月から內地の五大都市に實施されたのは此故である。是れ謂ふところの法律の社會化である。法律の社會化は必然又た裁判の社會化とならねばならぬ。元來此の爭鬪の多い社會に法律づくめの爭ひを滋くするのは益々人心を惡化し社會を墮落せしむるに過ぎない。況や迷妄に左右されて利己心と煩惱に囚はるゝものゝ多い當節、社會を見ずして輕々事を斷ずるは彼等を救はずして却つて彼等を陷るゝものである。（英峰）

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

柳綠花紅

◆借りた金は返さなければ成らぬ借りた家の家賃は拂はなければ成らぬそれは當り前のことだ◆然るに人間が段々横着になると借金や家賃を踏み倒して平氣なものが出て來る樣になる◆昔は金子借用證文に『若し期日迄に返濟致さゞる時は衆人稠座の中にてお笑ひ下さるべく候』と書いて其の證文が立派に役に立つたものだが◆此頃の人間は『諸君！此人は僕から金を借りて決して返さない大いに笑つて遣つて呉れ給ゑ』と言つても別段笑ふ人もなく笑はれても當人は平氣の平左だ◆勿論斯んな人間ばかり多いわけでは無いが何うも此頃の人間は狡くなつて責任觀念が薄くなつて權利だけは主張するけれども義務を滿足に履行しない◆斯うした狡い人間の多くなつた事を思ふと高利貸先生や家主大人が常に眼の玉をギヨロ付かせるのも成程と首肯かれる◆併し借家住ひの謂ゆる店子や高利の金を借りる人間の多くは中流以下の生活の苦しい貧乏人郎ち今の言葉でいへば無產者階級に屬する人々だ◆中には橫着なものもあるに相違ないが其の多數は借りた金も借りた家の家賃も滿足に拂へない曰はゞ憐むべき弱者だ◆內地と違つて滿洲や大連の日本人には『九尺二間の割店住ひ明日のお米をどうして喰ふか』といふ極貧者はゐない樣だが貧乏人は相當にゐる◆貧乏人といふのが穩當でないならば無產者と云つてもいゝ兎に角滿足に生活の出來ないものも住んでゐる◆處が大正八九年の空景氣時代に土地家屋が投機の物件と化し盛んに轉賣せられたとき家賃がグン〱上つて了ひそれが今日に至つてもまだ十分下らない◆其の當時二十五圓位であつた家賃が家主の代る每に高くなつて倍の五十圓以上になり無產者の店子連中は之がため實に名狀し難い脅威を受けた◆今でもその脅威から脫し切れないで家賃の高いのには全く困りますと愚痴るものが多い◆拂ふべき家賃を拂はないのは勿論惡い泥んや酒や女に出す金はあつても家賃の金は出さな

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

いと云ふ狹い横着な人間に至つては濟度の限りにあらずだ◆斯んな者は宜しく法廷に持ち出して當然拂ふべき家賃を拂はせる樣にせねばなるまい◆だが實際はそんな横着者ばかり居るわけでは無く高い家賃に困り切つてツイ拂ひを滯らす樣になるものもある◆此の社會の實情に照らし家主と借家人たる店子との双方の間に立つて成るべく事を圓滿に纒めようと云ふ意味から出來上つたものが借地借家調停法だ◆此の借地借家調停法は昨年の十月から日本內地の東京、大阪、京都、横濱、神戶及びその都市所在地たる府縣內全體に取敢ず實施される事になつた◆それに依つて裁判官の外に民間から社會の實情に通じた常識に富んだ人を選んで調停委員とし土地家屋に關する爭議は一先づその調停に委ねられる◆委員は双方の言分を聽き双方の事情を調べ成るべく和解する樣に仕向け何うしても和解の出來ないもの丈を正式裁判に廻すと云ふ事になつて居る◆家賃金請求にせよ家屋明渡しにせよ之を裁判沙汰にすれば家主は權利者だから辯護士に賴んで權利を主張し得るも借家人は義務者で且弱者だから力が足らない◆隨つて法廷の上での冷たい權利義務の爭ひは十中七八家主の勝訴となる◆此の裁判の結果則ち判決によつて直ちに正邪曲直の別を斷ずるのは宜しくない敗訴となつた借家人のうちには横着な者もあらうが又氣の毒な者もあるだらう◆法の上から云へば高利の借金を返さないで差押ゑを喰ふのは當然だが返さないのでは無い返されない彼等の立場を察して遣るのが人情といふものだ◆社會は複雜だ人事は殊に複雜だ複雜なる社會と人事から起つた爭ひを一々裁判に持ち出して勝敗を定めるのは面白くない◆冷たい法律の外に溫かい人情を加味し餘り理窟張らずに事の實際について常識で判斷し成るべく爭ひの起らぬ樣にし起つても圓く纒めるやうに今後は折角と骨を折ることにしたい◆弱者に反感を起させ無產者に反社會心を募らせる樣なことをすると社會は益々殺風景になる計りである。

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY



兒童保護法制定の必要

社會局第二部長　田子一民

社會事業中、兒童保護事業は最も重要な事柄で、歐米諸國では戰後殊に國家社會政策上最も緊急重大のものと認め、競ふてその徹底的普及を圖つて居る。我邦に於ては未だ幼稚であるが社會の變遷、世運の進歩と共に最も是が發達整備を必要とする。兒童保護は棄兒、孤兒、其他貧窮兒童の救濟及び不良兒の感化敎育等を主としてゐたが、輓近兒童の健全なる發達が偉大なる次代の國民を造るに最も重要な事とせられ、それが高唱されると共に、兒童保護事業の範圍は極めて廣くなつた。卽ち單に棄兒、貧兒等の救濟及び不良兒の感化等に止まらず、下級家庭其他の胎兒、乳兒、幼兒、學童、勞働少年、低能兒及び白痴等に至るまで、一般兒童の身體及び敎育上の保護に及び、極めて廣汎なものとなつた。兒童保護の進歩と其の範圍の擴大は亦必然その法則の制定完備に待たなければならぬものが極めて多くなつた。

兒童保護に關する我國現行の法制は、明治初年太政官發布の恤救規則及び棄兒養育米給與方と、行旅病人取扱に關する法規中兒童に關するものと、近くは工場法中の兒童に關する規定等があるけれど、猶ほ極めて

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

不備なるもので、新たに制定を要するものが多々ある。内務省は從來兒童保護法に關しても單行法として種種の調査を遂げ、曩の救濟事業調査會にも諮問し、昨年新たに社會事業の主務局を設け、益々斯業の發達を圖り、現在は兒童保護に關する統一法の調査をしてゐる。今内務省主管に屬する兒童保護法の要項を擧げれば、(一)孤兒、棄兒及び迷兒の保護に關する事項、(二)不良兒、浮浪兒及び犯罪兒保護に關する事項、(三)養兒保護に關する事項、(四)胎兒、乳兒及び幼兒保護に關する事項、(五)母子扶助に關する事項、(六)勞働兒保護に關する事項、(七)兒童保護委員設置に關する事項、(八)兒童虐待防止に關する事項、(九)兒童の禁酒及び禁煙に關する事項等の多きに亙つてゐる。以下之について述べて見よう。

孤兒、棄兒及び迷兒の保護　棄兒、迷兒及び孤兒の保護に關しては、明治四年太政官達の棄兒養育米給與方と明治七年太政官達恤救規則により、棄兒に就ては其の預り人又は貰人に對し滿十三歳まで僅に年々米七斗宛、極貧の單獨なる幼者は滿十三歳まで一箇年米七斗の割を以て養育米料を給與さるゝ規定があつた。其外市町村に於て任意の救濟をする。大正八年三月末日現在において國庫救助を受けた兒童は棄兒六百八十九人、孤兒二千八百八十五人で、是が救護は市町村が個人の家庭又は私設救濟團體に委託し、東京市は其の設立に係る養育院で取扱ひ、家庭委託又は院内養育をなすことゝした。

棄兒、迷兒及び孤兒の救育に關し、棄兒養育米給與方及び恤救規則は養育米料として僅かに養育費の補助を規定し、是等兒童の保護上極めて不完全であつたから、是非共速かに孤兒、棄兒及び迷兒の保護法の制定を必要とする。而して其の立法の要旨は次の如くである。

一、扶養者なき孤兒、棄兒及び迷兒の扶養義務は該孤兒の現住地又は棄兒及び迷兒の發見地の市區町村において之れを行ふべきものとすること

一、市區町村はその扶養すべき兒童の養育を適當な家庭又は私設團體に委託し若しくは救育機關を設けて親切且周到に其の取扱ひをなすべきこと。

一、扶養兒童の引受人なき時は市町村は滿二十歳まで保護すること。

一、兒童の養育費は市町村の負擔として道府縣及び國庫の補助となすこと。

不良兒、浮浪兒及び犯罪兒の保護　不良兒、浮浪兒及び犯罪兒保護の極めて重要なことは一般識者の認める處である。此種兒童の保護に關しては玆に叙述する迄もないから唯だ感化法改正の必要に關して一言する。感化法は明治三十三年に制定し、同四十一年に改正したものであるが、今日に於ては更に改正を加へ、不良兒童に對する保護及び救育について充分なる發達普及を圖る必要がある。

大正八年三月末日の調査によるに、東京府を別とし、二十歳未滿の不良兒五千八百八十四人、浮浪兒童五百七十二人、犯罪兒一萬〇二百六十六人、合計一萬六千七百二十二人である。全國感化院の數は國立のもの一、府縣立三十一、私設二十四、合計五十五で、其の收容現在人員は一千八百五十二人である。感化事業の現狀は、收容兒童數が不良兒、浮浪兒及び犯罪兒數に比して極めて尠く、而かもその敎育及び職業敎育の施設が甚だ不完全で、未だ充分な感化保護の效果を收むることが出來ないから、保護敎育の實績を擧げ得るやう是非とも感化法の改正整備をなすことが必要である。

養兒の保護　所謂里親なる者に就て弊害の著しいものがあることは、世間周知の事實であるが、最近の調査に依るに、報酬を以て養育を委託せられて居る里子九千八百七十九人（東京府を除く）、報酬を得て養育せられつゝある貰子九千八百九十一人（東京府を除く）を算するの狀況で、決して輕々に看過すことの出來ない問題であるから、一日も早く里親取締の規定を設けて是等養兒の保護を全からしむる必要がある。其の規

定の要綱としては、(一)委託に依り養育せらるゝ者、養子縁組に依り養育せらるる者、其他扶養義務者又は同一の家に在るもの以外の者に依つて養育せらるる者は、一定の年齢を限つて之を養兒として保護すること(二)何等の名義を以てするを問はず、報酬を受け又は之を受くる目的を以て養兒を養育せんとする者、乳母なくして一歳未滿の養兒を養育せんとする者、養兒を引受けたる際、一定の期限内に住所地を市町村長に屆け出でしめること、(三)公費の救助を受くる者、特定の犯罪によつて刑の執行を受けたる者、並に特定の業務に從事する者が養兒を養育せむとするときは地方長官の許可を受けしむること、(四)右の屆出を怠り又は許可を受けずして養兒を養育する者は相當處罰すること等となすの見込である。

胎兒及び乳兒の保護・胎兒及び乳兒の保護は兒童保護の出發點で、殊に諸外國に於ては概して乳兒死亡率の漸次低下しつつあるに反し、我邦に在つては益々其の增加の甚しからんとするの傾向がある。それがために一日も早く之が防止の策を講ぜなくてはならぬ。而して胎兒及び乳兒の保護を徹底せしむる爲には姙婦及び產婦の保護に重きを置くを要する。卽ち兒童保護法案には先づ(一)市町村は貧困にして產婆の助產を請ふこと能はざる者のために巡回產婆を設置し得ること、(二)巡回產婆の設置なき市町村に在りては貧困者に對し分娩手當費を補給すること、(三)市町村は家庭に於ける衞生其他の關係に依り自宅分娩の不能又は不可能なる者を收容して分娩手當を受けしむる爲め產院を設置し得ること、(四)市町村は兒童の健康診斷及び健康增進に關する指導を與ふる爲め育兒相談所を設置し得ること、(五)是等に要する經費に對しては道府縣をして相當補助せしめ國庫も相當の補助を爲すこと等の規定を設けねばならぬ。

保育所　母親が生計費を得るが爲め業務に從事する間、乳兒又は幼兒を晝間收容し、母親に代つて適當な保護教養を與ふるの施設として、保育所の必要なるは申す迄もないことである。然るに我國に於ての保育所

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

は現在六十餘を算するに過ぎない。其の內容に於ても亦改善を要すべきものが尠からずある。兒童保護法の一部として、(一)保育所の設備、保育法等に關する準則を定むると共に、(二)市町村は保育所を設置し得ること、(三)本法に定むる準則に依り設置したる保育所に對しては其の公設たると私設たるとを問はず府縣における地方費及び國庫より相當の補助を爲すこと等の規定を設けて、之が設置の普及を圖ると共に、其の內容整備の促進に努め、而して其の發達進步を圖らねばならぬのである。

母子扶助　最近調査したる所に依れば、現に十五歲未滿の子を有する母で、法律上又は事實上の保護者なく又は保護者あるも生業不能のため生活困難なる者、それ等が約四萬七千人(東京府を除く)を算し、其の扶助する十五歲未滿の子女總數十五萬五千餘人に達してゐる。斯樣な貧困母に對しては、物質的の扶助を與へなくては到底その子に對する養護敎育の責務を完うすることが不可能であるから、是等に對しては、國費を以て一定年齡未滿の子の養護及び敎育のために必要な限度に於て、生業扶助又は扶助金を給與するの制度を定め、地方長官をして扶養を受くる者に對し子の養護及び敎育に關する必要な命令を發することを得しめ扶助金は子の員數に應じ其の額を增すこととしたいと思ふてゐる。

兒童勞働の保護　勞働兒童の保護に就ては現に工場法があつて或種の業務に從事する兒童の年齡及び就業時間等に制限を加へて居る。殊に第一同國際勞働總會の協約案に基いて、我國もまた旣に現行工場法の改正を行ふことになつたが、同法適用の少年勞働者はこれに依つて相當の保護を受けること勿論であるけれども而も同法の適用を受ける者の範圍は極めて狹少であるから、同法の適用を受けない一般勞働兒童についても衞生上道德上の危險を免れしむるが爲め、(一)定齡未滿のものの傭使禁止、一定年齡未滿にして義務敎育を終了せざる者の授業時間中の傭使禁止、(二)定齡未滿のものゝ從業時間制限、(三)一定年齡未滿のものを寄

席、劇場、旅館、貸席業、料理店、待合、其他風紀上兒童に危險ある職業への傭使禁止、(四)一定年齢未滿のものを街上商業又は配達人等に傭使禁止、(五)不具兒畸形兒の類を公衆の觀覽に供することの禁止、(六)大工、左官、其他の手工業の徒弟及び商業見習者並に歌舞その他の業務に從事する兒童に對する制限的取締(七)一定年齡未滿者の賃銀交付に關する制限的取締等の規定が必要である。

尚ほ義務敎育終了者のために職業選擇指導機關を市町村において設置し場合によりては此の費用に對し道府縣及び國庫から相當補助するの規定を設くる必要がある。

兒童保護委員の設置　兒童保護事業の徹底的普及を圖るについて、先づ最も緊要な事は、兒童保護に關して社會を啓發し、共同觀念を强盛にし、且つ適當な保指導者を得る爲め、一般的兒童の保護目的を以て市町村に兒童保護委員を設置することにせねばならぬ。

兒童保護委員設置に關する要項は、(一)兒童保護に關する事務のため市町村に兒童保護委員を設置せしめ市町村長をして兒童保護に關する事務を管掌せしむること等で、(二)兒童保護に關する事務の概目としては(イ)孤兒、棄兒及び迷兒の保護、(ロ)養兒の保護、(ハ)學齡兒童就學保護、(ニ)不良兒、浮浪兒及び犯罪兒の保護(ホ)精神異常白痴低能不具癈疾兒の保護、(ヘ)兒童虐待防止、(ト)其他必要なる保護等である。更に(三)兒童保護委員は市町村長をして、(イ)社會事業從事者、(ロ)敎育者、(ハ)學務委員、(ニ)醫師及び產婆、(ホ)宗敎家、(ヘ)警察官吏、(ト)其他適當と認むる者等を撰任せしめ、猶ほ(四)地方長官に於て必要と認めたる市町村に對し兒童保護に關する有給吏員の設置を命ずべきである。

兒童の虐待防止　兒童の虐待防止に就ては刑法中にも之に關聯するの規定がある。併し社會の現狀に察し(一)體罰、不當待遇、過度の勞働强制、特種勞務强制等に依る兒童の虐待又は養育若くは敎育に關する義務

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

者の懈怠等に關し處罰規定を設け、(二)其の目視者に當該官憲に對する通告義務を負はしめ、(三)前記一項に該當する者に對しては親權を剝奪若くは制限し、其他違反者の兒童に對する權利を剝奪若くは制限し、市町村長において之れが後見職務を執り、又は保護者に對し特定の行爲を强制すること、(四)被虐待兒に對する應急手段等に關しそれ〴〵規定を設けるの必要がある。

兒童の禁酒又び禁煙に關しては現行法を改正襲用し、禁酒に就ては、(一)親權者其他の監督者に對し兒童の飮酒に關し制止義務を負はしむること、(二)兒童に對する酒類販賣及び供與の禁止、(三)禁制品の沒收(四)酒店、待合、料理店又は之に準ずべき場所に兒童の同居及び出入を嚴禁すること、(五)以上の各項に對する違反者についての罰則等に關する規定を設けたいものである。

支那に於ける家族制度

新旅順　渡會貞輔

支那の家族制度と一口に言つても、其の範圍は頗る廣いから、こゝには主として相續、分家の二項につき實際的調査の結果を基準として、極めて通俗的に述べて見たいと思ふ。元來支那に於ける相續は之を宗祧相續と財產相續の二種に大別して研究するを至便とする。宗祧相續とは父祖の祭祀につき主祭者たる身分の相續を指すので、何しろ支那人は極端な祖先崇拜の國民だから、這うした父祖の祭祀といふ事に對しては可なり神經を痛めて居るのである。けれども時代の趨勢には敵し難く、今では嚴格なる意味に於ける宗祧相續といふ事は殆ど廢止の姿で、恰も財產相續に附帶した一種の義務のやうな形になつて了つた。併し是は强ち制

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

度の頽廢、儀禮の墮落とは言へない、寧ろ支那家族制度の一大變化と言つた方が好い。

要するに父祖の祭祀は宗祧を相續して宗子のみに一任すべきものでない、其の子孫たるものは甲乙の別なく父祖の祭祀を行ふべく、是れ軈て子孫の父祖に奉仕する所以なりと云ふやうな觀念を馴致するに至つたのだ。昔は狹く深く行つた父祖の祭祀を今は深く淺く行ふやうになつた迄で、此點から言つても、却つて人道の要義、儀禮の妙諦に觸れ得たものと言へよう。日本では二男三男から分家した場合、自分一代は祖先の位牌が無いから、例令祭祀したくも出來かぬると言へば夫迄だが、併し是は要するにお都合主義による一種の口實と看做し得る。そこで吾輩は華族一代論さへ喧しい今日、聊か黴臭い咄ではあるが、日本でも此の先祖崇拜主義をもう少し鼓吹したら如何かと思ふものである。

宗祧相續者たる可きものは、原則として、(一)直系、(二)男系、(三)嫡出の長子若くは孫たることを要し若し此等のものが無かつた場合に於て、始めて其の他のものが相續し得ることになつて居る。此邊は鳥渡我が家督相續に髣髴して居る。這うした場合、支那でもやはり養子を立てゝ宗祧を相續させるので、俗に之を過繼子又は過房兒子など呼んで居る。而して過繼子は卑屬男系たることを要し、通常實甥が此の選に當るのであるが、若し甥達に適當のものが無かつた場合には、同宗卽ち一家子の男子中から之を迎ふることになつて居る。前にも一寸申述べたやうに、普通相續と云へば專ら財產が主たるものになつて居るから、若し讓るべき何物も無かつた場合には、別に過繼子を立てず、從つて宗祧相續も簡略することになるのである。極言すれば財產あつての宗祧相續であると言つても過言ではないのである。

次に財產相續だが、是れは大分我國と異つた面白い慣習を有して居る。卽ち一家の財產は通例家祖たるものゝ所有に屬し、家祖は勝手に之を管理し處分することが出來るのである。家祖とは一家の治政者卽ち家長

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

權を有する者のことで、若し家祖が老衰、病弱、無能、出稼、其他事故のため家政を取締ることが出來ぬ場合は、一家中の適當なものを定めて之れに家長權を附與し、內は一家の主能者として家政を總攬せしめ、外は一家の代表者として交渉に衝らしむるのである。俗に之を當家的或は當家と稱し、關東州內では日本式に戶主と稱して居るが、併し我が戶籍法上の戶主とは聊か勝手が違ふのである。

此の當家的は一家の總括として內政外交を背負つて立ち、官衙に對する屆願や他人との契約等、總て自己の意思、自己の名義により行はれ、無論家族に對しては扶養の義務を盡し、之を保護監督せねばならぬ。それで當面では家祖が當家になるのであるが、併し前に述べたやうな事由から、或は長子、或は次子、或は三子と誰が成つても差閊ないことになつて居る。此邊は我國と大分趣が違ふ。一家相談のうへ悧巧で學問のある者を互撰して之に當らしめるのである。支那では女子の家長權を表面上認めて居らぬ、と同時に、準家族或は奴婢等の如きものも無論家長たることは絕對に出來ぬのである。言ひ後れたが、此の當家的たることは彼等に取つて一種の誇りたることは申す迄も無いことだ。

但し茲に女當家なる言葉があるが、是れは戶籍上の女戶主といふ意味でなく、一種の侮蔑嘲弄を加味した意味の文字で、我が所謂嬶天下に當るのである。即ち元來一家の長として家政を執るべき筈の男が女房の尻に敷かれ女房が亭主の代理をして恰かも戶主たるが如き權利を振舞ふといふことを他人が見聞して名付けた一種の綽名である。關東州內に於ける警察戶口調査簿には夫に取殘された妻即ち寡婦は之を戶主欄に揭載して置くが、是れは一種の便法で、嚴格なる意味に於ける當家ではないのである。

家は國の單位で、戶主なき家の有るべき筈も無いが、併し支那の慣習はこれを認めて居るのだから面白い尤も之を補充すべき他の慣習があつて、實際は女戶主が余り出來ぬやうに仕組まれて居る。それは元來支那

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

といふ國は古風を尙び數代一家に同居して父祖兄弟仲好く暮すことを無上の誇りとし、分家することを不名譽と心得て居るのだから、淸朝時代では若し五世同居して相睦しき者は其地の官より之を畏き邊に上奏して厚く之を褒賞したといふことである。こんな譯から、今でも親兄弟、伯父甥が一棟の內に棲んで居て、若し他人が『你們分家了麼』とでも聞かうものなら、『沒分』といつて大いに得意がる。

咄は前に戾るが、財產相續の方法は極めて簡單なもので、相續權を有する男子全體が平等に相續し而してこれを分割するのである。前項に述べたやうに、支那人は父祖の家產は成る可く分割せず、兄弟間で相續し仲好く之に依つて暮して行くのが理想だから、出來得れば合有財產として子孫相繼いで行きたいのであるけれど、生活の困難、家族の繁殖、其他種々なる原因の爲め、今では下流中流どころでは大抵一代切で分家してしまふ。卽ち財產分割を開始するのである。けれど上流殊に財主（富家）邊になると、二代三代と分家せずに家族が五十人百人とうぢやく〳〵して居るのを往々見受くることがある。

そこで財產相續の開始だが、是には二樣の場合がある、卽ち父祖の生前に於て財產を分割した場合と、父祖の死亡後に分割した場合とである。此の財產分割といふことは取りも直さず相續を開始したと云ふことを意味する。家產を分割するといふことは一種の耻辱で、況や父祖の在世中之を開始するなどいふことは尙更の事の樣だが、併し實際は之を裏切つて、此の生前分割が可なり頻繁に行はれて居るのである。それから父祖の死後分割といふ中にも、父祖が遺言して死亡した場合と、遺言せずに死亡した後子等が喪明後共に相談のうへ之を分割する場合とがある。遺言といつても、それは單に生前に分割證書を書いて置いて死後その通り實行するといふだけで、我國の謂ゆる遺言とは譯が違ふ。

支那では婿取といふことが甚だ稀で、例へば一人娘でも是非之を他家に出嫁し、改めて一族の中で血緣の

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

最近き甥格の者を迎へて相續させるのである。支那の慣習として女子は必ず他家に出嫁し、決して生家に在つてその家を相續することは出來ず、從つて萬止むを得ざる場合の外は、先づ婿取といふ事はない譯である併し一旦嫁して夫に別れた女子が夫家において相續すべき男子が無かつた場合は、女子と雖も其の夫の財產換言すれば家產を仲繼相續し得ることは已述の通りである。但し夫產を持して他家に再嫁することは絕體に出來ぬ。是れ『產は家に屬す』といふ觀念に胚胎するので、これは娘が他家に出嫁する際に方つても、家財殊に不動產は娘に持たせて遣られぬことになつて居るのと同一論法だ。

さて財產相續人は必ず被相續人の直系卑屬たることを要し、同列親や尊屬親は勿論、卑屬親でも傍系に屬する者は相續權がないことになつて居る。そこで通常相續人と言へば無論實男子（嫡子庶子其他）を指すので、實男子が無かつた場合止むを得ず養男子を迎へ（主に實甥）、更に養男子のなかつた場合には娘に婿に取るといふ段取になるので、大抵は同宗中より養男子を迎へて相續者を定める樣である。而して若し實男子が二人以上あつた場合には共同に相續するので、之を分割せぬ間は謂ゆる合有關係を持續する譯になる。數代に亘つた合有財產をいざ分割といふ場合には、各その持分に對し複雜なる關係を生じ、慣習とは言ひながら、此の合有關係なるものは一見甚だ面倒なる制度と言はねばならぬのである。

支那法上兄弟二人以上あつた場合、その財產は必ず平分せねばならぬことになつて居て、長男だから多く取り、三男だから少く遣るといふやうな事は絕對に出來ないのである。動產、不動產、延いは貸金供錢までも平分して相續する。土地は一筆每に之を平分することもあり、また同一面積のものを場所により分得することもある。尙ほ長男に牛車を遣れば二男には騾馬を與へ、家屋の如きは部屋を仕切つて平分する。此の分割の方法は可なり仰々しい仕方で、先づ中說人、族中人等を撰定し、吉日を擇んで家產全體を彼此斟酌して

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

分家單上に記載する。そして祖先を祭つてその前で抽籤のうへ決定するので、多少の過不足があつても、是れ祖先の令、天帝の命なりと觀念して、決して不滿を訴へることは出來ぬのである。

此の分家單は普通紅布に書くのが本式だが、併し多くの場合、例の毛頭紙を以て代用して居る。それには(一)分割すべき人の姓名、(二)分割の理由、(三)分割すべき財産の品目、土地ならば地積、坐落及び四至等(四)保證人(中見人、中説人、族中人、立字人)、(五)立書年號月日等は必ず具備すべき條件となつて居る。此の分家單は分書、分單、分劵、分關、分管、分地單、分治契、折書、憑帖、分授書、主分字、立分、絶産分書、折産書、散書、分闔字等の別名あり、權原を證明すべき有力なる證據とは言へぬ。だから彼等も分家單はやはり分家單と稱して文契(卽ち契約證書)とは言はぬ。言葉を換へて言へば、內輪だけの約束事で、對外的には效力を及ぼさぬ筋合のものである、随つて權利歸屬の證明書としては未だ十分と言へない。

分家の理由は殆ど紋切型の樣に『兄弟が一所になつて暮すと費用が掛る』とか、『家族が追々繁殖して來て仲好く暮すことが出來ない』とか、『家事が複雜で到底共同生活に堪ね得ない』とか、丸で版で押したやうに千遍一律である。尙ほ前に言ふのを忘れたが、分家單上には此の分家の理由と同時に必ず『母の命に遵ひ』とか、『父の吩咐を奉じ』とか、若くばまた父祖生前ならば必ず父祖が承認して居ることを一寸書添へて置くのである。分家單の書ぶりは大體に於て似たり寄つたりだが、併し其間人により所により種々形式に異つた點がある。此事は餘り專問的になるから省略する。終に附け加へて置きたいことは、分家單には必ず割字を施すことゝ、もう一つは姓名の下に花押を書かぬことである。

此の財産分割をする際に方り、父母在世の時は養老地といふものを抽存し、父母の生養死葬の資に充てるのである。此時は分家單と同時に養老單を立てゝ之を父なり母なりに附與するので、若し父母が養老地によ

つて獨立生活を營み壽命が來て死んだ場合には、その養老地を葬式の費用に充て、餘分があつたら兄弟で均分する。併し若し父母が生前子の誰かの家に寄食した場合には養老地は其子の所有に歸屬するのである。此外有福な家庭では娘の婚費として往々家産中から家産の一部を抽出して娘に與へることがあるが、併し是れは主として動産だけであつて、若し不動産の場合でも之を金錢に替へて吳れて遣ることになつて居る。これなどは思ひやりのある甚だ床しい好い慣習であると思ふ。

それから分家の際、特に父祖の墓所及び之れに附隨すべき土地を合有地として除外することがある。是れは其の分割者及び其の一族の合有で無論不可分割のものとして子孫に傳へて行く。次に碾場（粉挽所）、場園（脫穀場）、赶牛場（牧場）、井地、街道等は分割者等の共有地として存置し、苟りに之れを賣買讓渡することを許さず、將來必要の場合は協議のうへ各自その持分に應じて之を分割しても好いことになつて居るが、併し用途の上から言へば、依然そのまゝ存置するを可とするのである。

保險の意義と其の簡易化

池内勝里

我滿洲で久しい間唱導されて居た簡易生命保險が昨年十一月から實現するやうになり、同時に、關東州內及び滿鐵沿線附屬地に對し同保險法、同保險命令並に之に附隨した諸法規が準用施行せられた。之は眞に時代に適應した文化的施設として吾人の歡喜に堪ねない所である。今一步進めて勞働保險や失業保險といふやうな社會的施設が出來る日の一日も早く到來せんことを切に祈るものである。

內地で簡易生命保險の實施されたのは漸く大正五年の事であつて、實施當時は其の主旨が各自に周知徹底

して居なかつた爲め、成績は餘り良好ではなかつたが、爾來當事者の熱心なる宣傳的努力と其の刺戟に基く各人の自覺と相俟つて、漸次自發的に加入者が增加し、今日では極めて順調な成績を示して居る。私は此の機會において保險の性質に就いて少しく卑見を述べて見たいと思ふ。蓋し勞働保險と云ひ、失業保險と云ひ若くは簡易保險といふも、其の種類こそ異なれ、又その種類によつて多少の相異こそあれ、保險の根本義に至つては全く同一であり、且つ之を理解することは夫等保險の發達と隆昌とを誘引する原動力となるのみならず、各自がより多く幸福なる生活を營み得る一助となるからである。

保險は云ふ迄もなくお互に不慮の災害に遭つた時助け合ふといふ美しい精神に基いて發達して來た機關である。これを專問的に說明すると、保險はお互の扶助を經とし、損害の轉嫁を緯とする制度であると謂ふことになる。例ねば甲なる人がS保險會社と保險の契約をなしたとすれば、甲は每年一回若くば二回契約高に應じ保險料をS會社に納めなければならぬので、そこで會社はその掛金を契約期間內保管して居るのであるが、其の契約年限にまで達せないうちに、甲が病のために死亡したり、或は甲の所有家屋が火災に罹つたり或は甲が徵兵に應じて入營したり、若くは負傷した場合には、其の契約した保險金が受取られ得るのである此の場合、保險金が如何して出るかと云ふと、その保險金は謂ふまでもなく保險に加入した多數の被保險者が納めた保險料から成るもので、つまり保險會社を媒介としてお互ひに扶助すると云ふことになるのである契約滿期に達した時は勿論、前述の通り其の途中に於て被保險者に不慮の災害が發生した際は、其の損害の凡てを保險會社が負擔し、被保險者は正面より權利として契約の保險金を受取り得るのであるから、被保險者としては些の少損害も蒙らない譯である。卽ち此の場合被保險者の損害を保險會社に轉嫁した事となるのである。更に之れを具體的に說明して見ると、某家屋が火災の爲めに燒失すると五千圓の損害を蒙るとして

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

それに相當する保險を契約し、毎年百圓宛の保險料を掛けるとしたならば、その以後何時火災に罹つても契約高の五千圓を會社から得られるのである。斯く觀じ來ると保險ほど合理的經濟なものはないのである。若し此の場合、その罹災によつて生じたる損害を貯金制度によつて補ふとしたならば如何であらう乎、一箇年百圓を貯金して五千圓に達するには少くとも三十年を要するから、そしてその間に家屋が類燒したとすれば五千圓の家屋を再築することは出來得ないのである。保險は然うした際に最も有效に其の目的を達し得られるのであるから、一般貯金と比較して遙かに有利なることが分るのである。

英國人は、誰しも知つて居る如く、職務に對して非常に勤勉であると共に、生活の安定といふ事に付いても格別の注意を拂つて居る國民であるから、彼等は夙に保險の利益なることを認識し、あらゆる階級者を通じて何れも收入の一部を控除して保險に加入して居る、否寧ろ收入の中から保險金を割いた殘餘を以て生活費に充當して居る。彼等は一朝有事の際と雖も之によつて何等生活上の支障を惹起せないやうに務めて居ると謂はれるほどに保險慾が旺盛である。英國人の家庭が模範的のものであるとして世界から稱讚されて居るのは、畢竟彼等の生活內容が充實し家庭が安固であるからでもあるが、一面に於て有事の際若くは死後に於て保險によつて生活が保障されて居るからである。であるから、彼等は生活上常に何等の不安や後顧の憂を抱く事なく、一意專心職分に精勵し、進んで海外にまで雄飛し得らるるのである。英國が世界に覇を唱ね得る所以も一は保險の徹底してゐる爲であると言つても失當ではないのである。

斯の如く、保險は個人生活の上に缺くべからざるのみならず、保險思想の普及發達の如何は國家的にも重大な關係のあることが明瞭となるのである。然るに我邦に於ては、保險制度が布かれてから可なりの年日を經て居るにも拘らず、社會各人がその必要を認めて充分に利用することなく、其の甚だしきに至つては迷信

に因はれたり緣起を云爲したりとして絕對に排斥して居るものもあるので、其の發達案外に鈍く、普及の上にも遺憾の點が尠くない。そこで國民をして保險の有意義なることを感得せしむる爲には、積極的に其の必要と其の利益を宣傳すると同時に、保險をして社會的に簡易化せしむることが緊要である。卽ち簡易生命保險なるものは此の必要に迫られて起つたものである。けれども簡易保險は官營であり、且つ其の種類も生命保險にのみ限定されて居るので、現代の趨勢から觀て物足らぬさを覺ゐる。

社會の文化が進むに伴ふて、種々な危險事故が發生し、吾人の身體や生活に多大の不安を感ずる樣になるそこに傷害保險が起り、工場の傷害に付いて工場法を以て其の救濟法を強要して居る如く、その不安を保障し、更らに本年度からは健康保險法の制定によつて病氣、負傷、出產等の爲めの保險が法律で强制される事になる筈である。然るに何れも被保險者は工場勞働者に限られて一般世人の加入を許して居ない。此點は吾人の遺憾に堪へぬ所である。近く讀賣新聞社は共同火災保險會社と契約のもとに一般讀者に對して無料で傷害保險を付することを發表した。これによると老幼男女又は職業の如何を問はず、また旅行と傷害とを論せず、その保險の最高額を一千圓とし、以下その傷害の程度に應じて適當の金額を支給するとの事である。吾人は同社の此の計畫に對して深く感謝の意を表するものである。

要するに、現今のやうに社會の事相が刻々と複雜化しつつある時に際しては、單に普通の生命保險のみでなく、また獨りそれを勞働者のみに限らず、總ての人が加入し得らるるやうな簡易な一般的傷害保險の實現を希望せざるを得ない。簡易化といふことは則ち民衆化、社會化を意味するもので、保險なるものは元來民衆的、社會的であらねばならぬものだ。若しそれ其の經營に至つては、政府でやらうと、官民合同で行ふとその邊は深く問ふ所でない。唯その一般的普及を切望するのみである。

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

近代思想と墨子

老子の虛無主義は今の無政府主義に似た所があり墨子の勤勞主義は今の共產主義に類似し其の兼愛說は博愛主義とも人道主義とも共通した點がある▲孟子はデモクラシーの主唱者で「王何ぞ利と言はん唯仁義あるのみ」と言つたかと思ふと「舜何人ぞ吾何人ぞ」と喝破して其の覇氣を露出して居る▲朱子學を中心とした德川幕府時代には楊墨は言ふ迄もなく王陽明學も之を異端視し水戶の正系學派は孟子の說を容れなかつた▲老孟楊墨その何れの說も今日の哲學や科學と違つて極めて漠然として居るが諸子百家の說には今日の社會主義、共產主義、無政府主義と思想の根抵において相似たところが尠からずある▲此故に本場の支那では近代思想の浸潤と共に常識と形式より成る孔子を排斥して老子、莊子、楊子、墨子に走り一轉して露國のボリシエヴキーに共鳴する者もある▲日本にも今更の如く親鸞を擔いだり日蓮の蒸返しをしたり老子に憧憬したり偖ては墨子の兼愛說や勤勞主義に隨喜の淚を流すものが出て來た▲是等のことを述べると長くなるから玆には單に墨子のことだけ略述して見より▲何も悉く隨喜喝仰するにも値ひせぬが墨子の兼愛說にはなか〳〵好い所がある「君臣相愛せざれば惠忠ならず父子相愛せざれば慈孝ならず兄弟相愛せざれば和調せず」は近代思想と全然一致する▲君の惠よりも臣の忠を力說し父の慈よりも子の孝に重きを措いた封建時代の道德は強制的絕對服從主義の道德であつた▲その結果は立派な忠臣を出し立派な孝子も出したが一方に我儘な世間知らずの殿樣を出したり子供を喰物にする不埒なおとつちやんを出すに至つた▲それが民衆の無自覺と相待つて御無理御尤主義となり長い物には捲かれろとあつて行列に土下坐までしたが併し此くの如き屈從時代にも百姓一揆は時折起つた▲當時の思想界を儒教と共に兩分して持つてゐた佛教もその坊さんに依つて諦め主義を鼓吹し「之れも前世の約束だからマア諦めた方が得だらう」杯と言つたものである▲新思想の輸入擡頭と共に必然その反動が現はれた婦人參政權論者が出たり弱者たる勞働者が量の團結を計つて強者たらんとしたり自由結婚と共に戀愛至上主義が唱はられたりするのは皆その反動だ▲親が子を育てるのは當り前だ其の當り前な事に對して何も報償する必要はない隨つて孝の必要なしと憶面もなく親不孝論を喋々する新人があるとは驚き入つた話だ▲是等は從來の片務道德即ち強制的絕對服從主義の舊道德に對する過渡期の反動的現象だ玆に墨子の兼愛說を取入れれば或は多少均衡を得るかも知れない▲墨子は更に語を銳くして「天下の人皆相愛せざれば強は必ず弱を斬り富は必ず貧を侮り貴は必ず賤に敖り賢は必ず愚を欺く凡そ天下の禍憂怨恨起る所以のものは相愛せざるを以てなり」と說いて居る▲弱肉強食を茶番事とした封建時代と猶ほその面影を存する現代の資本主義的社會の實情を洞觀して誰か此の墨子の兼愛說に首肯せざる者あらんや▲墨子の兼愛說は更に範圍を廣めて「自國を愛するを知つて他國を愛するを知らざるが故に人の國を攻取し又の己れの家を愛するを知つて人の家を愛せざるが故に人の家を奪纂し天下の亂を釀もす」と言つて居る▲武斷的帝國主義やミリタリズムのいゝ痛棒だ而して此說は今日の國際道德の基調と全く一致して居るではない乎▲彼の勤勞主義が遂に儀禮や藝術を無視したのは極端だが享樂的頽廢氣分の充ちた當時の世相から云へば無理もない▲古い說にもいゝ所はある何も歐米輸入の新思想に限つた事ではない惡い所を捨てゝ善い所を採るべしだ此邊の古學に就ては追つて更に述べて見たいと思ふ。

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

社會保險の性質

社會局長官　塚本清治

社會保險は輓近各國に於て大いに其の力を注ぎつつある社會政策的施設の一大部門を爲すものである社會政策的施設は孰れも謂ゆる弱者階級の福祉增進を目的とするものであるが、社會保險は就中直接に社會の大部分を占むる無產階級の生活の安定を計るものであつて、其の日常生活との交渉は非常に切實なるものがある、隨つて一國の幸福安寧上より考ふるも亦頗る緊要なる施設であると言ふことが出來るここを以て今日に於ては何等かの形式において保險制度を有せざる國は殆んど無しと言ふも過言ではないのであつて、本邦に於ては昨年四月公布せられたる健康保險法に基き來年度より實施せられむとする保險制度が之れに該當するのである。

社會保險は謂ゆる給料生活者が疾病、負傷、癈疾又は老衰のため其の勞働能力を一時的又は永久的に喪失したる場合、或は勞働機會を喪失したる所謂失業の場合、或は經濟的生活が脅威せられ又は窮迫に陷るに際して救濟緩和することを目的とするものである。比較的小額の所得を得るに過ぎない大多數の給料生活者が充分に明日の計を爲すことは不可能に屬するのであるから、一朝その勞働能力又は勞働機會を喪失して給料に離るる場合、直ちに生活の安全を脅かさるるに至るは固より當然のことで、之を其の窮乏に困しむままに放任するは人道上より言ふも忍びざる所であるのみならず、一方より考ふるときは、此くの如き結果は今日の社會制度が招來したるものと言ふを得るのであるから、社會連帶の觀念に基き社會保險なる制度を設け、國家も給料生活者自

身も應分の出捐を爲して、右の如き「社會弊害（ソシアルイーブル）」の除去を目標と爲すに至つたのである。從つて此の社會保險を完全なるものとするには、其の被保險者としては其國の給料生活者の全部を含ましめ、その保險する事故としては負傷、疾病、癈疾、老衰、失業等苟も平常の勞働狀態を不可能ならしむる原因の總てを包ましめて、之れを渾然たる一大組織たらしめねばならぬ。此の意味に於て最も完全に近いものは獨逸の社會保險である。獨逸のそれは一般勞働者の外勤務人も老衰癈疾の場合でも保險して居るのであつて、唯失業に付ての保險制度は調査中に屬し、失業救濟の制度を以て之に代へて居る。本邦の健康保險も勞働者の外に年收千二百圓以下の職員をも被保險者と爲し、社會保險として使命の一端を果して居るのであるが、未だ範圍其他の點に於て不充分なる點が多々あるのは、本邦最初の制度として已むを得ざる次第で、今後一般の努力に依り其の社會保險としての大成を將來に庶幾したいのである。

社會保險の發達は比較的近代のことに屬する。社會保險の對象の中心を爲すものは工業勞働者であるが、彼等の安穩なりし舊時の生活力が動かさるゝに

至つたのは產業革命時代以後のことである。小規模の家內工業が大規模の工業組織に一變した結果、勞働者は工場に雇傭せられ、賃銀に依りて衣食せざる可らざるに至つたのみならず、大規模の企業に伴ふ當然の結果として負傷、疾病の激增を來し、彼等の生活は非常に苦しいものとなつた。仍て之が對應策として先づ勞働組合、友愛組合の如きものゝ成立を促し、勞働者は之れに依り其の負傷、疾病等の場合に於ける自衞方法を講じたのであるが、之れが今日に於ける社會保險の第一步とも云ふべきものであつて、現在にては疾病、失業等の場合に之等組合に於て其の救濟を爲し國家が之に補助を與へる制度を採用して居る國も尠からずあるのである。國營の疾病保險法、失業保險法は之が變形であると見ることが出來る。對應策の第二としては國家の立法に依り勞働者の困厄を輕減せんとの試みで、事業責任法なるものが卽ち其れであるが、併し此の法律は事故發生の擧證責任を勞働者に負擔せしめたる等の事由に依り、孰れの國に於ても實效を擧ぐることを得なかつた。其の結果として、此の法律は英佛法系に於ては勞働者賠償法、獨法系に於ては工業災害保險法に取

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

りて代はられた。此の勞働者賠償法は今日に於ても未だ幾多の國に存し社會保險と類似の作用を爲して居る。本邦に於ける工場法及び礦業法に依る扶助規則は之に屬するものであるが、之等は危險の分散其他の點に於て保險制度に劣るものであるから、早晩全部社會保險に吸收さるゝものと見ることが出來る次に老年及び貧困者の保護としての養老年金法、救貧法等の如き、之等は猶之を存在して居る英國の如きもあるが、旣に或る程度まで保險制度に變化せしめられた獨逸の如きもある。一般の趨向としては恩惠的の性質を有する斯くの如き法律は舊時代の遺物として斥けられ漸次勞働者の自助に依る保險制度に變ずべきものであると考へられる。

以上諸種の保險は工業勞働者のみならず商工業及び海上勞働者にも擴張せらるゝに至り、獨逸、墺太利の如きは勤務人階級にも及ぶことゝなりて玆に社會保險は其の本來の目的を達するに近づきつゝあるのである。社會保險は國家が其の事務として非營利的に行ふを本來の性質とし、また勞働者が社會的に享受する恩惠に非ずして其の當然の權利として認めることが大切で、之れは社會保險を近世的社會施設として發達せしむる上に於て有力なる根據を爲すものである。今日の社會保險に於ては勞働者の經濟生活の安固を計ることを目的とすること前述の如くであるが、之に依りて彼等の生活を向上せしむると同時に、その勞働能力を保全し、殊に疾病、癈疾の保險等に在りては從來醫療を受くる機會少かりし者に其の機會を與へ、所謂醫療の社會化によりて國民の疾病の治療を速かにし、健康の增進に努むるのである。卽ち苟も疾病等に罹りたるものに醫療を受け得ざる事なからしむるものであつて醫は仁術なりと云ふ古語の趣旨を新らしく徹底せしめんとするものである。更に進んでは疾病等を未然に防止することも國家健康の上より見て重要なることであつて同じく社會保險の使命となすべき所である。此事は獨逸帝國保險院總裁カウツマン氏其他斯界の權威の夙に唱說するところで社會保險が此の方面に向ひつゝあることは疑ふべからざる事實である。是れ我が健康保險法に於ても保險者は被保險者の健康保持のための施設を爲し得ることを規定して居る所以である。以上に依り社會保險の性質は大體において何人にも知悉し得らるゝことゝ信ずるのである。

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

兒童保育事業に就て

協調會理事　添田敬一郎

保育事業の二大理由として認められて居るものは(一)母親保護卽ち母親が內職又は屋外勞働に從事する場合、子女の纒綿より免れて安んじて業務に從事し、且つ之れに依つて勞働能率を增進せんが爲めと(二)兒童保護卽ち乳兒及び嬰兒を晝間一定の場所に收容し、母親の勞働中之に代つて適當なる保護敎養を與ふる爲めと、此の二者が主なる理由と認められて居る。今や歐米諸國何れに於ても保育所の設置を見ざる處なく、之に依つて母子共に其の利便を受くること甚大なるは周知の事實である。

我邦に於ける幼兒保育事業は明治二十五年新潟市の靜修學校內に於て貧困者の幼兒を保育したのが嚆矢である。工場附設事業としては明治二十七年東京大日本紡績株式會社工場內に設置されたものが最も古い。貧困なる幼兒の爲め特に細民地域に近く設けられたる最初の保育所は明治三十三年東京に創立された二葉保育園である。日露戰後に際し、出征軍人の家族後援の爲め、神戸に於て婦人奉公會が保育所を設けたるを初めとし、當時各地に多數の保育所起りたるも、戰後多くは廢止せられた。其うち神戸婦人奉公會の保育所は戰役紀念保育會と改稱し今も尙ほ繼續して居る。斯くて明治四十二三年頃より保育所は年々各地に設立せられ、工場附設のものも漸次增加し、大正九年末においては、工場附設のものは別として、一般的の保育所が總數七十六ヶ所に達した。內公立七ヶ所にして、他は私設に屬し、その收容兒童總數五千二百五十三人である。されば保育所は逐次其數を增加して今後大いに發達せんとする情態に在ると云つていゝのである。但し現在の保育所は、多くは三歲以上の幼兒を收容し、乳兒を保育するものは僅々十數ヶ所に過ぎない。

保育所設立に關し特に注意を要すべき點は衞生上及び敎育上の事である。外國に於ては前者に對し殊に周到なる注意を拂ふも我邦に於ては尙甚だ不完全

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

の誹りを免れない。試みに米國紐育市に就て之を見るに、市内に保育所を新設せんとする場合には、必ず市衛生局の許可を得ねばならぬ事になつて居るので、設立者は先づ之を衛生局に出願し、兒童衛生課は之に依つて衛生監督官なる醫師を派遣し、保育所の建築に對する衛生的設備に關し周密なる調査を遂げしめ、然る後之が許否を決定し、而して其の許可の期限は一箇年を以て限度とし、之を經過すれば再出願を要することになつて居る。斯くて許可の後は市の衛生課より毎月一回衛生監督醫を派遣して衛生情態を審査せしめ、また衛生局に於ては保育所に必要なる衛生的設備に關する規定を遵奉せしむることに努め、保育所の囑託醫師及び褓姆に對しても、各その心得を規定して、之れに違反せしめざらんことを期して居る。若し此等の規定に違反する場合は衛生局は其の許可を取消すの權能を有して居る。斯る嚴重なる監督の下に保育所を置く所以は全く兒童の衛生を重んずるが爲めに外ならない。

乳兒及び幼兒の最も恐るべきは疾病殊に傳染病の感染である。若し衛生上の注意を怠るに於ては、容易く疾病に陷り、また傳染病に感染する虞れがあり實に重大事である。然るに衛生局に於て極めて周到なる注意を此の方面に拂ひつゝある米國、殊に紐育に於ける保育所の衛生狀態を見れば、其の設備の頗る行屆けるため、此に收容さるゝ兒童は疾患に罹り傳染病に感染すると云ふ如き事實が殆んど稀である之に反し、我邦の保育所は衛生設備に缺くるところ多く、特殊の監督醫も有せざるが爲め、隨つて非衛生的に陷り易く、之が爲め疾病に罹る兒童が尠くない。尤も我邦に於ては乳兒の收容比較的寡きを以て外國に於けるが如き危險が割合に僅少であるが、而も多數の幼兒を同一施設の下に保護するにおいては衛生上特に周到なる注意を拂ひ、成べく其の設備を整へ、多數兒童を收容するが爲めに生ずる弊害に陷ることなきやう心掛くる必要がある。

尙ほ保育所に於ける他の缺陷と認めらるゝ一事は敎育の上に存する。保育所は幼稚園の如き積極的敎育機關に非ざること勿論であるが、然し乳兒の外に幼兒を收容する場所であるから、此間に適當の敎育を施すことは極めて大切である。然るに保育所に於ては此點に關し未だ適當なる敎育を施し居ると信じ得ざる點がある。此事は單に我邦に於てのみならず

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

外國に於ても此の批難の伴ふことを往々見るのであるが、兎に角家庭に代つて晝間幼兒を保育するには衞生上に於ける完備を期すると共に、敎育上に對しても亦年齡に適應したる敎育を授けることが必要である。況んや兩者相俟つて始めて完全なる保育所たるを得べきに於てをや。我邦に於ては今後益々保育所の增設を見ることゝ信ぜらるゝが、希くば此の兩者が完全に遂行せられ、收容兒童をして身心の發達に遺憾なからしめんことを期せられたい。

保育所の設立は母親保護と幼兒保護とを目的とすること前述の如くであるが、輓近保育所の設立を無用視し、若くは有害視する者も亦之れなきに非ざる有樣である。之を無用と爲すの議論は、米國に於ては近年各州殆んど母親扶助法を制定したる結果、保育所に兒童の收容を必要となしたる家屋の大部分は今や扶助法に於て母子共に家庭に於て適當の保護を受け得るが爲め、之を保育所に託するの必要なきに至つた爲めで、現時に於ては保育所の存在が殆んど無用に歸しつゝありとの說もある。是れ素より一理なきに非ざるが如きも、事の實際は、生活不如意の爲めに保護を要すべき母親の總てが母子扶助法に該

當するものではなく、殊に同法は州に依つて扶助を受くべき主體が一樣ならざるのみならず、係累の過多、賃銀低廉等の爲めに、母親の出でて勞働せざるべからざる者に對しては、何れの母子扶助法に於ても之を扶助するの途なきを以て、現在においては依然として此種家庭に於ける兒童收容の機關を必要とするの情況に在りと認められて居る。

また有害說を主張する者は、保育所は勞働の賃銀增加を圖らずして徒らに母親を勞働せしめ、之に依つて生活の脅威を緩和せしめんとするの事實があるから、勞働者保護の根本趣旨に反するの點ありと云ふ意見に歸する樣である。右は前者に比すれば根本的の問題で、傾聽すべき價値があり、隨つて此の議論は今や識者間に於て相當論議せらるゝに至つて居る。則ち既婚の女子は其の生活の脅威の爲めに其の子女を棄てゝ勞働に從事すべきものではない、宜しく賃銀を增加し、家庭をして其の體面を重んぜしむべき程度に進ましめざるべからずとの意見は、今や多くの人々の一致する所である。勞働問題の旺盛なる泰西諸國に於ては正に適當の所論と認められて居る樣である。故に最近に於ける保育所の設立理由中

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

には、上述の二大理由の外將來の方針として、保育所は現在の產業制度より生ずる缺陷を改め、之を矯正して、竟に現在の意味に於ける保育所の存在を無用ならしむる方針を採用せざるべからずと云ふことに一致して居るやうに思はれる。更に之を言ひ換へれば、現在に於ては、一方保育所を設立して目下直接の必要に應ずると共に、他方賃銀問題に對しては飽まで其の本旨に則りて之が徹底的解決に努力せねばならぬと云ふやうに結論されて居る。

然らば我邦に於ては之に對して將來如何なる態度を執るべきかと言ふに、我邦に於ても今や勞働者に對する最低賃銀法制定の必要が高調せられんとする狀態で、又一家の主婦が生活の脅威の爲めに出でて勞働に從事するが如きは元來望ましからざる事たるのみならず、之に向つて何とか改善策を講せねばならぬのであるが、而も現在の事實としては到底之を望み得べくもないから、保育所の設立は寧ろ之を奬勵するの要がある。若し之が爲めに一般賃銀の必要なる增額を妨ぐるが如きことあらば、宜しく奬勵を中止すべきであるが、全國七八十に過ぎざる保育所が現在に於て斯る大問題に接觸して居るとは信ずることが出來ぬ。尙ほ隣保協同事業の少なき我邦に於ては、保育所直接の利益以外、保育所に於て其の隣保を改善し、更に個々の家庭をも改良するの副產的利益を有するを以て、此點より考ふるも、其の存在は依然して極めて肝要であると云へる。

終りに臨んで一言して置くが、今日の兒童の保護は種々に分類され、孤兒、棄兒及び迷子、養兒、胎兒及び乳兒の保護とその機關たる保育所を始めとして、兒童勞働の保護、兒童保護委員の設置、兒童虐待防止、兒童の禁酒及び禁煙など、各方面に亙つてゐる。併しこゝに述べた兒童保育は主として無產階級に屬する勞働者のために行ふところのものであつて多少限定されて居る。米國聯邦兒童局の出版に係る『兒童幸福の標準』中に兒童の權利に關する種々の事が述べてあるが、兒童の根本的權利は正當の家庭生活、敎育上の機會、娛樂、生計のための職業に對する準備、兒童の權利を擁護する敎育的、精神的機關及び米國精神と一致する道德的、宗敎的、團體的啓發であると言つてゐる。兒童保育の精神も玆に存するわけで、昔時と異なり、此種の事業も今日は恩惠的慈善的の意味はないのである。

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

救濟方面を閑却する勿れ

大連慈惠病院理事長
本會評議員　柴田博陽

慈善より救濟、救濟より社會事業と、時代の趨勢に伴ふて名稱も變化し、其の事業の範圍も自然と擴大した。勞働爭議、社會改良、社會敎育、公設市場住宅問題、兒童に關する種々の施設、少年裁判及び其の感化事業など、殆んど枚擧に遑ない程で、此の方面は近來非常に重要視され、苟も社會事業を口にする者は總て斯る新らしき問題のみを高調する。蓋し時代進步の然らしむる所であらう。併し之れと共に老衰、鰥寡、孤獨及び癈疾者の救濟、貧民救助など云ふ消極的方面の閑却さるゝ傾きあるは、吾輩の深く遺憾とするところである。

吾が大連にも社會事業研究會が生れたのは誠に慶賀する次第であるが、今日まで此の研究會にて問題となりしものは市場の改善問題、借家爭議問題、公園問題、公設質屋問題等にて、貧民救助問題、施藥救療問題等にはまだ觸れて居らない。尤も施藥救療機關としては、不完備ながら吾が慈惠病院あり、宏濟病院あるを以て、今殊にそれに就いての研究を急とする譯ではないが、積極方面と共に消極方面にも注意して欲しい。吾等の觀る所では今日の大連に取りて必要なるは救貧事業であると思ふ。

單に救貧事業と云ふても、範圍が大きいが、差當り癈疾者、不具者、孤兒等の救濟機關が必要中の必要であると考ゐる。現に大連市役所にて取扱ひ行路病者の名目を以て吾が慈惠病院に收容し置く患者の中には四五年の長期に亙つて救助し居るものが二三名もある。啻に市役所取扱ひのみならず、直接の施療患者の中にも、民政署の委托患者の中にも、隨分長期に亙つて收容し置くものが多い。勿論病人ならば患者として收容し置き、これに施藥施療するのが當然であるが、その中には既に病氣は全癒したるも老衰者となり、不具者となり、癈疾者となり、或は又引取りて之れを保養するの義務者なきが爲め、空しく病院の一隅に收容し置くが如きものもある。之

等は病院としても迷惑なるのみならず、限りある病室なれば、加療を要する幾多の不幸なる病者に對し入院を謝絶するの已むを得ざる場合多く、病院の機能を十分に發揮し得ざることが往々ある。

又大連には孤兒が多い、寡婦も多い、併し此等の者を收容する場所がない。救世軍の婦人ホーム及び育兒ホームなるものが存在し、幾分斯の方面の補助機關とはなつて居るが、内地と違ふて植民地の事なれば、扶養義務者のない爲め、斯樣なる不幸者が非常に多く、一の救世軍位では迚も追ひ付かない。現に大連市役所が斯る出來事の生ずる度にその處置に窮し病人ならぬ夫等の窮民を吾が慈惠病院に送り込む事が度々ある。單に市役所のみならず、民政署で取扱ふ行路病者の中にも、糊口に窮する妻子を連れて入院を申込むものが尠なくない。其の都度吾が病院にては此等の附隨したる人々までも之れを救護しなければならぬ事になるのである。

近時の社會事業が積極方面に進んで行くのは好いそれは當然の時代傾向である、吾等はそれを不可とする者でない。公設市場も可、公設質屋も可、公營食堂又は公營住宅も亦可なりである。一として不必要なるものはない。併しながら其の施設中には緩急を要するものがある。吾輩は十八年間における病院經營によつて得たる實驗上並に社會事業の方面に有する多少の智識より見て、今日の大連市には養育院の如きものが最も必要なる機關であると思ふのである。社會事業研究會に於ては斯る方面に就ても研究を遂げられんことを望む次第である。

◎宮内官の社會事情視察

「今秋東宮殿下の御慶事を記念に社會事業奬勵館建設の爲め特に百萬圓餘御下賜相成るやの噂がある宮内省では右の下準備として社會事業並に細民狀態を仔細に調査し且つ當局として此の方面の實際的智識を充分涵養して置く必要があるので三月中關屋次官を筆頭に土谷官房庶務課長並に本多稻垣兩書記官は神田元柳町の出獄人保護所其他へ赴いて具さに實際を視察し更に前記三書記官が退廳時刻から市社會局の本間保護課長を先達に市經營の深川本所の兩託兒所を始め勞働者矯風會の施設に係る無料宿泊所、産育會、公設市場等の社會事業から更に深川の富川町で現在百十二軒の木賃に蠢く悲慘な四千五百人の勞働者生活を實地に視察し何れも痛切に之等を救濟する社會事業の必要を感受して引取つたが猶ほ先年歐米の失業保險狀態から彼地の社會事業を仔細に視察して歸朝した内務省社會局保險課長富田愛次郎氏を本省に聘し此種の講演を聽き引續き市の施療病院から三井の慈善病院其他社會事業の全般に亙り一々實地視察をなした民衆生活と殆んど無關係の地位にあつた宮内省當局が斯く徹底的に社會事業並に細民狀態を視察し更に講演まで聽くなどは破天荒のことで之は年々御下賜金の御沙汰ある社會事業の面目を一新し更に個人の施設に對し統一と保護の任に當る社會事業奬勵館の下準備として各方面から頗る好感を以て迎へられてゐる。

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

大連市西公園改造問題

大内大城

大連市西公園改造の必要なることは、何人も夙に認むる所であるが、而も其の着手の極めて遲々たるが爲め、常に市民間の問題となつて居た。前關東廳土木課出張所長倉塚工學博士の如きは本問題に最も心を痛めた人で、在連中此の問題を滿洲社會事業研究會に諮るところあり、予は研究會の幹事として山田幹事長と相談のうへ西公園改造期成同盟會組織の立案をなし、之を昨年開催の研究會第三回評議員會の審議に附したが、該公園は市民自らの公園といふ意味にて之が改造に當るを可とすべく、それには之を市の所屬に移すを至當とすとの意見あり、期成同盟會組織の件は保留する事となつた。

然るに最近傳ふる處に依れば、關東廳にても西公園を現在の狀態に放置するを不可となし、數年に亙りて繼續的に改修を行ふの計畫を立て、先づ大正十二年度に二萬圓内外の經費を投じて一部改修を行ふことに決したさうである。予は此說を齎らして、田中大連民政署長に其の事實の眞僞を尋ねて見たところ、田中署長は大要次の如く語つた。

西公園の改修問題は多年の懸案でもあり、當局にては已に二三專門學者に依囑して西公園改修の設計を爲した。這は世上周知の事實である。內地でも公園設計に就ては種々の議論があり、斯道大家の意見も、或は歐米式公園に則るを可とするもの日本式若くは東洋式公園を可とするもの等、その人々に依りてそれ〲異なつて居る。西公園の改修に就ても、其の設計費四五十萬圓を要すと云ひ又は二三十萬圓にて足ると稱し、形式を西洋式に取るもの、東洋式に則らんとするもの、和洋折衷式を可とするもの等、區々一定するを得なかつた此外猶ほ公園改修に對しては、獨り官憲の計畫のみに委せず、一般市民の意嚮を聽取し、以て最善と認むべき方法を執るを可とすべしとの議論もある程で、多樣多岐なるだけ、西公園改修に對する當局官憲の苦心も一通りでない。

西公園を市民の公園として自營せしめ、之を關東

Digitized by Google Original from CORNELL UNIVERSITY

廳の手から大連市に移管經營せしむべしとの意見も聞くやうである。市が主として其の維持經營等に當るは不可ないとしても、現在の公園改修を完成するは、市に取りて可なり大きな負擔と認めねばなるまい。此の意味から言ふと、關東廳が主として改修に當るのが妥當であらうと思ふ。但し改修完成後市が其の維持經營に任ずると否とは自ら他日に於て決定すべき問題である。

當民政署に在りても、從來公園改修に就ては意見を關東廳に具陳した次第であるが、今度愈々關東廳では十二年度に幾分の經費を投じて改修に第一歩の手を染むる筈である。今後幾年の後を期して改修を完成するかは尙ほ不明であるが、然し出來るだけ速に之を完成したいのは關東廳の意嚮であると推測して不可あるまい。唯然し改修の形式に就ては、西洋式を可とするか、日本式公園に仕上ぐるのを可とするか、折衷を採るべきか、此邊餘程の考へ物であるが關東廳としては世論の趨く處を參酌すべきこと勿論である。

大連市は昨年末市權限擴張に關する建議案を關東長官に致したが、其の事項の中には確に西公園の市移管をも含んで居たと記臆する。關東長官が右建議を如何に考慮されたかは、今茲に論ずるも詮なきに依り省略する事とし、關東廳が大正十二年度より愈愈西公園改造に着手するといふ一事は、前揭田中大連民政署長の談話に徵するも明白であつて、官廳の手にて完成する意嚮と認められる。但し改造の方式乃至方法の如何は最も注意を要する點で、西洋式に依るが可いか、東洋式に則るべきか、純日本式にすべきか、或は折衷式を可とするか、予は今こゝに就て深く論ずるを欲せないが、自然の風致を甚しく毀損せず、寧ろ在來の自然的風致の上に適度の人工的設備をなすべきであると思ふ。

西公園改造着手の報傳はるや、其の改造方式について市民の中より種々の意見を提出する者あり、而して此間聽くべき價値のものもあるから、當局は虛心に是等の說を味ひ、一般市民のために最も適當なる改造を實行すべきであらう。專門學者の意見でさへ區々であるとすれば、當局がその取捨撰擇に迷ふも無理からぬことゝ察するも、要は大連市民の公園であるから、廣く市民の聲に聽きて市民の希望に背馳せぬやう改造すべきものと信ずる。

社會問題彙報

七箇所に國立公園設定

久しく立案中であつた我が國立公園の指定方針が決定したので內務省では議會にそれを提案する事になつた此の方針によつて決定した第一候補地はこれまで各專門家が實地踏查したものゝ中から七箇所を選定することになつた夫れは箱根七湖を中心とする一帶、日本アルプス、大和國大臺ケ原、阿蘇山、島原の溫泉、日光、盤梯山等である。

以上は有力な候補地と決定したので指定の資格が十分に備つてゐるものと見られてゐるのである是等が指定されると共に指定地方への條件として乘馬、釣魚、水泳、溫泉、娛樂場を何れもその土地に適するやうに設け國家的な補助としては交通路の開設、交通機關の聯絡を圖り外遊の迎客準備を整へることにしてゐる當局が久しく研究中であつた指定方針を俄に決定したのは此の計畫の發表以來各地に起つた指定請願の運動に對する折衝の煩はしさと資格のない場所の無意義な運動を阻止するためであつて議會の協贊を得れば內務省では農商務省及び宮內省と聯合しこれに專門家を加へた中央委員會を設けて指定地の審查と將來の計畫を樹て別に地方委員會をも設けることになつてゐる內務省では決定した方針を議會に提案するまでに公言しては再び政黨屋などの暗中飛躍が起ることを怖れ提案までは出來るだけ祕密にしてゐた。

簡易保險金を社會事業に

滿洲に於ける大正十二年度の簡易生命保險積立金貸付に關し關東廳遞信局大津副事務官の語る所によれば當管內に於ける簡易生命保險は開始以來成績頗好なるも未だ積立金としては僅かに三萬圓位なれば內地に於て出來したる分を滿洲に廻すべく遞信省と交涉したるが來る五月の積立金運用委員會の調查の上ならでは確定せざるも大體二十萬圓を融通し得る見込である而して之を如何なる事業に融通するかは調查のうへ決定すべきが元來簡保積立金運用規則は大正六年に發布されたもので當時滿洲にては簡保を取扱はざりし關係上滿洲の事を豫想し居らざりしも現在內地に於て貸付け居るは住宅組合、共同宿泊所、簡易食堂、公設市場、食糧品及び日用品廉賣所、產院、公設職業紹介所、同質屋、同浴場、同託兒所、農業倉庫建設、小學校及び病院建設等なれば滿洲も大體內地と同一性質のものに對し貸付けをなす筈であるこれとても成るべく各地に分布し簡保加入者を標準として貸付くる豫定にて利率は社會事業と公益事業の二種に分ち內地に在りては前者は四分八厘、後者は六分五厘なるを以て其の程度としたいと思ふ尙ほ貸付の範圍に就いては內地よりも多少擴張したき考へにて內地にては單に小學校と規定され居るも滿洲においては乙種實業學校をも含ましむる積りであると。

宮內官の時代化的努力

世間からかけ離れた宮內官連もおそまきながら時代化しようとの努力の第一歩として關屋次官、大谷、白根、本多の各書記官、稻垣參事官總出で「實社會の研究」として東京市內に於ける社會事業は言ふ迄もなく純勞働者町などを實際的に先頃四日間ばかり見學する事になつた範圍は主として長き邊りから御下賜金の御沙汰があつた職業紹介所、貧兒、育兒

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

院等各種の團體で一日に三四箇所づゝ巡回し正午には府市の簡易食堂に飛び込み試食までしたことは別項記載の通りだが

右につき本多書記官は語る「國民と宮内省とが接觸するにはよい機會だが大げさにやりたくない從來は御下賜金を賜はるに際しても先方の統計や説明によつて机のうへでおいそれと下賜されたものだが今後は充分見學や調査をして置く必要があると認めたと共に吾々個人としても大いに研究の必要を感じたからであつて東京市内から漸次全國的に亘りたいと思つて居る兎に角大谷課長が葉山御用邸から歸京してから確定する筈だと

サラリーマン紹介所特設

政府の行政整理に振翳された大斧が各省の玄關まで迫つて來たが其の確實な人員は未だ示されてゐない内務省の社會局はその尻拭ひの失業者救濟に當らねばならぬ關係から大藏省へお百度を踏んでゐるもの丶御膝元の内務省のものにしてもまだ判然してゐない狀態で救濟計畫を確立することが出來ないが大野第一課長の腹案では既に開會した六大都市の職業紹介所主任會議の意嚮によつて在來の勞働者職業紹介所と獨立してサラリーマン紹介所を特設することに決定し第一着手として東京大阪兩都市に設置することに内定し議會の閉ぢるを竢つて兩都市主任會議を開く運びになつてゐる夫れが若し果していよ／＼實現すれば兩都市の紹介所を中央機關の聯絡部として全國の既設紹介所と提携しサラリーマン雇傭の融通調和を圖ることになる。

行政失業者は鐵道、遞信兩省の數が首位を占め大藏省は高等官を加へて三百十六人に及び司法省の百六十名、外務省の百二十名、内務省の四百名で、内務省は郡長、理事官級で七十三名が内定した數になつてゐる大野課長は「國家的の事業だから社會の同情を得て失業者の生活を安定にせねばならぬ」斯う言つては居るが東京府市の紹介の現狀は陸海軍から掃き出された將校の身の振方が全員の約一割も決定して居らず殘りの九割は何れも失業者の群れに投じてゐる譯であるしそれに春の學校卒業期に社會へ出る就職者もあれば社會經濟の事情によつて失業した會社員なども尠くなく現に東京市の紹介所だけでも毎日求職者約四百名のうち會社員級のものが三割を占めてゐて而かもその一割も纏まつて行かない從つて淘汰される官吏の前途はお先眞暗な實狀と言へるとは心細いわけだ。

支那の勞働運動と滿洲

前年來支那南方上海を中心とした同盟罷工の風潮はその後漸次北方に波及し京漢方面にも及んだが近時滿洲方面にも影響せんとする傾向があり現に大連に於ても油脂工業その他二三之れに類似せる事件の惹起を見るに至つたので關東廳當事者は勿論多數の支那人を使用する滿鐵その他の重なる會社の如きも此の問題に就ては夫々調査の歩を進めつゝあるが右につき當局者は語つて曰く……

最近支那の勞働運動は一昨年一月香港に勃發したるものが急先鋒である其後勞働運動は各地に瀰漫し翌年上海を中心として起つた同盟罷業は大小三十餘件に及び形勢益々惡化して遠く漢口方面にも及び夫れより漸次北行の傾向を呈した滿洲は比較的安泰にて二三類似の行動を爲せる向もあつたがそれは直ちに解決を告げたから他地方に於けるが如き罷業を見るに至らなかつた然し油斷はならない由來滿洲は北方に過激派の侵入を控へ南方には亡命地として有名なる上海を有し而も支那勞働者の多數なることは他に其の類例を見ない位で腹背敵を受くるの狀態であるから今日に於て十分之を調査し成るべく同盟罷業を未然に

防ぐと同時に萬一に對する對應策につき適確の方針を立てゝ置く必要があると。

特殊婦人の爲に興風學校

金子雪齋、福田顯四郎、小島鉦太郎、久保通猷の諸氏が發起で大連市に私立大連興風女學校を建設しやうと計畫し近く關東廳に出願する筈である大連民政署長や關東廳當路者や滿鐵などの諒解もあつての事であるから近き將來に必ず實現されるであらう大連興風女學校といふと女子中等學校の增設かと思つて喜ぶ父兄母姉があるであらうが併しそれは氣の毒ながら糠喜びに過ぎない興風女學校建設の目的は他に在る何人も大連市内に三百八十名小崗子に四百六十一名、逢坂町に六百七十一名、合計一千五百十二名からの多數なる藝酌婦が存在することを知つて居るだらうが此の浮川竹に身を沈めて居る果敢ない運命の子たちの敎育の程度を調べて見ると義務敎育を終へて居るものは幾何といつてない左れば幸ひ氏なうして玉の輿に乘り世の明るみに救ひ出される者があつても目に一丁字を解せず手に針を持つことさへも知らずその上に放任された氣儘な生活が身に染み込んで居るため一生の不幸を見る例が稀れでない。

これを打棄て置くことは人道上見るに忍びないから先づ彼等に普通學を授け家庭的技藝を仕込み兼ねて其德性を涵養し彼等の浮ぶ瀨を作らうと言ふのが興風女學校建設の大體の趣旨であるそれは一種の救濟策として是非必要なものであるに違ひない併し敎員たるの條件は滿三十歲以上の女子にして敎員たる資格を有するもの滿四十歲以上の女子にして相當學識を有し貞節の聞えに高きもの滿五十歲以上の配偶者を有する男子にして敎員たる資格を有するもの乃至相當の學識人望ある者の三ヶ條は全部非である技藝方面にのみ是等の條件具備者の居ることに依つて反對するものでないが普通學即ち學課の敎授には三十歲前後の彼等の心境と或點に於て一致するやうな青年を置き女大學式な堅くるしい感を與へぬ敎育振を發揮することが肝要である敎科書等も小學校のものをそれなり當てる樣では無味乾燥で彼等の向學心は決して起らない流行歌の樣なものを敎材に案配して特殊な敎科書を作成することにしたいと或人は語つた。

解散兵が乞食團を作と

支那湖南の解散兵か未拂給料請求の目的を以て團結しその初志を貫徹するまで生活を維持する必要より乞食團を組織し愈々實行を初めた規則のうち左記四ヶ條を訂正して居る即ち(一)分散を防ぐ爲め乞食は當分一團を以て行ふ(二)惠むと否とは先方の自由意志に任せ決して强要せざること(三)惠みを與へたる商店等の商號及び金額は記帳し置くこと(四)惠まれたる金錢は係員で一手に保管公用に供すと云ふのだ振つてるではない乎。

右決定の後團員の約三百人は隊伍整へて出發し各街の商店を歷訪の結果少きは一百文より多きも一千を惠まれだ其總收入は總代表襲炳勳の報告によれば七千二百文あつたさうだ其後引續き巡廻して居るが相當の成績を收めつゝある其内に吳桂生といふ男が居た霍陵鎭守使の下に排長を勤めて居て未拂給料數百元に上つてゐたが當局が支給して吳れないので頗る悲觀してゐた然るに彼は長沙で乞食團が組織された由を聞き漸く五六元の旅費を工面して出かけ仲間に入つて政府に請求しだが何時まで經つても支給されないので彼は歸鄕して消息を待つ事とし團員に告別して先頃出發したのであつたが悲觀の結果その途中の谷川に身を投げて自殺したとは氣の小さい男だ乞食團では此の報知に接し痛く同情し早速追悼會を擧行して其の靈を慰めたと。

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

政府が徹底的に體育奬勵

政府の體育奬勵は聲ばかり大きく實行是れに伴はざる有様に内務省では之を遺憾として今回經常費三千圓を捻出し一方文部省でも五百圓を支出することになつたので來る五月から愈々民間の優秀な運動團體及び運動競技家に賞牌を贈呈して表彰する方針を立てた近く例の保健調査會を開いて表彰方法、表彰範圍實施期、宣傳方法等詳細に亘つて審議することになつた尙聞く所によれば右の仕事は來年度内務省が運動奬勵施設費として約三十萬圓を豫算に組むための下準備として非常に有意義なので意氣込みは素晴らしい。

原案によれば醫學上並に社會上共に運動家乃至團體として推奬に値するものに個人賞團體賞を贈ること夫れから表彰形式はメタル、賞牌、褒狀、カツプの四種で學校關係は文部省から其他は内務省からといふ段取りで又これと同時にパンフレツトを刷つて地方官廳に配附し大いに運動奬勵宣傳に努めるさうでフツトボール庭球の二種を特に力を入れて宣傳するとのこと猶はマラソンは二十歲以下には寧ろ不可であるから此點も力説するといふ近頃めつきり擴まつてきた野球は擴まつて來ただけ弊害も著るしく目立ち慣習上からも害があり競技者自身の品性を下落させる疑ひもあると云ふので今後は野球を排斥するとの事だが併し凡らゆる階級に持て囃されてゐる野球の事だから排斥の第一聲を放つたあとの世間の物議が煩はしいので政府は此點につき大いに考慮して居るといふことだ。

爭議に勝つた朝鮮人職工

朝鮮平壤府内における朝鮮人の洋襪(靴下)製造工場は逐年その數を増し從つて生産高の如きも年々激増し昨年の六十萬足に比し本年は優に百萬足の生産能率を有し鮮内各地は言ふ迄もなく間島方面へも輸出を試み今や内地製品の移入を防止せん勢ひであるが之れに從事する職工もまた非常の多數に上り現在約二千四百名を數ふるに至つた。

然るに過般資本主等は卸賣價格一打につき二十錢の値上を發表しながらそれに因る利益を壟斷して職工側には些かも分配を與へなかつた爲め遂に鮮人職工の勞働爭議を惹起るに至り先づ共信、世用兩洋襪製作所の職工百十餘名は分配の不公平を憤り本年一月以來す同盟罷業を繼續し其の他二千餘名の職工も三月に入つて全部罷業を爲すべき模樣見に頗る險惡の形勢を辿りかけたので資本家側は大恐慌を來し漸に職工側より提出した三ヶ條の要求卽ち(一)一打の工賃五錢値上げの件、(二)強制貯金一打につき三錢撤廢の件、(三)從來の月末仕拂を毎月二回に改むる件のうち第一條は或る形式において第二條は其まゝ第三條は保留案件として相互の諒解が成立し罷業職工等は舊の如く仕事をすることになつた此の事件は之れで一先づ解決したが之れと同時に朝鮮人間にも勞働團體の必要を感知するものが出來それ等のものは各地の職工間に手を伸ばして組合の組織に奔走して居るといふ事だから朝鮮もまた多事なる哉だ。

沙河口に保育院の開設

親に死に別れて一片のパンさへ得られない薄倖の孤兒や子を抱いて糊口に窮する不遇な親たちの爲めに計畫されてゐた滿洲保育院は大連市外沙河口第八區三十二番地に開設され取敢ず三歲以上の兒童を收容する事になり乳兒の哺育も設備の完成と共に開始する豫定である尙同院は奉仕團に依つて經營され經費は篤志家の寄附を仰ぐものである追つては更に纎弱き婦人の保護、不良兒の感化にも力を盡さうと種々計畫中である。

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

內職に優秀な朝鮮婦人

内地では現に靜岡、神奈川、岡山を主とし愛知、新潟、福島、島根、長野、埼玉の諸縣それに東京府下の川崎などでも婦人の手内職として可なりに廣く製作され純海外向輸出品の一つとなつてゐる布帛工業品卽ちドロンウオーク、バテンレース、クロシエレース、クルニレース等の製作は輸出業者の熱心と總督府當局の奬勵とにより近年朝鮮でも非常な發達を見るに至つた卽ち此頃總督府が調査した結果によると京畿、忠淸南北及び咸南諸道の大正十年統計は總從業工女數三千六百名その支拂工賃九萬二千餘圓の多きに達し殊に戰爭前迄は獨逸製品一手專賣の觀があり流石に精巧緻密で聞えた內地婦人でさへ到底企及する事の出來なかつたモザイク(俗に獨逸かがり)を朝鮮婦人にやらせると獨逸人以上に低廉で而も手際よく仕上げられる事が判つた爲め朝鮮モザイクの名は忽ち顯著となつた。

之がため客年中朝鮮の製作狀況を視察した橫濱の輸出業者アルバートサイモン氏の如きも「朝鮮の婦人が現在工賃の三割減でも加工に應じて吳れるなら殆んど半永久的な取引約束をしても好い」と斷言した程で現に製作の行はれてゐる各地方の狀況を綜合すると從來の婦人一日の工賃は十五錢から四、五十錢の間にあり下層鮮人の家庭改善にも多大の效果があるため咸鏡南道の如きは現に咸鏡にある傳習所の外近く元山、永興、北靑の三ヶ所にも傳習所を設けて一ヶ所一千名位を標準として技術の傳習を行ふ計畫であると。

日本にも基督教少年會

基督教青年會同盟の總務主事齋藤惣一氏は五月三十日より六月十日まで墺太利のペツシヤハアム、ゼニで開かれる第二回の萬國基督教青年會同盟主催の少年指導大會に出席する事になつたが此の運動は將來の世界人及び市民改造の大眼目を含んでゐるもので協議題として出された「國民生活に於ける少年の位置」と云ふ問題を聞いただけでも判る通り「これからの少年を何う教育訓練してゆくか」と云ふ大問題を論議する筈だ日本には未だこの少年の指導運動は表面に現はれてゐないが二年前から來朝して日本の少年(十二歲から十八歲まで)に就て熱心に研究し續けて來たマトソン氏はこの四月より日本に始めての基督教少年會を創立する事になつた。

米國には普通の少年團や少女團や赤十字少年とは別に基督教的市民訓練のために基督教少年會といふものが組織されて將來の市民として訓練する事に努めてゐるが此の精神を土臺にして日本の少年に適はしきものを作り上げるのが眼目ださうだ次代の國民と云つてもそれは今日の大人が作り上げた世界をそのまま踏襲するものでなく少年は少年の考へにより創造によつて次の市民となり世界の人類となさんとする指導である今度東京神田美土代町の東京基督教青年會に出來る基督教少年會が此の精神から生まれるもので希望者は何人でも入會せしめ有職少年、學生少年、不良少年等の組を作り知識的訓練、健康訓練、勞働訓練、社會奉仕の訓練をやる卽ち手工や製作の勞動をさせたり良書の勉強を勸めたり演說の稽古や新聞精讀の習慣や又は體育競技を以て健康な身體を練り市民として充分奉仕出來るやうな訓練をなし特に選擧の方法等をも實行して自治の精神を養ふさうだ。

劇場改善の波が大阪にも

東京で投げられた演劇改善の波紋は次第に關西にも波及して芝居王國松竹合名會社の道頓堀に打寄せた同社では道頓堀の四座(中、浪花、角、辨天)及び文樂座の各主任會議を

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

開き種々協議の結果いづれは東京同樣にならればならぬ事であるからと云ふので此際自發的に改善することに一致しその第一着手として三月の興行から前記五座何れもお茶子に對するお客からの祝儀謝絶を貼り出すことになり尚ほ既に六時間興行實施中の角座、辨天座同樣浪花座も六時間制とすることになり中座及び文樂座も近く時間を短縮すると。

祝儀問題は從來一般觀覽者にとつて屢次不愉快を感ぜしめたところであるが元來無給で殆んど祝儀のみによつて生活し殊に好況時代に收穫の多かつたことを夢みてゐるお茶子連にとつて祝儀全廢は寢耳に水の大痛事で前記五座のお茶子約七十名は大恐慌を來してゐる右につき同社多田營業部長は「演劇改善は時代の要求ですから私共の手で出來るだけの事はやる心底です祝儀廢止はお客樣の聲ですから今度斷行することにしました之れについてお茶子達には氣の毒ですが全廢といつてもごく贔負筋の方からのお心附けは別に拒まればならぬ事もありませんので暫く樣子を見た上でお茶子が困るやうなことにでもなれば會社から月給又は日給なりを支給する事にします何しろまだ改革の曙光を見た丈ですから各方面を徐々に改めます」と語つた。

人權擁護の爲の新法案

今日まで官吏がその職務を行ふに當つて法令に反し人民に損害をかける場合例へば犯人嫌疑として引致した人を三日も四日も留置し然かも嫌疑が晴れたと云つて投げ出し知らぬ顏の半兵衛でその嫌疑者の受けた損害に就いて何等顧みないといふ例は尠くないこれではならぬと言ふので憲政會の作間耕逸代議士は今期議會に「國家賠償法案」を提出した「法令に特別の明文がない限り官廳は一切知らぬ存ぜぬである爲め官吏は得たり賢しとその隙に乘じて人權を蹂躪し財產上の損害をかけて居る例は尠くない此の場合セメテ現在受けた損害を賠償（裁判事務は別）せしむる道を講ずるのは官廳として當然のことで然る上は人權も尊重され官尊民卑の思想も次第に薄らぐことゝ信ずると同代議士は語つた。

奇想天外的の一大飲酒場

何事にあれ奇想天外な眞似を行つて平然たる米國では最近禁酒反對婦人同盟會なるものが組織されて盛んに禁酒反對の氣勢を上げてゐたが今や運動は可なりの勢力あるものとなつて愛する良人や父兄の爲めに何うともして酒を飲ませたいの一念から今回大飲酒場を全米の數ヶ所に建設する計畫を樹てゝ資金五千萬圓の大々的募集運動が行はるゝ事となつた而して今や是が資金も三千二百餘萬圓集まつたのみならず爾餘の千八百萬圓は近日中に纒まる見込が立つたので取敢ず西海岸並に東海岸メキシコ灣の三ヶ所へ各一千萬圓を投じた大飲場を造營することになつた。

その飲酒場の內容はと云ふと米國の領海三哩を隔てた海上の國法の屆かぬ地點に總體硝子張りの五層に及ぶ一大巨船を浮べて第三階まで水平下に置き第一階をダンシングホールとし優に五千人を收容し得る宏大なものとし二階をバーとして全世界の酒を備へ三階は休憩所と爲し四階はホテル式宿泊室と爲し一千室を用意し五階は種々の娛樂場と云ふ大設計で每日小型汽船數隻が此處へ三十回宛往復して左黨の連中を本船にまで運ぶ事になつてゐるのだと更に酒は飛行機を以てメキシコから盛に本船へ輸入し所謂海上の樂園に於て何人でも輕便に飲めや唄へやと騷ぎ得る仕組なのであると然ればバッカス黨の連中之れを水晶宮の樂園と名づけて一日千秋の思ひをしつゝ其の竣工を待つて居るさうである米國婦人のお轉婆もこゝまで絕頂だらう。

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

設備の行屆いた新浴場

浴場問題の喧しい折柄極く新らしい浴場が東京府下新宿に出來た新宿の車庫と角筈の乘換場の眞ん中で電車通りの北側に双益浴場と看板を掲げたのがそれで路次を突き當ると鐵筋コンクリートの地下室共に三階の建物が立つてゐる左側には活動寫眞館のそれとそつくりの切符賣場があつて十五六の少女が金網の中に黑の事務服姿で控へてゐる左方廣い下足の置場中央の戸をあけて入る所は普通の湯屋の通りだが中はまるで劇場のやうな感じだ番臺に當る所が自動電話室の樣になつてゐて此處にも女の人がゐる中央を兩面の大鏡で仕切つて反對側には金網の戸のついた着物を入れる戸棚がある笊の代りには藤のバスケツトそれでも足りぬ時の爲にはズツクの袋が用意されてゐる綠色の敷物をしきつめた床は白く高い天井一隅には西洋花の鉢植をのせて卓子の傍に自動計量器が備へつけられてゐるところは男女湯何れも同じである特に女湯には一部分にカーテンを布いて區切り化粧場もあつて鏡臺の下には水も湯も出る中は湯槽から流し湯まで全部白煉瓦が布きつめられ桶は眞鍮の金盥で水と湯の蛇口も數箇所にある。

浴槽は深く廣いが殊に男湯の中は湯槽の後方に二十坪程のプールが設けてある之で料金は普通の大人五錢小人四錢だから子供などは二時間も三時間も泳いでゐるのが少くなく遠い目黑邊からも來る人があり日曜には二千人にも上るさうだ斯んな變つた浴場を作つたのは淀橋町の町會議員の西直一氏以下數名の人で合資會社とし嘗つて淀橋町の助役であつた内田氏がマネツヤーをやつてゐる我國で錢湯ほどデモクラチツクなものはないその錢湯が新時代に適した發達を遂げねばならぬのは當然のことでこの種の新しい試みに資力ある人人は奮發するがいゝイヤ大連西公園の保健浴場は寧ろ此の以上にしたいものだ。

滿洲にも多い亡國病患者

滿鐵衞生課では關東州外の附屬地にある藝妓娼妓の花柳病患者に關して無料診察をなし尙ほ重患者に對しては無料入院をなさしむる計畫は愈々近く實現される事となつた當局は語る「亡國病たる花柳病は徹底的に撲滅せねばならぬそれで本社は多額な犧牲を拂つて愈愈それを實現する事にした現今附屬地に居る此種の婦人は千六百名であるが本社の嚴密に檢査した結果によると驚く勿れ百人に對して保菌者が五十九人四五といふ數を示してゐるので此際大いに努力して撲滅して仕舞はねば將來實に寒心すべき事になる滿洲一帶では州内の千八百名と領事館管下の約六百名に附屬地の前記人數で合計約四千名の者があるが州内の分は關東廳でやつてゐるし領事館管下は同警察署で施行してゐるので滿鐵本社では附屬地の分を治療し全滅を期するのである」と因に近く實現とあるからには多分十二年度に入り直ちに施行するのであらう。

西公園の理想的運動場

滿鐵運動部では大連に於ける運動界の隆盛發達に伴ない理想的運動場を設置すべく昨年十一月より工費約二萬圓を豫算して工事に着手し五月上旬に開催される滿鐵陸上大運動會迄に間に合はすべく西公園運動場の改築工事の竣工を急ぎつゝあるが右に就き聞く處に據れば從來の固定ネツトは撤廢して其の替りとして四十米突の圓弧を描く大ネツトを新設しネツト裏には十二階段の招待來賓席を設け又その兩端には長さ二十七米突に亘る十二階段の招待席を築設し更に其れを伸して六十五米突四階段のスタンドを一疊側に築き三疊側には六十八米突四階段席を設け音樂堂前にもス

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

タンドを新設するそうで凡て是等スタンドは混凝土を以てするのであるが招待席はイロハ順に區を別ち各區にシート番號を附して遲刻して來た入場者をも混雜なしに着席することを得るやうにするさうで招待席のみでも優に三千名を容るゝを得るだらうと。

殊に今回改築の運動場の特徴とする所は八名位の記錄者を入れ得る記錄席を設け猶ほ從來運動場內に置いた選手席を全然柵內に記錄者席と隣接して常設するので選手以外はグラウンドに入れない樣にする事及びネットを前述の如く四十米突の圓弧を描き地上より屋根の庇に至る米國式大ネットを張る事である又ネット裏には特に記者席をも造るそうであるが入場者は凡て南側に面せる二箇所の入口より入場せしめる事にならうとの事である右の如き理想的大運動場が竣工するに至れば大連として誇るに足るだらう。

盲生に洋樂教授の開始

大阪市立盲啞學校では四月の新學期から盲生徒に對して我國最初の施設として洋樂科を新設しピアノ、ヴアイオリン其他一般の洋樂を專修せしむることゝなつた今までも盲生に對する洋樂講習は隨分研究されたのであるが何分邦樂と違つて複雜なる洋樂譜を識別することが出來ないのとコンダクターの指揮棒を見ることの出來ない不便から殆んど絕望のものと看做されて居たのを最近京都市立盲啞院出身の杉江泰一郞氏が此の缺陷を補ふために自ら東洋音樂學校に入學して數年間研究し敏感な耳で樂譜を識別することに成功して目下大阪市南區天王寺北山町に杉江洋樂講習所を設立して多くの盲生の洋樂家を養成して居る同校は四月の新學期から杉江氏を洋樂科の講師に招聘することゝなつた。

興味ある瑞典の禁酒運動

北欧のスエーデンに禁酒運動が起り論難が益々盛んになつて遂に昨年八月末その可否を一般投票に問ふに至つた勿論可否を問ふと言つてもそれは參考にするといふ意味に過ぎぬが兎も角それによつて此の問題に對する國氏の意向を問ふたのは興味ある事である所でその結果はどうであつたかと云ふに禁酒を可とする者の方がそれを否とする者よりも幾分か少かつた今それを數字に就て見ると禁酒を可とするもの九十萬九百一人、否とするもの九十三萬一千四百二十三人であつて尙それに就て味 あることは田舍の或る地方では烈しい禁酒會に贊成して居るが大都市例へばストックホルムとかゴーデンベルクとかでは大部分が反對して居ることである今ストックホルムに就てみると贊成者二萬一千九百十八人反對者十三萬九千九百五十八人であつた。

この現象は二樣に解釋する事が出來る普通から云へば都會人の方が智識が進んでゐるから種々の弊害のある飲酒には都會人の方が反對するわけである卽ち禁酒運動には田舍人よりも都會人の方が先に贊成しなければならぬわけである然るに瑞典にて其の反對の現象を呈したのは一方から云へば地方人の方が都會人よりも眞面目であつて都會人の方が物的快樂を追ふことが甚だしい爲であるとも言へる又他方から見ると地方人の方が單純であつて禁酒運動を政治運動とする一部煽動家などに(勿論中には眞面目な禁酒運動家もあらうが)乘ぜられ易く都會人は反對に其の欲求にきく力を持つてゐるために斯かる現象を呈したとも云へよう兎も角も前記の結果に見て同國の禁酒運動家等は急に瑞典を乾燥國とする事の不可能なるを認めると共に他方議會及び市會等に禁酒贊成議員を多數に選出するやう努力すべしといふ檄文を出してゐる同運動の首領等は益々運動を繼續して居ると。

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

第五回本會評議員會

滿洲社會事業研究會第五回評議員會を三月十日午後一時から大連市役所內議員控室內に開く當日は丁度陸軍記念日に相當し旅順と大連の兩市に記念祝賀會の催しがあり相談役及び評議員中該祝賀會に出席せる人もあつたので參會者は今副會長の外、村田懿麿、伊佐壽、黑崎眞也、蔦井新助、柴田博陽、傅立魚の各評議員、小泊六翁氏、山田幹事長、大內幹事及び永田書記の外、公然質屋に關する特別調查を委囑した桐原重太並に木原豪の諸氏であつた今副會長議長席に着き評議員會開會の旨を述べ最初に前々評議員會にて委員附託となつた

借家爭議調停法を關東州に施行するの件

を關東長官に建議するの案に就ては調查委員なる村田氏より大要左記の調查報告があつた。

借家爭議調停法に關する委員報告大要

借家爭議調停法を關東州に施行方關東長官に對し本會より建議すべき件は前回評議員會に調查の結果を報告すべき筈であつたが病氣不參のため果たすを得なかつたので唯今報告する次第である借地借家爭議調停法は特別法律として內地に施行されたもので該特別法律を制定施行するに至つた主旨は借地借家に關する係爭事件が土地の習慣其他の關係等複雜な事情から發生し普通法律を以て之を決定處理し難いものがあるからである。

調停法の要旨を簡單に言ふと調停委員會を設け其の委員に裁判官と土地の有志を任命し以て委員會を組織し借地借家に關する爭議を調停處理せしむるもので調停委員は實際の事情を參酌し爭議の由て起れる事情を調查し審議のうへ爭議事件が調停し而して其の調停の結果は法律上の和解と同一効力を生ずるのであるが若しも調停委員會にて爭議事件を解決し得ざる場合は正式裁判に依る事になつて居る蓋し借地又は借家に關し內地に於て近來爭議事件の頻出せる所以のものは地主又は家主の橫暴行爲に依るの外借地借家人の不當行爲に依つて生ずる場合もあり且その爭議は普通の法律を以て審判し難しとする事情あるため即ち調停法の制定施行を見るに至つた所以と認むべきである而し

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

て當社會事業研究會は此の借家爭議調停法を關東州にも施行するの必要を認め關東長官に該法施行を建議すべく該建議案を前々評議員會に附議し其結果委員附託となつたのである。

第三回卽ち前々回の評議員會に附議された借家爭議調停法施行建議案の內容は借家爭議の由て發生する事情の十中八九は家主の不當なる家賃の引上げ若くば横暴なる家屋明渡しの請求に因を發し而して借家人が反抗的態度に出でたる爲め兩者間に爭議を生じ厭ふべき社會的問題を發生するものと認め之を解決する爲め爭議調停法の施行を必要とすとの理由を根據としたものであるが第三回評議員會は建議案の理由とせる爭議の原因を以て獨り家主の横暴や不當行爲にのみ存せず借家人側にも不當の者ありとなし此等實際事實の調査を爲すため本案を委員附託とした譯で要は建議の主旨を最も適切にしやうと欲したものに外ならぬのであるそれで余は大連に於ける借家爭議事件數が一箇年に幾許の件數に上り居るかの事實を大連警務署に就て調査し更に地方法院大連支廳に提起された爭議訴訟件數をも調査し並びに此等爭議事件の性質內容等に亙りて調査を遂げたが地方法院大連支廳において大正十年度から十一年度に亙りて取扱つた借家爭議に關する訴訟事件は實に次の如きものであるのを知ることが出來た。

關東廳地方法院大連支廳の取扱に係る
借家爭議事件數と其決定

(一) 家賃請求事件　五十四件
　內　原告勝訴　二十二件　和解　九件
　　　取下　二十一件　被告勝訴　二件

(二) 家屋明渡請求事件　二十四件
　內　原告勝訴　九件　和解　六件
　　　取下　八件　被告勝訴　一件

(三) 家屋明渡並家賃請求事件　四十五件
　內　原告勝訴　十八件　原告一部勝訴　一件
　　　和解　十九件　取下　六件
　　　被告勝訴　一件

(四) 家賃請求の支拂命令申請件數　六十一件

卽ち借家爭議事件は總て家主が借家人を對手取つて提起した訴訟で其の事件の大半は原告なる家主の勝訴に歸して居るから此の裁判々決の上から見ると爭議の非は借家人に多いのを認むることが出

來る隨つて大連に於ける借家爭議は單に家主の橫暴なる行爲又は不當なる要求から起つたものではなく其非は寧ろ却つて借家人の方に多いと斷じて可なりと思ふ更に大連警務署に申告された家主對借家人の事件についても其責の借家人側に多いことは警務當局の言明せる所である。

以上は調査の大體で先の建議案には家主の橫暴不當を以て主たる爭議の原因となしたが右の如き次第で之れは實際と相反する點がないでもないから調停法施行建議案の爭議誘發原因に對しては獨り家主の橫暴のみを理由とせず更に他面に於て借家人の不當事實あることをも明記し此等兩者の爭議解決の爲め爭議調停法施行方を建議すべきものと信ずる猶ほ借家爭議調停法の施行に對しては法院支廳判官も其の必要を認めて居る。

村田委員の報告に對し大内氏は『大連法院支廳に於ける借家爭議事件の大部分が原告なる家主の勝訴に歸せるため其非被告なる借家人側に在りと村田氏は認められたが果して借家人の不當行爲に依つて斯る爭議を起せしかは疑問で此等事件の發生原因に就ては更に愼重調査の必要があると思ふ家主の橫暴なる家賃の引上げ又は不當なる家屋明渡請求等は現に屢々耳にする處だから其の結果借家人の家賃不拂其他の反抗事件を誘發せるにあらざるか單に法院に於ける訴訟事件の結果如何を以て事の是非を判ずべきでなく此等借家爭議を起すに至つた根本原因を更に深く研究すべきではあるまいか』と說き山田氏は『内地も然るが大連法院支廳に於ける借家爭議事件に家主の勝訴多きは家主が法律上の權利者で且つ資力もあるからであつて寧ろ當然の結果である借家人にも橫着なものがあるのは事實として之を認めねばならないが併し借家人の多くは謂ゆる弱者であるから家賃値上げを迫られ之れに應せぬと云つて訴へられ又は家屋明渡しを迫られ之れに應せぬと云つて訴へらるれば十中七八敗けるに極つて居る家主の要求に應じ得る力があつて應せぬのなら勿論惡いが生活に難澁して應せられぬ者もあると云ふことを洞察せねばならぬ是れ社會問題の研究上最も注意すべき要點である借地借家調停法なるものは畢竟此の社會的見地に依つて生まれたもので要は社會政策の本義に照らして考ふべきであると信ずる』と述べ結局建議書は別に起草して關東廳に提出することに決し議長たる

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

今副議長は起草委員に村田氏を推し起草の上は再審議に附し斯くて建議する事になつた。

猶ほ前回よりの懸案なる市場改善案に就ては大内委員より一應の説明を爲したが川上委員の缺席せるため更に次回まで延期する事となり次に

公益質屋設置計畫案

の審議に移り該計畫案起草者たる桐原氏より設置計畫に關する内容及び收支豫算の大要に關して詳細説明する處あり柴田、村田、葛井、傅立魚諸氏より支那人側質屋にまで本計畫を及ぼすや貸出金額の制限額は何うか中流以下を主たる對手と爲すべきか等の質問出で議論續出せるが結局本案も調査委員を選定して更らに調査する事に決し今議長は本委員に伊佐柴田、傅、桐原四氏を選定した終りに本會も本部の基礎を確立し漸次重要地に支部を設けねばならぬので豫て事務所において起草した支部規程案を附議したが其の條文中に不備の點があるので更に他日に審議する事となし右にて當日の評議員會を終つた倘ほ次回よりは成るべく多數評議員の出席を求め且つ會員諸氏に向つて出來るだけ各種研究問題の提出を促すことに申合はせ斯くて午後四時散會した。

社會事業特別會計法

第一條　社會事業基金を置きその歳入並びに歳出は一般の會計と之れを區分し特別會計を設置し社會事業基金は勅令を以て規定する社會事業に關する費途に之れを使用す

第二條　造幣局基金の中一億二千萬圓は之を漸次社會事業基金に繰入るべし

第三條　社會事業基金は之れを公債を以て保有し又は大藏省預金部に預入れ而してその利殖金は之を基金に編入すべし

第四條　第二條の規定により繰入れたる金額は社會事業特別會計基金の元資金とし之を費消することを得ず前條の規定による毎年度の利殖金の三割に相當する金額についても亦同じ

第五條　寄附による財産は之れを社會事業基金に繰入るゝことを得、前項の財産及びその利殖金については勅令の定むるところにより前二條の規定に依らざることを得

第六條　社會事業基金を使用せんとする時はその金額を先づ一般の歳入に繰入れ而して一般の歳出としてを之れを拂出すべし

第七條　政府は毎年社會事業基金特別會計歳入歳出豫算を調製し歳入歳出の總豫算と共に之を帝國議會に提出すべし

附則　本法は大正十二年度より之を施行す

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

△□▽ 研究資料 △□▽

社會事業たる公營質屋〔下〕

前田稔精

業務一班　公營質屋も又固より質屋なるが故に質屋取締法の取締と警察の許可とを受ねばならい併しながら此の如きは公營質屋の本旨に背き業務上幾多の支障を生ずることになる經營の主體が國家又は公共團體である以上公營質屋は此等被監督者たる地位を脫却しなければならぬ殊に質屋取締法の支配を受くるときは彼の公營質屋の生命とする低利資金の如き到底之を融通することが出來ない從つて吾人の要求するが如き規模の公營質屋を計畫せんとすれば先つ現行質屋取締法を改正するか又は別に公營質屋のみに適用すべき特別法の制定をすべきである然らば質屋取締法中如何なる條文に改正を加へて然るべきやと謂ふに差當り第一條、第七條第二項、第九條第十五條、第十七條乃至第十九條及び第二十一條乃至第二十五條の規定は到底之を公營質屋に適用することは出來ないから改正を要する而して吾人の希望するが如き法律の改正又は制定を經るときは次にその事實上の經營につき左の各項に留意すべきである。

（一）**資金のこと**　商賣をするのに資金の必要なることは言ふを俟たない而して此の資金を如何に捻出すべきかは當初の問題であり又最後迄の難問である原則としては經營主體たる地方團體自己の嚢中より醵出すべきであるが今日逼迫せる地方豫算中果して夫れだけの餘裕ありや否やは勿論疑問であつて之が狐疑逡巡決せざる最大原因ではないかと想はれる然らば幾程の金額を以て足れりやと云ふに素より各地方の經濟狀態に依つて相異なるのであるが併し乍ら大凡の

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

見當は當該地方民營質屋の一ヶ年間に於ける貸出總額と其の殘高を調査すれば足るのである此の見當によつて所要資金の總額を推算して大過はない勿論公營質屋の漸次民間に喧傳せらるゝに連れ將來多少の增額を見越すの準備を忘れてはならない現に臺北並びに臺中に於ける公設質舖は此の方法により資金の運用上何等の支障を見ず所要質金の調達困難なる場合は他人の寄附に仰ぐか又は借入金を爲すの外途はない社會的事業に對して寄附を仰ぐことは正當な理由もあり又有效なる方法である佛蘭西の如き此種の資金は相當多額に上つて居る又均しく借入金と云ふも銀行よりの借入金の如く高利なるものは到底質屋の資金たることは出來ない旁々郵便貯金を還元せる低利資金か若しくはまた簡易保險の低資の如きに之れを索めねばならぬ此際上級官廳よりの補助金の下附を迫るも亦一法である。

以上は主として運轉資金であるが設立初年度に於ては創設費に相當なる資金を要する此の創設費中には勿論設備費即ち固定資産をその主たるものとするのであるが夫れと同時に民營質屋に對する禁業交付金の如きものも亦之を見積るの必要がある尤も這は質業の獨占をなすに伴ひ生ずる問題であるが苟くも人民の既得權を奪ひ民業を侵す場合は之に對して補償金若くば涙金を出すのが至當である臺北に於て採用した交附金算定の標準は今日まで何等の苦痛なく異常の好成績を擧げたのである參考の爲め之を摘記することゝする尤も此の特典を受くる者は公設質舖開業後二ヶ月以内に廢業した者のみであつて其以外には及ばない。

一、廢業者に對しては總て一律平等に二百圓を交付す。

二、前號二百圓の外に廢業者の專業及び兼業を區別し專業を十箇とし兼業者はその割合に依り相當箇數を割當て其の箇數一箇につき五十圓を交付す例へば傍ら煙草の小賣を爲し而して其の營業歩合が質屋八分煙草店二分なりとせば之を八箇とし四百圓を交付する勘定なり個數割合は運轉資本及び純益等を參酌し達觀を以て之れを定む。

三、前年中の質貸出高實績に依り其の年額五千圓以上は五百圓、四千圓以上は四百圓、三千圓以上は三百圓、二千圓以上は二百圓、二千圓未滿は百圓の割合を以て交付するものとす。

四、以上一、二、三の合算額が七百圓に達せざるときは之れを七百圓となし千百圓を超ゆるときは之を千百圓に打切り以て其の交付金額を決定す。

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

（二）設備と職員の事　設備には特段の注意を拂ふの必要がある我國の習慣上その位置の如きは成るべく殷賑なる表通を避くることが肝要である茲に設備といふ中には營業所及び倉庫の建設を包有するは勿論である營業所は木造練瓦造何れに依るも成るべく入口及び窓口を多くし顧客をして祕密且迅速に取引を了せしむるの方法を採るべきである瓜哇の質舖に於て屋外軒下の窓口より質物の受授を爲すが如きは決して倣ふべき方法でない次に倉庫は出來得る限り堅牢にして且盜難防火に對し充分なる設備を爲すべきである卽ち保管せる質算に對しては全責任を以て管理し質置主をして安堵せしむる底のものでなければ成らない又防火上より言ふときは營業所と別棟となすを適當とすべく又流質物の陳列賣を爲すため道路に面せる一室の準備を忘れてはならない。

佛蘭西及び瓜哇の如き大規模のものにあつては一箇の質舖に數十人の職員を使用し各課各係の事務分掌を定むるの必要もあるが我國に於ては一つは經費節約のため少人數を以て當るに勗むべきである併し乍ら業務の總指者の外に鑑定人、會計庫手等の職員は是非共之を缺ぐことは出來ない殊に鑑定人には相當熟練ある職員を擇ぶことが必要であるが技術品性共に適當なる資格者を得ることは困難である瓜哇の如きは講習生を蒐め數箇月質物の鑑定評價に關する智識を習得せしめ之を各質舖に配布するの制を採つて居る質物中の貴金屬寶石等の鑑定は就中玄人仲間に於ても困難事とされる技術である若し鑑定人その宜しきを得ざる場合には忽ちに業務の蹉跌を招くのである尙ほ評價方法に就ても萬遺算なきを期する爲め數人の鑑定人をして各自單獨に評價せしめ其の平均價格を採りその價格を標準として約三分の二以内の貸出を爲すの注意を拂へば大過あるまい。

（三）質草種類のこと　質屋の引受くべき質草は如何なる種類のものを擇ふべきか之れまた業務經營上一考察案を要する問題である質置主の階級異なるに從ひ質草の種類も亦千差萬別である公質は非營主義に立つものなれば質物の如何を問ふの必要なきが如くなるも併し公營質屋と雖も徒らに缺損を重ねるを以て能とすべき者ではない隨つて質草に對しても多少の撰擇を爲すの必要を認めなければならない卽ち無記名債券以外の有價證券の如き相場に激變あるものは勿

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

論、動物植物の如き保管に不便なるもの書畫骨董品の如く鑑定の困難なるもの他の保管物に害を及ぼす虞ある腐敗又は燃焼し易き物品の受入は避くべきである。

（四）諸帳簿整備のこと　民營質屋に於ては通常營業と生活とが混同されるのであつて損益を明かにすべき精細なる帳簿備へ付の必要が尠ない然るに公營質屋は之と異り公共團體の事務なるが故にその收支計算を明かにし各營業期の損益を正確に算出するの必要がある固より業務擔當者は官公吏又はその資格者であつて質物又は現金の亡失毀損につき當然會計規則の適用を受くることになる從て之が收支を表すべき帳簿を整備し其の責任を瞭かになすは勿論是等諸帳簿の取扱等に付いても祕密の取扱をなすやう心掛くべきである從つて尠くとも左に掲ぐる種類の帳簿を用ゆるに非ざれば計算の正確を期することは出來ないと思ふ。

（イ）現金出納簿（ロ）資本金臺帳（ハ）質物臺帳（ニ）流質臺帳（ホ）辨償金仕拂臺帳（ヘ）缺損補塡金整理簿（ト）通知簿

要言　終りに臺灣に於ける公設質舖のことを述べよう臺灣の公設質舖は臺北及び臺中の二箇所に置かれてあるが將來主要の都市に隈なく施設する事になつて居る臺北は大正九年六月十六日より開業臺中は昨年四月二十日よりの開業であつて過去二箇年に於ける經驗は吾人に尠からざる智識と貴重なる資料とを與へ充分なる經營上の確信を得たのである極めて簡單に臺北公設質舖業務の一班を示せば建物は事務室倉庫及び宿舍の三より成り現在職員數は主事一人、主事補六人（鑑定人）、庫手三人、小使一人、此等の人件費一箇年一萬五千圓内外である運轉資金は地方稅より釀出し從つて無利息の資本を使用せる譯であつて其額は四五萬余圓に達して居り利息收入一箇年六萬五千餘圓の成績である而して一箇月平均貸出額は五萬圓内外で質物點數は四千乃至五千點である斯かる規模を以て人口十五萬人を包容する臺北全市の需要の過半を充たせるの景況である臺中市の分は茲に省略する今顧客の順位を見るに内地人臺灣人を合計しその千分比は商人四五三、職人二五五官吏一四一、會社員二一五、苦力二九、車夫一四、無職一四の割合である之に依れば官吏は質屋顧客の第三位を占め職人と共に貧民の群に加はるべき者であらう。

以上予は多少の冗長を厭はず巨

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

細に亘り縷述することに勗めた顧ふに公營質屋攻擊の第一矢は民業の掠奪と謂ふことに向けられる之は一應尤もである永年粒々辛苦して築き上げた彼等の有形的無形的價値ある營業を侵害するのであるから反對があり非難の起るのは當然である併し乍ら個人の利益にして同時に國家の利益たる場合は兎に角個人の利益と國家の利益が相背反する場合は何れを先にし何れを後にすべきであらうか言ふ迄もなく此の如き場合先づ國家の利益を肯定し個人の利益を犧牲にするも何等差支ないのである殊に近世國家觀念の發達は益々此の主張を濃厚ならしむる傾向がある若し卒直に國家の企業獨占を排するならば今日文明各國の採れる各種の官業及び專賣制度も亦均しく排斥さるべきものである質業公營の理も亦全く之と異なる所はない卽ち政府は煙草、鹽、酒の專賣を爲し鐵道、電信、電話の官業を營み得ると同一の筆法により質業を人民の手より奪ふて之を公營にするのである卽ち此の場合國家全體の利益が個人の利益を犧牲とするに外ならない之れ又卽ち近世國家の强烈なる要求の一である。

質屋の暖簾を潜る者のうちには或は賭博の金を得んが爲め又は贓品を持込み一夜の遊蕩費を調達せんとするが如きものも無いではない併し乍ら全體より見るときは十中の八九迄は其の日の生計に困難して所謂脊に腹は換へられない貧窮者がその衣類家財を持ち込むものと見て差問へない而して近時急激なる世態の變化に伴つて此種の細民が日を逐ふて增加しつゝあることは爭はれない事實である卽ち貧民救濟問題は實に焦眉の急として迫つて來たのである予が各種の社會事業中此等の無産者の金融機關たる質屋を設備し之を公營となすを熱心に主張する所以も亦實に此の意に外ならぬのである。

◉**メンタル・テスト** 文部省の調査によれば全國中等學校の入學試驗にメンタル・テスト(精神考査)を實施して居る學校は三十三校、單に參考として之を課するもの六十餘校あり東京では府立二、三、五中學、東京高等師範附屬中學、府立女子師範學校、私立千代田高等女學校の六校が入學試驗にメンタル・テストを行つてゐる全國でも富山、神奈川の二縣は相當に效果を擧げ横須賀中學はメンタル・テストによつて入學した生徒は成績が非常に良いと最近文部省に報告があつた學科と精神の採點方法は區々であるが大體の平均は三對一の比例を示してゐるそこで文部省では全國中等學校の入學試驗方法を統一するため新に考案したメンタル・テストを東京府立某中學校に依賴して四月の入學試驗に應用する筈だがそれは小學校で修學した學科課目の範圍でメンタル・テストを行ひ能力の深さを知らうと云ふのでこれが好結果を得れば全國の中學校に實施せしめ從來の準備敎育を打破すると共に入學試驗の弊害を一掃し將來は精神化した學科試驗を行ふ積であると

社會教育會の事業

東京　一會員

社會教育會は大正十年十月東京に於て創立せられ社會教化事業の經營を目的とする所の新しい私設社團である。今同會の事業の內容と目下の情況とを左に摘載して滿洲社會事業研究會會員諸君の參考に資して見たいと思ふ。

先づ社會教育會の目的から記せば、同會は國民思想の善導、智識の普及啓發を圖り、社會文化の促進を期せんとするもので、此目的を達する爲めの事業としては、活動寫眞の利用、講演會の開催、機關雜誌の發行及び圖書出版、ポスター宣傳等が其の主なるものである。而して此等事業遂行の方法としては、團體、學校、其他一般希望者の依囑に應じ、無料にて講演會の開催又は活動寫眞の映寫を爲し、又必要に應じ順次各地へも出張巡回して、講演又は活動寫眞を映寫して主旨の宣傳に努める。目下同會に於て最も力を注いで居るのは、活動寫眞を利用して一般市民就中小學兒童の智識の啓發並びに思想の善導を圖ることで、之に使用するところの映畫の種類は次のやうなものである。

(一)精神教育に關するもの　國民の堅實なる思想を養ひ其の品性の陶冶に資し併せて社會改善に效果ある劇映畫。

(二)產業に關するもの　國の內外を問はず、各種工業製品の工作順序を示し、工場內の設備、作業の狀態、勞働者の生活狀態等を詳細に撮影したもので、教化上有益なるは勿論之を工場從業員に示すときは其の工場の生產能率を昂める上に大なる效果がある。其他猶ほ農業、牧畜、水產、鑛業等の改良に關する新智識、科學的應用及び拓地植民思想を普及せしむるもの等。

(三)國民の一般常識發達に資するもの　特に海外の事情、陸海軍事、交通運輸、保健、衞生、土木、建築等。

(四)學術に關するもの　理化學生理學、醫學、人類學、動植物學等に關するもので、之に興味の衣を着せて誰人にも理解し易く作製した映畫。

(五)名勝史蹟を收めたるもの　正確なる地理と史實に基いて映畫の筋を立て觀る人に旅行の感を起さしめ而して智識の補給をする目的のもの。

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

(六)教育に資する時事寫眞　火災、水害及び震災の天災地變各地の祭禮、汽車の顚覆、外國貴顯の來朝、又は皇儲の御外遊の如きものである。

以上各種の映畫は未だ全部作製する迄には至らないが、左記數種は既に出來て居つて、現に毎日使用しつゝあるさうだ。

(一)後藤市長の日常　市長の早起、自彊術をする樣より訪問客との談話、趣味の揮毫、書簡の披見、扨ては令孫と樂しげに庭内を散歩をする光景など、家庭に於ける子爵の面目躍如たるものがある。

(二)水道の話　水道は都會生活に缺ぐべからざるもの。水源の水は長い水路を經て沈澱池に入り、濾過池を過ぎ、浄水池に湛へられて後、始めて吾人の臺所に噴出する。其等幾多の階段と徑路を線畫と實寫とにより説明したもの。

(三)東京市の道路改修　東洋の大都會と誇る東京市の道路が如何に惡道路であるかを示し次に日本橋から銀座通りの道路が鋪木道に改修せらるゝ順序を説明し、最後に海外大都市の道路の發達せる情況を詳しく比較説明したもの。

(四)東京癈兵院　國家の爲め奮戰して不具癈疾となつた光輝ある勇士の癈兵院に於ける生活の一班を撮影したもの。

(五)動物園　上野動物園に嬉戲する種々なる禽獸虫魚の活きたる畫帳である。偶々動物園を訪づれても、必ずしも見得るとは限らない動物の動作をも見ることが出來る。

(六)電話の交換　第一卷には電話交換の順序より其の原理竝に交換局の種々の裝置を詳細に説明し、加入者に電話の常識を與へ使用上の心得を説いたもの。第二卷には文明的職業の一種に屬する電話交換に從事せる女子局員の麗はしき日常生活を示してある。

(七)母戀し(家庭劇)　孤兒院に生ひ立ちたる少女マッジーは温かき家庭に憧れて孤兒院を拔け出し、家柄といふ事の外には愛も慈悲もないアメスウオースといふ老人の家に行きその無邪氣さを以て老人の心を感化したといふ哀れにもまた美しい物語である。

(八)二萬五千哩の大砲(漫畫)　カイゼルを喜ばした二萬五千哩を飛ぶ新式自動砲丸は伯林より大西洋を越ゑて紐育市街を爆破すると思ひきや、黒人の頭上でバウンドし、地球を一週して再び伯林に歸り、カイゼルと發明者の背後で爆發して、彼等を海中へ跳ね飛ばすといふ滑稽諷刺漫畫。

同會では昨大正十一年にも學校官衙、青年團、會社、商店、工場

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

其他一般希望者の申込みに應じて連日の樣に、東京市内外に於て講演及び活動寫眞を開催したが、本年もまた開催の筈である。

昨年一箇年を通じて其の成績を見るに、回を重ぬるに連れて來會者激増したることは事實であつて毎會滿員の盛況を呈し、當該校舍の大小により入場人員に差があるけれども、最も少數の時でも一千五百人以上、多い時には五千名餘の來觀者があつた。而して再昨秋同會創設以來の入場人員を概算すれば五十萬人を超ゆるさうだ。此の現象は言ふまでもなく同會の事業の時宜に適せることを立證するに餘りあるものであらう。

現在の同會の理事者は留岡幸助高島米峰、長島隆二、武井文夫等の諸氏であつて、總ての經費は篤志家の寄附其他の收入を以て支辨するのである。將來は勿論各地方へも出張宣傳する計畫を立てゝ居るが、設備、經費等の關係上、目下は主として東京市内外の地に止めて居るとのことである。

少年赤十字

其の目的、使命、組織、事業等

日本赤十字社が少年赤十字を實施すべく各支部へ宛これが通牒を發したのは昨大正十一年五月五日の丁度男の子の節句の時であつた其の通牒文を掲ぐれば

歐洲戰亂以來赤十字平和事業トノ關係ニ付キ著シク一般ノ注意ヲ惹起スルニ至レルハ平和條約第二十五條ニ赤十字事業ニ關スル規定ヲ置キタル事及ヒ赤十字社聯盟ノ創設セラレタル事等ニ徵シテ明カナリ而シテ各國赤十字社ハ此ノ趨勢ニ順應シテ種種ナル平和事業ヲ劃策施行シ少年赤十字ノ組織ハ其ノ最モ重キヲ措ケル事項ノ一タリ。

一九二〇年（大正九年）三月『ジユネーヴ』ニ於テ第一回赤十字社聯盟總會ヲ開催シタル際『各國赤十字社ハ赤十字事業ノタメ各其ノ國ノ少年ヲ養成スヘシ』トノ決議アリ一九二二年卽チ我カ大正十一年三月開催セル第二回赤十字社聯盟總會ニ於テモ少年赤十字ヲ以テ議題中ノ一要目ト爲シテ其ノ促進ヲ期セリ本社ニ於テモ新タニ計畫セル平和事業中兒童保護ヲ第一着トシテ其ノ實施ヲ試ミントスルハ既ニ屢々言明セル所ナレハ各地方ニ於テモ此意ヲ諒トシ他ノ兒童

Digitized by Google Original from CORNELL UNIVERSITY

保護事業ト共ニ少年赤十字組織ニ着手セラレン事ヲ希望ス。

抑々少年赤十字ノ目的ハ兒童ハ第二ノ國民タルモノナレバ小學校時代ニ於テ博愛ノ思想卽チ他人ニ對スル助力竝ニ相互擁護ノ精神ヲ涵養シ且自他ノ衛生上ニ留意セシメテ健康ノ增進ヲ圖ラントスルニ在リ。

此目的ヲ達スルタメ各地ニ於テ少年赤十字ヲ組織スルニハ左記要項ニ準據セラレタシ。

一、少年赤十字ハ尋常小學校五六學年ノ兒童及ヒ高等小學校ノ兒童ヲ以テ之ヲ組織スルコト但シ便宜尋常四學年以下ニ及ブモ妨ケナシ。

二、少年赤十字ノ事業ニ就イテ之ヲ記セバ概ネ左ノ如シ。

(イ)赤十字事業ノ談話

(ロ)衛生ノ談話

(ハ)災害、疾病ノ慰藉、手工品ノ寄贈等

(ニ)內外國兒童ト通信交換

(ホ)講話會、印刷物配布、活動寫眞會、運動會、展覽會及ヒ慈善事業ヲ開催シ又赤十字其ノ他ノ事業施設ヲ見學セシムルコト

三、兒童ヨリ直接決シテ醵金ヲ徵收セサルコト

四、團體ニハ便宜團長、副團長幹事、協議員等ノ職員ヲ置クコトアルヘク其ノ職員ハ總テ名譽職トスルコト

以下猶ほ諄々と說く所があつて其の實施を促したが眞先に少年赤十字團を組織したのは滋賀支部で昨年六月中その組織を決定し越えて十月その發團式を擧行した是れ我國に於ける少年赤十字の嚆矢である次いで山口支部にも設けられ之も良成績との事である。

ブライソン氏は『各國民の少年赤十字は其國の兒童に(一)奉仕の觀念と實行特に彼等自身及び他人の保健に關する注意を敎ゆるため(二)また良民としての責任を理解し且體得し(三)其他總べての外國の兒童に對する親しい相互扶助の精神を養成しこれを維持する目的で組織されて居る』と言つたがその通りで少年赤十字は普通の少年團卽ちボーイスカウトに比し更に高い理想と重い責務を負ふて居るものであると云へる。

米國に少年赤十字の組織を見たのは歐洲戰爭中の一九一八年一月中のことで當初は主として戰時事業の補助をしたのであるが平和克復後はその組織を改め內に於ける社會奉仕に勵むと共に外に對しては國籍、皮膚の色、信仰の如何を問はず人類社會共同の福祉增進と相互扶助の精神によつて種々の方面に活動を開始した之れに要する資金は演藝、慈善市、園藝、救助

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

賣品その他さまぐ＼の催しをなして之を收め個人々々の寄附からも成つて居る而して內外人の區別なく職業學校、運動場、奬學會、學校庭園、學校辨當、休暇、天幕、健康遊戲、保護所又は兒童病院等の事業に向つて資金その他の上にて扶助をなし種々の救濟事業に對して大いに貢獻して居る。

少年赤十字の發達と其の目的を達成するが爲めには地方教育當局者及び學校職員の援助を必要とするは言ふ迄もない事である而して是等學校職員は兒童指導のため先づ日本赤十字事業並にその衞生施設等についての見聞を弘め又救急法や看護法の訓練をなすの必要があるので日本赤十字は關係支部に對し其の地方に學校職員の講習會を開くことを慫慂した。

こゝに參考のため伊太利における少年赤十字の目的として標榜した處のものを掲げておく。

(一)全世界の兒童に對する聯帶觀念を學童に普及する。

(二)弱者の保護及び困窮者の救護のため此の國際的聯帶に物質的にも道義的にも相互扶助の特徵を帶ばしむること。

(三)學童の間に彼等の寄附（仕事でも金錢でも）に依り救護及び兒童保護の施設をなさしむ、例へば海濱及び山間の夏季植民地若くば學校學舍（スクールキャムプ）、露天學校等。

(四)伊太利內地及び海外における學童の間に相互啓發の見地より出來るだけ多く接觸の方法を講ぜしむ即ち學校生活及び一般兒童、各國における兒童生活の特色、職業、遊戲、相互扶助、就學期後の仕事並に硏學の計畫等に關する消息を交換するため各級及び各個人間の通信。

(五)學童間に各自國に關する消息を交換すること即ち農業、地方工業、隣接及び遠隔せる都市と貿易要衝地との交通並びに通常の輸送方法、繪葉書に依り此等要衝地及び其の地方の描寫並に野外遊戲、保護事業殊に兒童保護事業の記述、地味及び氣候の性質、自然及び藝術の美、歷史的記念、傳說、昔噺、民間の口傳、各地において用ひらるゝ種種なる家具の圖解等。

(六)學校間に各級兒童の寫眞を交換すること但し集合して居るものと動いて居るもの即ち仕事や遊戲をなし且學校の建物の各所に於て手工に從ふもの。

(七)學校間に手工品殊に玩具及び學校用品、金屬、木材、ボール紙、刺繡等に依り自然（葉、果物、動物、家具等）から寫生し兒童自らの工風した意匠のあり趣味の備はれるもの。

(八)各學年末において伊太利及び海外の他學校より受領せる品物

Digitized by Google Original from CORNELL UNIVERSITY

の展覽會を催すこと此の展覽會は學童自身之を按排し公開するものとす其の品物の一部は即賣し其の賣上高は學校、赤十字基金若しくば同樣の意味を有する救濟資用に繰入れる。

（九）各學校の協力に依り教育的及び教訓的の地方的活動寫眞フィルムと共に幻燈及び說明書等を調製し學童を相互教訓するため最も重要なる都市の學堂又は移動裝置に依り田舍地方においても無料にて觀覽せしむべく他地方及び少年赤十字と此等フィルム竝に幻燈書を交換。

（十）其他適宜の手段方法に依り聯帶の精神と善行を張り合ふ高尙なる競爭心とを各地方竝に各國民の學童の間に發達せしめ斯くして赤十字の大事業のため兒童を養成し行くこと。

大略斯くの如きものであるが此の目的のため赤十字は衞生學及び社會的互助の原則を家族の間に周知せしめ且つ全世界に赤十字の知識を普及するために定めた衞生宣傳に對する其の組織の大部分を少年赤十字の手に委するが宜しからうと言はれて居る日本の少年赤十字はまだ芽生の時代だが他國のそれに劣らぬやう內にも外にも健全なる發達を望みたいものだ。

滿鐵會館の計畫

滿鐵では公演集會等を催すとき多數の社員を一時に收容すべき完全な設備が無く僅かに本社食堂又は昨年竣成した滿蒙文化協會又は近江町俱樂部等を利用して滿足する外ない故早川社長の告別式の如きも本社玄關前の廣場で行ふといふ不體裁を敢てせねばならぬ樣な狀態であつたから此際是非共多數の社員を收容し得る滿鐵會館を新設する必要ありとの意見が出て目下社會課の手元で計畫立案されつゝある右に就き課員某は曰く「未だ具體的に決定した譯ではないが滿鐵會館の必要な事は何れも認めて居るし幹部の意見も一致して居る然し何の位の豫算を出してくれるかゞ先決問題である又計畫と云つた處で今漸く玉子が生れたばかしで雄が孵化るか雌になるか今折角案を立てつゝ居る處である場所はどうしても本社附近になるだらう自分の考へだけだが二三百萬圓を投じ理想的のものを建設し滿鐵だけで使用せず社員外の一般市民諸君にも解放したら非常に便利なことゝ思ふ大連に公會堂の無いことは夙うから市民間の問題となつて居るが滿鐵會館が出來れば充分その缺陷を補ひ得ると思ふと

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

調査記事

奉天に於ける同善堂の事業

支那側の社會事業としては最も進歩したもの

在奉天　田原漢東

沿革一班　奉天の同善堂は滿洲に於ける支那側の社會事業機關として最も古き歷史と最も完備した內容を有して居る。同善堂の設立されたのは今を距る三十前、卽ち淸朝の光緒二十二年で、時の將軍佐保貴氏は官署及び紳商を說いて當時個人的に經營して居た牛痘局(施痘所)及び同善粥廠、育嬰堂、棲流所を統一合同し、中國民の恤寡、救濟、施醫、濟困を目的とする純然たる公益機關たらしめんと奔走し、省長の許可を得て初めて創立を見たものである當時は財源なく僅かに臨時の官署補給金と一般の義捐金とに依つて維持するに過ぎなかつた爲め、經營意の如くならず、從業員にも人を得ず、從つてその事業は至つて消極的なものであつた。

其後日淸戰爭起るや、佐將軍戰沒し、貴公珊氏後事を繼承して常慶代氏を常總辦とし、王幇辦、相齡氏等と戮力して專ら事業の發展に力め、官署の保護を得て從來の消極方針を一變し、光緒二十七年更に施醫院を設置し、續いて光緒三十二年女子實業學校を增設し、翌三十三年には更に濟良所、孤兒院等をも併設し、社會事業としての諸機關を殆ど全く完備せしめた。當時と雖も經營容易でなかつたが、幾多の辛酸と鬪ひて克く事業を支持し、民國五年王有台氏堂長として就任するや、氏は自財を擲つて事業の發展に貢し、獻身的に努力し、官署紳商間に奔命して先づ財政の整理に力めたる結果、一般民衆の該事業に對する理解と相俟つて、官署より荒蕪地の拂下

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

を受け、又篤志者より家屋或は救恤金の寄贈を爲すもの漸次增加し、日ならずして財政も充實し、經營の獨立は勿論、寧ろ年々多少の剩餘金すら生ずるの機運を招くに至つた。此の如くにして現在では多くの土地家屋等の不動產を有するの狀態で、三十年前の創立當時と今日の狀態を比較する時、其の發展進步の異常なるに一驚を吃せしめる。

同堂は三箇年を一次として事業報告を發表して居るが、目下は我が大正九、十、十一の三箇年間に於ける報告書の作成中で、遲くも五月下旬には完成の豫定であると云ふから、遺憾ながら最近年度の事業狀態を知るを得ないが、事業上における現在の狀態は大正八年末現在と殆ど大差なきを以て、玆に我が大正六、七、八の三年間に於ける事業成績と各機關の由來に就いて記述して見よう。

牛痘局　牛痘局は同善堂直屬の事業中最も古い歷史を有するものである。光緒七年滿洲一帶に亙り痘瘡の流行した時、當時の醫術は頗る幼稚であつて、未だ種痘の如きもの行はれず、爲めに無智朦昧なる支那人の該病に斃るゝもの多く、病勢頗る猖獗を極めんとするに際し、韋緯三なる有力支那人は此の慘狀を坐視するに忍びずとなし、官署及び有力者を說き、僅かの義捐金を募り、牛痘局を設置して無料種痘を開始した。然るに當時は猶ほ文化普ねからず種痘を忌避するもの多數であつた爲め、此等を理解せしめて種痘するには鮮なからぬ苦心と手數を要したが、漸次理解するもの增加し、爾來年々繼續的に之を實施し來つた。偶々光緒二十二年同善堂の創立を見るや、之を同善堂の管理經營に移し、以て今日に及んだものであつて、目下司事一名醫師二名が專屬し、每年春秋二季に一般の施痘に從事して居る民國六、七、八の三年間に於ける種痘者數は六年男百二十名、女七百六十七名、同七年男百十三名、女百四十名、同八年男二百五十二名、女三百六十三名合計六千二百三十三名とのことである。

棲流所　棲流所は貧民、癈疾者、浮浪無職者を救濟する機關である。光緒十四年奉天省全省に亙り稀有の大洪水あり、家屋は倒潰して住むに家なく農作物は流失して喰ふに糧なく、省民は塗炭の苦しみに逢遭し、悲慘言語に絕した。此時前軍督部長堂定飭氏は自ら官署及び紳商の間を奔命して救濟機關の必要を說き、大方の贊同を得て開辦したのが卽ち

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

此の棲流所である。實に光緒十四年十月一日の事である。棲流所の開辦を見るや貧困者、癈疾者、浮浪者の救濟を哀訴するもの門前に殺倒し、小規模なる當時の房屋では到底收容し得らるべき筈もないので所員は此等の中より最も救濟の急に迫る者を分別して僅かに三百餘名を收容したが、其後も救濟を求むるもの踵を接して絕へず殺倒した。斯くする內、僅少の基本金は殆んど費消し盡くし、之れに反し官紳士の義捐は大いに減退したので、こゝに經營の難を訴へ、遂には休止同樣の悲境に陷つた。

然るに光緒二十二年同善堂の設立を見るや、堂定飭氏は棲流所の再興を期し、同善堂に迫つて同堂直屬の機關たらしめんと運動した結果、之を同善堂に移管する事となつた。そこで新たに棲流所規定なるものを設け、官署より一箇年大洋七千二百元の補給金を受け、先づ家屋五十戶を新築し、救濟部の外敎育部を設け、癈疾者以外の失職浮浪者は清潔夫として勞働せしめ、專ら自活の途を與へ、漸次退所せしむる等、從來の經營方針に大刷新を加へ、斯くて今日に及んだのである。民國六、七、八三箇年間に於ける收容人員は六年八百五十二名、七年二千十五名八年七百三十八名、合計三千七百五名にして、之を內譯にすれば退出者一千三百十三名、逃亡者八百九十九名、死亡者五百六十九名である。

施療院

同善堂に施療院部を設けたのは光緒二十七年のことで、從來露國人の經營して居つた巡回施療の撤廢と同時に、同善堂に直屬する純然たる施療部を設けたのである。施療院の設備成らざりし以前は、漢法醫一名と代診一名が時々各地に出張し貧困病者に巡回施療して居たが、文化普ねからざりし當時とて、巡回施療醫來訪するや、地方民は大夫來的を連發して一村民擧つて其の膝下に馳せ集まり隨喜喝仰の淚を流して迎ふるの有樣であつたさうな其後積極的施醫策として前記の如く同善堂に附屬した施療部に本院を建築し、同時に醫師を增備して外來患者の施療を爲し、猶ほ時々各地に出張巡回して地方施療をも爲して居る。民國六、七、八年間に於ける受療人員數は實に四萬餘人の多きに達した。目下同院の施療には主司一名、醫師六名、藥師一名が從事して居るが、何れも薄給に甘んじ、犧牲的に努力し、一箇年五千八百餘元宛の缺損を計上して經營を持續して居る。因に民國六、七、八三年間に於け

Digitized by Google
Original from
CORNELL UNIVERSITY

る取扱患者數を示すと、內症患者男一萬六千七百九十一名、女五萬六千六百一名、外症男七千八百四十二名、女九千八百八十七名にして、此の以外猶ほ小兒患者二萬數千名といふ多數である。

同善女子實業女學校

本校は貧民の子弟に普通敎育を普及する目的の下に從來同堂が間接に管理して居た育嬰堂及び義學館を統一改組して普通敎育の外に工藝を敎授する特殊敎育機關で光緒三十二年の開校である。當時は男女生徒を收容して居たが、女子に比し男子の入學者振はざる爲め、民國三年純然たる女子實業學校として女子のみを收容し之を甲乙丙の三學級に分ち、各級とも定員を五十名と限定し、學科の外に工藝部を設け、甲乙學級には國文、修身、算術、家政、習字、圖書、體操の諸學科と花透、洋襪、繰絲の工藝科を置き、乙學級は學科として修身、國文、家政の三科に止め、主として工藝に重きを置いて敎養して居る。工藝科の工作品は同校より材料全部を支給して工作せしめ、之を市場に販賣し、其の利益の六割を生徒に二割を同校に納め、殘二割は研究費金として積立てゝ居るが、民國七、八二箇年間の工作品賣上高は實に大洋一萬八千元といふ額に達し、材料代一萬元を控除するも猶ほ八千元の純益を擧げた。目下伊校長以下七名の敎員が眞面目に敎鞭を採つて居るが、民國八年三月末に五十二名の第一回卒業生を出した。

濟良所

濟良所は主として妓女を救濟敎育する趣旨の下に設立せるもので、光緒三十四年呂玉書なる支那人が同善堂に諮り、之が諒解の下に自ら開辦費二千元餘を投出し、同善堂の別働機關として開設せるものである。然るに一年を出でずして經營難に陷り、爾來殆ど有名無實の狀態に在つたが、宣統元年時の民政司使張弧氏は同事業の再興に盡力し一個年一千五百元の補給を爲す條件の下に之を同善堂に經營せしむべく慫慂した結果、同年八月愈々正式に同善堂の直營となり、斯くて婦女の誘拐を取締り或は妓女を救濟し、同時に無智なる彼等に普通敎育を授け、猶ほ女紅、烹飪等の家政敎育をも授け、勤儉貯蓄の美風を涵養する等、大いに面目を一新した入所者逐年增加のため、房屋の狹隘を訴ふるに至り西三年前房屋の大擴張を行ひ、目下女管理人一名並びに女敎育三名從事し、益々隆盛に向ひつゝあるが、民國六、七、八の三年間の入所者數は六年五十一名

七年七十五名、八年五十四名である。

孤兒院

孤兒院は民國元年榮綸氏主唱者となつて貧家の子女及び私生兒を養育する目的の下に僅少なる一般篤志家の喜捨に依つて開院したものである。當時は官署の確定的補助なかりしため、數年を出でずして經營難に陷り、竟に解散の已むなきに至つたが、偶々榮綸氏沒するや、榮作氏その後を繼いで自ら難局に當り、粉骨碎身專ら經營に努めたるも是れ又一年を出でずして前者と轍を同じうし、剩さへ數十の孤兒と四百餘元の外債を負ひ、更に慘憺たる悲境に陷つた。茲においてか、民國五年氏は苦衷を披瀝して時の同善堂長王氏に救護を求め、漸く其の諒解を得て同善堂の經營に移し、警察廳の認可を得て全省に亘り義捐金の大募集を行ひ、相當の基本金を得たので、保姆を傭ひ入れて專ら孤兒を養育し九歲以上の孤兒に對しては國文、修身、習字、圖書體操、唱歌、訓話、點字、聯字等を敎授し、猶ほ滿十二歲以上の男兒及び滿十一歲以上の女兒は孤兒院に隸屬する貧民習藝所に入所せしめ、男兒には木工皮工、裁縫、繰絲、織紬、織帶、漂染、油誘を敎習し、女兒には繰絲、花邊、洋襪、織帶、烹飪、漂染の諸藝を敎授し、作品は之を販賣して同善堂の經費の一端に當てしめて居る。民國六、七及び八三年間の收容孤兒數は男兒五十三名、女兒三十八名にして內死亡者十五名と出院者二十一名を除くの外、何れも留院して居るが、その後の入院者を通算すれば二百名に達するだらうと言ふことだ。

附屬事業

以上は同善堂直屬事業であるが、此外に同堂に附屬する收容所と嗎啡療養所との二機關がある。此等は同善堂が間接に管理するもので前者は恰も大連に在る勞働保護會と同一性質の機關である。然し收容所は冬期間に限り失職者を收容し、道路の雪除け若くは塵芥の運搬等を爲さしむるもので勞働賃金の如き一日僅かに小洋一角五分內外に過ぎず、解氷後は夫れ〳〵一定の勞働に從事するを以て夏季間は閉鎖されて居る。後者の嗎啡療養所は民國八年六月十七日省長令によつて開辦せるもので、財政廳は年々五百元を補給し、專ら嗎啡中毒者を戒嗎せしめて居る。入所者は一ヶ月五十人に限定せられ六ヶ月間嗎啡注射を禁絕し、療養のうへ出所せしめて居るが、八年六月に開所して同年中既に三百七十八名の戒嗎者を出して居る。此外に猶ほ附屬機關と

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

しての**省立教養工廠**あり、同廠は宣統三年八月遊民及び不良子弟に授産の途を與ふる目的の下に官署より一千四百五十元の補給を受けて開辦を見たもので本廠の教授科目は建築、雜藝、編織の三科であつたところ、民國八年發令の省長令に依り省立に昇格し同時に習藝部の外習勞部を設け、爾來年々瀋陽縣署より三千元の補給を受け順調に經營して居る。八年末現在の在廠人員は一百三十名である。

基本財産と收支

頭書の沿革の中に於て述べたる如く、同善堂の過去三十年は殆んど財政難に追はれ、經營意の如くでなかつたが、民國初年來官署より荒蕪地の拂下げ或は官有家屋の拂下げあり一般の寄附も漸次增加した爲め、諸事業に年々巨額の經費を支出するも猶ほ過剩を生じ、最近は殆んど同堂の所有する不動産たる土地家屋等より擧がる收入を以て優に經常費を補充し得るの狀態に達し、全く獨立自營の機關となつて居る。

民國八年末現在の同堂不動産は住房七房四百五十九間、市房(貸屋)十五房五百七十五間の外、田産三萬九千二百八畝を有して居る。猶は同堂の經常費は事業の發展と共に益々膨脹し、民國三、四、五三ケ年間の支出は九萬二千九百八元であつたが、民國六七及び八の三年は十一萬三千三百四十元に膨脹した然し一面收入も年々增加し、民國三、四、五年間の收入九萬六千三百三十三元が民國六、七、八年には一躍十三萬五千七百九十九元に增した。

以上は奉天における同善堂の沿革、歷史及び性質の大要を概述したもので、固より深く內容に立入りて批判的に記述したものでないから、讀む人の如何によりては、隔靴搔痒の感を免れぬかも知れぬ。併し滿洲における支那側の社會事業たる同善堂の輪廓と性質の一班は之れに依つて窺知し得べく、比較的その完備せる所以も推知し得らるゝことゝ信ずるから、今回は之だけで擱筆する事にする。

研究會の新評議員

滿洲社會事業研究會の評議員として其後新たに入會せられたるは左記三氏なり

評議員＝遠藤　達、乙竹　茂郎
森　彌五郎（以上三氏）

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

社會的衛生の施設たる產院

市會議員たる鶴見醫學博士の所論

本年二月末、大連市が市會を開きて大正十二年度歲入出豫算を附議せる時、市會議員の一人なる鶴見醫學博士は、社會的衛生の施設に就て、滿洲に於ける衛生施設の必須事項を切論した。其の所論の要は滿洲に於ける結核患者の多數なる事、其の死亡率の年々增加し行く事等より說き起し、更に姙婦保護に關する產院の設置を缺ける事、嬰兒保育の施設の不完全なる事、隨つて死產率の高き事、一般に幼兒死亡數の多數なる事を詳說したのであつて、要する產院設置の必要を痛論したのだ。斯くて博士は市豫算特別委員に選定されたが、該市豫算特別委員會に於ける豫算審議の折にも、詳細に亙りて產院設置の必要を力說した。その要旨は……

滿鐵病院に於ける產婦收容を始めとし、一般病院の產婦收容及び產婆傭聘等に就て、資力ある家庭に在りては之を能くし、產婦保護上敢て支障を來す樣の事なかるべきも、中流以下の家庭に在りては產婦の入院又は產婆傭聘等の費用負擔に苦む向が少なくない。從つて產婦の保護が往々にして等閑に附される場合がある。此くの如きは啻に產婦の不幸に止まらず、延いて死產兒の多くし、然らざるも幼兒の夭折率を增進する。大連市設立の產院は此等中流以下家庭の憐むべき產婦の保護を主たる目的となすべきである。產院の經費は建設費設備費、事務費を合せて約八、九萬圓にて足るべく、次年度以降建設費を除ける場合の產院維持費は、一ヶ年數萬圓を要せざるべしと信ずるが、市は之を設立する意思なき乎。若し產院設立の經費なしとせば、之に代るべき應急施設たる產婆派出所樣のものを設置し、一般家庭における產婦の要求に對し、隨時產婆を派出せしめ、產婦の保護手當を爲さしむるも不可ない。此の應急施設ならば其額一ヶ年約六、七千圓にて足るべしと思ふ。要するに市は產院を建設するか又は產婆派出所を設置するか孰れかに就て考慮されたい。

と云ふのであつた。市豫算特別委員會に於ける博士の此の所論に對しては種々質問出でたる後、產院設置若しくは產婆派出所設置は必要なる社會的衛生施

設として是認されたのであつたが、市豫算の都合上博士の意見は遂に實現さるるに至らなかつた。然るに傳ふる處に依れば赤十字社大連支部に於ては産院設置の計畫を廻らし居るとの事だが、之を眞實なりとせば、それは同社その物の本質的使命から云つても當然爾かるべきことで、市で設立し能はぬとすれば赤十字支部の手にて設置するも亦可なりであるから社會のため折角活動を望まざるを得ない。

大連齋場の建設計畫

附、主唱者たる田中大連民政署長の談

大連市に一個の齋場が無いと言ふ事は、葬儀執行上甚しい不便を感ずるわけで、滿洲社會事業研究會でも其設置の必要を勸說した事があり、新聞等の言論機關も其の必要を力說し、市內有識の士にして亦之に共鳴する人も尠くないので、今日では何人も其の設立に關して異議ある筈はないと信ずる。吾等の常に最も不愉快に感ずるのは、一般葬儀の形式が漸次華美に流れ、虛禮に失し、敬虔眞摯を缺ぐに至つた事であるが、個人齋場の缺如せる事は、葬儀執行の上に不便を感ずるのみでなく、既に虛禮化した葬儀の形式を一層煩雜ならしめて益々虛禮に導くの弊がある。是れ各方面において齋場設立の急務を唱導するに至つた理由と認むべきである。

吾等をして謂はしむれば、齋場設立の如きは、社會的施設として、大連市自ら之れに當るべきを可とするも、或は官設火葬場を所轄する關係上關東廳の公設に待つも亦不可なしと信ずるのである。此種施設の當然の要求として、其の經費を篤志家の寄附に仰ぐの有意義なるは、今更言ふ迄もない事だ。然るに最近に至り齋場設立の計畫は先づ大連民政署長田中喜介氏の手にて立案され、大體の成案を得たので大連齋場設立期成同盟會を設置し、同會に依りて設立を實現する事となり、近く市內各方面有志の協贊を求めて發起人會を開催し、之が建設計畫を審議する筈になつて居る。尚ほ茲に附記すべきは、此の齋場設立に贊意を表して早くも建設費寄附を民政署當

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

局に申込める向あり、民政署にては既に之を設立寄附金として受領せるが、其の人々は次の數氏である今後も猶ほ寄附者のある事であらう。

大連齋場建設費寄附者
二月九日金一千圓和田敬三、二月十五日金五百圓郭習揆、三月一日金百圓鈴鹿幸一郎、三月三日金五十圓新谷清潔、三月九日金五十圓小林和介

齋場設立主唱者である田中大連民政署長は該設立計畫の大要に就て次の如く語つた。

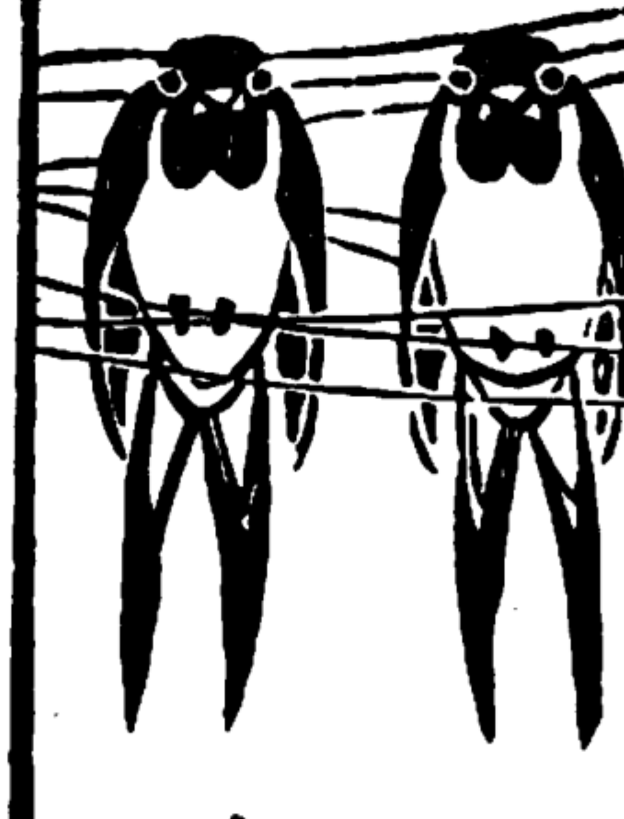
大連齋場の設立といふ事は、今は何人も異論がなく、一日も早く其の實現を切望して居る。自分の本設立計畫を立てたのは此一般の希望を滿たしたい爲で、大體に於て成案を得たので、既に市各方面有志の贊同を求め、一面設立期成同盟會を造る事になつて居る。發起人には市内各方面有力家約五十餘名の承諾を求め、然る後、發起人會を開き本件について審議したい見込である。

齋場は約五百名の參列者を容れる丈のものとなし其他事務室等を要するので、全部の建築費豫算は三、四萬圓を要すべく、設備費を合せて約五萬圓を要すと信ずるが、此の金額は總て寄附に仰ぎたいのである。齋場位置に就ては色々と考へて見たが、現在火葬場との位置關係、又現在火葬場の移轉見込箇所との關係上、春日町元園藝會社裏の山麓を切り開き、約一千餘坪の地域を以て建設地と爲したら可からうと思つて居る。此等地域個所等も無論發起人會の同意を得る考である。

大市齋場設立の上は、其の所屬を如何にするかは問題であるが、是れは一種の財團法人として經營するも可、或は大連市に其の經營管理を委託しても差支ないと思つて居る。是は後の事で矢張り發起人の熟議に依りて決定したい。要するに齋場建設は社會的施設として最も必要なもので、之が實現に就ては關東廳、大連市、滿鐵側の諒解を求むるは勿論、汎ねく一般有志の贊同を得て、極めて意義ある設立を爲したいのである。

尙序に述べたいのは現在の王家屯火葬場の移轉問題である。該方面は世上周知の如く郊外土地會社の郊外住宅經營地に近接し、火葬場附近には既に立派な郊外住宅が建設せられ居り、今後益々該地方々面の發展を見んとする狀況に在るので、火葬場の移轉は將來殆ど避く可らざる事になつて居る郊外土地會社とも移轉問題に就ては非公式に交涉した事がある。火葬場移轉が既に避くべからずとせばそれは現火葬場より更に距りたる同所山奧に移轉するを可なりと思ふて居る。然かし是れは今差當りての問題ではなく、行く／＼さうせねばならぬ事と信ずるのである。云々。

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY



時代の進歩と貞操

早稻田大學教授　安部磯雄

　時代の進歩につれて貞操に對する一般人心の抱く思想や解釋が非常に變遷して來た。私も種々の婦人雜誌やその他專門の雜誌などでそれに關した理論や主張を讀むことがあるが非常なる變遷や推移を認めるのである。その變化の善惡に就ては可なりの議論を生むことであらうが然し私一個の考へからすればそれは極めて當然な事の樣に思はれる。大體に於て私はさう思つてゐる。それは人々の思想の墮落でもなければ世紀末の病的心理でもない。然らば如何なる點に於てその變遷が認められるかと言はば、貞操觀念に於ける男女の區別を排すると云ふのが第一であつて、それが最も著るしい樣に思はれる。この主張は近代新婦人側から盛んに主張されて居る。

　翻つて在來の貞操觀念に就いて見ると、貞操は婦人側に對してのみ要求されてゐて、男子側に對しては極めてルーズに放任されて居る。これは日本のみならず外國に於てもそうであつた。然し日本に於てはその傾向が特に激しかつた成程斯うした風に婦人の貞操觀念が強いのは結構であるがそれに問題を生むのは男子側の放任である男女とも夫婦關係を結んでゐる以上、貞操と言ふ事は相互の責任であつて、雙方とも守るべきものである。之が片方だけ守つたのでは決して徹底した意味を持たなくなる。此の點に對して私は強く主張したいのである。これには如何に新しい思想を抱く人々でも異存はなからう。次に之に對する逆說的な場合を考へてみると、そうした關係を結んでゐる間に一方が破つた時はどうなるかと言ふことである。その時は他方も破つても可いと言ふ事になる。それは理論としては肯定出來るが、事實に就いて

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

考へてみると、多くの危險を伴ふ事であつて、大いに考ねねばならない事である。それに貞操に對する相互の責任觀念はもつと積極的なものであつて、相互の幸福を增進する爲めのものであると云ふ事を考へなければならない。

・先にも私のところに訴へて來た靑年男女があつた。それは彼等が關係を結んでゐたところ、男子の方で他の婦人に關係した、それ以來今までの婦人に對しては約束を履行しなかつたのである。樣子を探つてみると婦人も他に關係があつた。そして婦人が言ふには『相手は度々破つてゐるのに、女がたつた一度破つたからと言つて、それを楯に取つて責めるのは不都合だ』と、こう辯解した。これは取も直さず雙方が貞操を破つて居たので、女の言分にしたところ、男子の立場を否定しただけであつて自分の辯解にはならないのであるこの事實に對して客觀的にあるひは理論的に考へてみれば、その不幸の動機は男子の方にあると言へやうが、然し乍ら結局責任は五分五分だと言ふ批難は免れ難いと思ふ。驚いたのは婦人の考へた。これは例外かも知れないが、男子が破つたから婦人も破つて可い、と言ふやうな捨鉢的の考へには贊成出來ない。然し近代人が貞操に對して男女とも同等な責任を持つべきものだと言ふ思想の具體的な例證としては認められる。又此の不幸な而も甚だ笑ふべき事實の中には眞摯な婦人の態度とそれから婦人のために代言する強い或る態度とが見られるやうである。

その次に問題になるのは一方が夭折した場合である。在來の道德に從へば、婦人は貞操を守るために、一生寡婦として過ごす事を要求されてゐた。未亡人の再婚は甚だやかましかつた。而も男子の再婚は容易であり普通だと見做されてゐた。私は特別な事情がない限り雙方に對してやもめ暮しを主張する者であるが然し近代に於ては可なり變つて來た。此の考へ方は男女が全然平等であるいとふ點に立脚するものではなからう乎。そうだとすると、再婚に就いて男子に不都合がなければ、婦人に於ても不都合はない筈だと、こう主張するのである。私も此の點に就いては何等の矛盾をみとめない。矢張り婦人も再婚しても可いのである。たゞ除外例となるのは子供がある場合である。男子の場合はそうでもないが婦人の場合は樣々な困難がある。そして子供のある婦

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

人は結局再婚出來ない場合が多い此の場合、子供と別れて再婚するかどうかと言ふことは、子供との關係になつて、別種の利害問題になつて來るのである。然し子供の世話を外に賴めば、例へば兩親とか兄弟とか確かりした者で立派に補育する事が出來るといふ保證が附けば、單獨で再婚するのは何の非難もない筈で、其場合、貞操は破られて居ないのである。子供を捨てゝ行くのは可哀想だからと言ふので、子供の犧牲になつて一生やもめ暮しをする人があるが、そんな心がけのいゝ婦人は老年に於て屹度報ひられる。併しそれは稀有のことであつて、子供のことに安心が出來たあとで再婚するのはちつとも差支ないと思ふ。

繰返して言ふ樣だが貞操は汚されてもゐなければ破れてもゐないのである、理想的に言へば、一方が夭折した場合、殘された者は決して再婚しないに限るが、そんなことは特別の人でなくては出來ない。そしてその爲めに危險を招いたり不幸に陷つたりする場合は却つて惡いのである。然しなほ斯うした困難にも拘らず、一生をやもめで通す人があるが、そんな人に對しては敬服の外はない。こんなことは女にでさゑ稀れであるのに而も不自由な男でもつて子供の爲めに一生やもめ暮しをする人もあるが、そんな人の話を聞く度に私は心の中に自づと尊敬の念が湧いて來るのを覺ゑるのである。

賣笑婦は文化的一產物

生江孝之

歷史に徵して見ると賣笑婦なるものは野蠻時代には存在してゐなかつた、それが文明の進步するにつれて漸く認められる樣になり其の數も激しく增加して來たのである。つまりこれも一の文化的產物であると云ふことが出來る。從つて今日に於てこれを絕滅すると云ふことは、その爲めに種々の企圖があるにかゝはらず、殆ど不可能の事となつてゐて、實際問題としては、絕滅と云ふことよりも、如何にすればその害毒を減少することが出來るか、如何にすれば貞操破壞に先だつてこれを阻止することが出來るか、と云ふことの方が緊急なより以上重大なる問題となつて來てゐるのである。

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

賣笑婦は古代にあつては奴隷が務めてゐたものであるが、現代は地方農村よりも多く都會に集中されてゐる。何故都會に賣笑婦が多いかと云ふとそれにはいろ〳〵の原因がある。都會の居住者には殆ど隣人と云ふ觀念がなく、軒を並べて生活してゐても交際をしないと云ふ有樣であつて、隣家人が如何なる生活をし行爲をしてゐるかと云ふ事も知らない狀態であるから、稍もすれば惡事を行ひ、風俗紊亂の行爲をしても分り難いのである。こう云ふことも確かに都會に賣笑婦の多い一原因になつてゐると考へられる。そこで賣笑婦には公娼と私娼との二種がある。歐羅巴大陸にはその何れをも存在してゐるのであるが、アングロサクソン系統の民族間にあつては公娼は全然公許されず、私娼の方は默許の狀態に置かれてある。尤も英國も以前公娼禁止ではなかつたのであるが一八二六年四月に公娼禁止令が實施されたのである。

更に賣娼婦の取締方法を見ると分散制と密集制の二つに分ける事が出來るが、實際外國では分散制を採用してゐる國が多いのである日本は云ふまでもなく多數の賣笑婦を採用しそれを密集制としてゐる。次に公娼を廢して密娼を默許するの是非は重大なる問題である道德上から見れば、公娼の廢止すべきは當然であるが、今日實際問題としてはさう容易に速斷する事の出來ない點がある。自分一個の私見としては、公娼の存在は社會道德を攪亂し、貞操觀念を紊亂し風敎を害するの甚だしいものであるから、これを撲滅しなければならないが、同時に、或程度の密娼を默許しなければなら無いのではないかと思ふのである。何れにしても、此の賣笑婦問題は社會問題としても、婦人の立場から考へても、甚だ重大な問題たるは無論であるから、兎に角賣娼婦の眞相を調査して適當なる救濟策を講ずることは極めて必要である。

それで歐米諸國では種々なる機關を設けてこれが救濟策を實際的に講じて居る。先年紐育に於ては十五人の委員を選定して同市に於ける賣笑婦の眞相を各方面から調査したことがある。その結果、これが防止策に對する希望條件として、第一貸長屋の改造、第二高尙なる娯樂機關の提供、第三勞働者殊に婦人勞働者に對する勞銀の增額、第四敎育組織の變更、第五遊蕩少年の感化院收容、第六風敎に關する行政警察の新設などを例擧

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

してゐる。次ぎに賣笑婦の取締に關する希望條件を述べて、第一貸長屋に賣笑婦の住民を禁ずること第二各地に分散するを禁ずること第三他人を誘惑する擧動を禁ずることなどを擧げてゐる。その內容を調べて見ると各々相當理由のあることを知るのである。

紐育の貸長屋には驚くべき多くの人が住つてゐるので、そこに賣笑婦が潜んでゐては出入にも他の住居人の眼に附き、從つて風紀を亂す事が多いことになる。殊に長屋に住む少年に及ぼす影響は甚だ面白くない點がある。分散を禁ずる理由にも亦大いに首肯さるゝ點がある。元來分散制には二つの種類があつて、一つは一戸を構へてゐるもの、他は街頭に散在してゐる者である。歐米の地を踏んで何人も意外の感に打たれるは賣笑婦の夜間街頭を濶歩する者の極めて多い事である。彼等は居酒屋、飲食店、劇場、公園などに出入して自由に誘惑の手を伸ばすのである斯る光景は日本においては到底見ることは出來ないものだ。

その後に市俄古市に於ても賣笑婦の狀態を調査したことがあるがそれも紐育の調査方法と殆ど同樣で、その結果に依ると、市俄古市には五千の職業的賣笑婦とその他多數の臨時賣笑婦とがある。そしてその大部分は非常に健康を害し賣笑婦生活の壽命は平均五年乃至七年しかない。その理由は賣笑婦としての複雜なる生活に起因するのであるが、尙ほその他に彼等の習慣として酒に親しみ又モルヒネを使用するがためであると云ふことである。市俄古ばかりではなく亞米利加には約三十萬の賣笑婦があると云はれてゐるが、そのうち五萬人は每年死亡する。而も依然三十萬の賣笑婦の數に移動がないのは年々それだけ補給されて居るからである。尙ほその委員會でも婦人の勞銀を增額すること、父母若くは保護者に對して子女を危險より遠ざくること等、その他數個條の希望を擧げてゐる。

是等の事實を綜合して、賣笑婦に陷つた原因を調べて見ると、大體に於て無智者と精神異常者とが最も多いのである。その他にも本能的運動に依る者、飲酒、私生兒家庭の不和、不良な家庭、低廉の勞銀、工場生活、失業生活者等がある。また智的低能が賣笑婦になるまでの徑路は多く專門的誘惑者の魔手に陷るのである。西洋でも日本でも同じ樣に、是等の誘惑者は常に遊惰放逸なる生活を營み賭

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

博飲酒などに耽つてゐるのであるが、比較的容貌が美しく言語が鮮かで、婦女子に對する態度が極めて柔和であるから、地方出の無智な婦女子は此種の誘惑者に欺かれるのが極めて多いのである。歐羅巴において調べたところに依ると巴里の賣笑婦全體の八割乃至九割倫敦のその九割はかゝる誘惑者の甘言に陷つて貞操を蹂躙された結果であることを示してゐる。

また賣笑婦中如何に無智者及び精神異常者の多いかと云ふことを嘗て監獄、一時拘留者、女子感化院について醜業を營んだもの各々百人について調査して見たところ精神異常者が百六十五人、普通の常態のもの百三十五人であることつまり精神異常者が全體の五割以上を占めてゐる事が分つた。更に伯林において十二歳以上二十一歳までの女子にして醜業者百五十五人についてその六割六分は精神異常者であることを認めた。此くの如き科學的調査の結果が信ずべき事實とすれば、單に法律に依つて罰したのみでは、迚もその取締及び救濟の目的を達することは出來ない。寧ろ是等のものは精神異常者として特別の救濟策を講じなければならないものである。

救ひの手を貧乏へ

不良兒の保護に先立ちて

哀れな子供と言つても幾通りもあるが、中でも保護少女と云ふ名前を冠せられて、感化誘導の救ひの手に拾はれ樣としてゐる子供程哀れな者はあるまい。世間一般の人から不良性の子供として睨まれ嫌はれて居るのが此種の子供の實際であつて見れば、子を持つ親達は勿論の事、敎育敎化の事業に携はる宗敎家や敎育者や今日の警察官は、此の不良兒の救濟の爲めに充分の注意を向けて、眞實の愛を以て此の子供達を罪惡の魔手から救ひ出さねばならぬ。斯うした不良性の子供が出來ると云ふ事は總てが社會の罪である。缺陷の多い現代の社會組織は、濱の眞砂は盡きるとも世に盜人の種子は盡きまいの言葉を其儘に、あとからあとからと數限りなく不良性の子供をどし／＼社會の各方面に作り出して行く、而して其れは實に恐ろしい事實でなければならぬ。

警察側の調べに依ると、是等の

不幸な運命の道程を辿る子供達は冷たい家庭に育つて眞實の愛に飢ゑた家庭に多いとの事である。チアンバルヂアンは彼の大僧正の眞實の愛に救はれた、惡青年小林善一は彼の大學生の眞實の愛に助けられた。眞實の愛が如何に強い力をもつてゐるかは此の一二の例でも判る。更にまた不良性の子供が貧困なる家庭に多い事も識者は考へねばならぬ。日雇稼ぎ夫婦共稼ぎの家庭から生れる不良性の子供のごんなに同情に値するかは心ある人の涙を絞らせずには措くまい人の性は善であるか惡であるかは支那哲學の一般を窺つただけでは吾々に判らないとしても、人の性は善であると常識的に考へて見て是等の不良性を帶びた子供を感化して行くことは社會政策上決して輕い問題ではないのである。

可愛い子供のために眞實の愛を注ぐことの出來ぬ親はご因果な親はあるまい。働いても働いても食ふに困る人ほご不憫な人達はあるまい。這は總てが現代社會組織の缺陷だと氣づいた時に心ある人は何んな感じに打たれるだらう。渡る世間に鬼が居る現代の社會は何と呪はしい者よとつく〴〵胸板を叩かざるを得まい。犯罪の裏面に女があると言つたのは昔の事、今日では犯罪は貧乏からだと斷言される。先づ救ひの手を貧乏に向けよ、無產者に向けよ、而してそれが不良兒の胸に伸びる時、救ひの手に何が握られねばならぬか。それは一片のパンと眞實の愛でなければならぬ。ヂャンバルヂャンも善一も共に一片のパンで救はれたパンを購ふべきマネーで救はれたそして眞實の愛が注がれて始めて救はれた。併し是等の運命に呪はれた子供達を救ふには先づ其の家庭を救はねば駄目だ、同時によくパンを購ふに足る仕事を見つけて遣るのが本當だ。子供のみが直接に救はれると思ふのは其れは結局妄想に過ぎないのである。

■■■■■■■■■■■■■

○○○○○○○

ア氏の阿片官賣說　支那總稅務司

アグレン氏は萬國拒毒會特別會議の席上にて支那阿片制度に關し左の如く發表せる由「支那の阿片は一千八百五十八年頃まで全く私賣であつたが其後官賣制度にめそして更に千九百十四年に禁止令を出したので又私賣卽ち密賣に戻つた然しながら官賣は禁止されても私賣は矢張り盛んに行はれて流弊益々甚だしく最近の調查に據ると資本金百五十萬元の大公司があつて北部支那に年四百噸の阿片を輸入して居る又他の一公司は雲南惠州地方から漢口に阿片を輸出しては銃彈と交易して居ることんな具合であるから支那人自ら造らなければ何程禁止しても何等の效果がないから寧ろ特別制限を附して官賣にした方が吸飮者が減少するだらう」と述べ此の席で前外交總長顏惠慶氏はそれはそれとして道德上の問題を無視してはならないと附言したさうだ。

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

思想の基底

◉時勢の變化と思想の進步に依りて總ての思想の基底が變つて來たのは注意すべき事だ◉救濟を主とした昔時の社會事業は強者の弱者に對する恩惠的仁慈的の意味が含まれて居たが今日の救濟的社會事業は社會連帶責任觀念を以て爲すべき當然の施設となつて居る◉救濟方面が既に左うであるから況んや積極的方面の社會事業は社會共存の理法に依り社會の健全なる發達を計るため社會の成員たる各個人及び當團體の當然負担せねばならぬ義務と成つた◉東洋の勞働者は西洋の勞働者ほど覺醒して居ないが夫でも思想進化の影響を受けて勞働者の向上進步は勞働者自身の力卽ち團結力を以て自主的に行ふべきものと考ねて居る◉我國は今回愈々工場法を改正し勞働者最低年齡法をも制定實施する事になり政府はその法案を議會に提出したが勞働組合側においては开んな不徹底なものは駄目だと言つて受付けない◉隨つて恩惠的や仁慈的の意味を以てする社會政策や社會事業に對しては少しも難有く思つて居ない否寧ろ迷惑に思つて居る◉民衆が斯く自主的に目覺めて來たのは喜ばしいことゝ謂はねばならぬ不具、癈疾、老衰、極貧のものでない限り他の情けに縋つて其の恩惠仁慈の下に生活するのを恥づるは當然である◉斯うした民衆思想の進步と共に可哀相だから助けてやるの氣の毒だから救つてやるのと云ふ意味での救濟は既に全く時代遲れとなつて了つた◉思想の基底が斯く變ると共に强者弱者の意味も自から從來とは異なつたものになり而も今日の自覺した勞働者は團結して其の衆團の力で資本家よりも强くならうと努めて居る◉こゝに謂ゆる階級爭鬪なるものが起るのであるが餘りに理智に走り喧嘩腰になりソシて情味といふものを失ふやうになつても好くない◉自覺した勞働者が資本家側の唱ねる溫情主義をフヽンと鼻の先であしらふのは民衆思想の基底が前記の如く進んで來た結果であるが同時に爭鬪心のみ昂ぶらずのも好くない◉思想の基底が變つたのは當然として其の變り方が餘りに激しく而かも一方に片寄り過ぎると此の人類社會は野獸の世界のやうに成つて何等の溫か味もない冷たいものになつて了ふだらう◉マルクス流に此の社會を甚だしく唯物的機械的に觀るのも間違ひだ科學の一方面のみでも可けないヤハリ情愛といふものが大切ぢや。

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

東巷 西街

◆淨事は淨財を以て行へと云ふが或場合には不淨財を以て淨事を行ふても可い◆それは不淨財を淨財化する事にもなり又惡錢を善化して其の財的內容の汚れを大いに祓ひ淸める事にもなる◆若し嚴密にいへば都市の自治團體が市の財源として取立てる遊興稅なるものは一種の不淨財少くも淨財でないと云へるだらう◆併しそんな君子然たる四角八面な事をいつて居ては際限がない遊興稅なるものは市の財源として寧ろ適當なものだ◆大連の三業組合が又しても遊興稅撤廢を申出たさうだが甚だしい心得違ひだ斯樣な適切な市の財源は撤廢出來申さぬ◆尤も現在遣つてゐる大連市の遊興稅取立方には少し拙い處があるから改めたい◆元來遊興稅なるものは料理店、待合、遊廓等の三業的營業者が徵稅管理人又は納稅代理人といふ意味において遊興者から公然と取立てるべき性質のものだ◆營業者のうちには勘定書に遊興稅幾らと書いて取つてゐる向もあるが夫れを賣揚高の內に計算し營業稅と同じやうな考へで出すので間違ふのだ◆不景氣で困ると云ひながら大連の花柳界は相當に繁昌して居る現に大連市內外における昨年の花柳界の總揚高は六百二十一萬八千六百六十一圓餘に上つた◆之から云つても遊興稅廢止など出來るものではない廢止運動などせずに精々取立てる工風をした方が得だらう◆不淨財の淨財化とは譯が違ふが關東州の彩票發行を是非復活して貰ひたい射倖心を煽ると言つたところで是などは知れたものだ◆突込んで申せば彩票發行は寧ろ暗々裡に行はれる種々の射倖的行爲を緩和する事になるだらう◆お陀佛となつた當初の彩票は頭彩壹萬圓の一票壹圓であつたが復活させる場合には頭彩參萬圓の一票壹圓、貳圓、參圓位に別ける必要があらう◆それから今度は宏濟彩票局などと云ふものを別に設けないで公然と誰憚からず遠慮なく大連市に遣らす事にすべしだ◆市からは關東廳に度々彩票發行を願ひ出で居る筈だが何う

Digitized by Google Original from CORNELL UNIVERSITY

いふものか今以て許されない◆外務省あたりに制肘されて妙な國際的危惧心に囚はれては困る馬券問題も解決しやうと云ふ世の中だ思ひ切つて許すべし◆今のところ關東州には新税を起す餘地がない增税も疑問だ煙酒税でさへ物議を起したではないか隨つて市税の如きも增收の見込更になしだ◆阿片の特殊收入が駄目になり關東廳の臺所が何時もグラ〱して火の車とあつては肝腎な都市の社會施設が行詰つて了ふ◆了ふではない現に行詰つて居る西公園の態を見給へ街路の鋪修や都市作業の鈍くなつて來たところを思ひ給ゑ◆第一滿洲の首府とも言はれる大連市に博物館も動植物園も公會堂もないといふのは實に不面目な話だ◆此の不面目が何處から飛び出すかと云へば申す迄もなく關東廳にも大連市にも財源が乏しく貧乏世帶でやつと切廻して居るところから來るのだ◆武士といふ者は腹が減つても飢じくないと申すものだ腐つても鯛ぢや渇しても盜泉の水を飲まずは至極お立派で御座る◆が併しながらだ都市の最も大切な社會施設を放屁のやうに音ばかりで形のない物にして居ては市民が寔に迷惑仕つる◆近代の都市計畫は貴族や富豪などいふ特權階級のために按排すべきものでなく一般市民のため民衆的且社會的に成るべく周到に行ふべきものである◆して見れば彩票を發行して一面は市民に富の獲得の機會を與へ一面それより得た金を以て都市の凡ゆる社會施設の費用に充てるのは一擧兩得の策ではない乎◆嘗て臺灣で彩票を發行したとき圖に乘つて頭彩額を五萬、拾萬、貳拾萬、參拾萬と無暗に糶り上げたので內地にまでその弊害を及ぼした◆そこで忽ち禁止となつたが頭彩三萬圓の一票壹圓、貳圓、參圓位のものなら太した弊はない◆阿片の特殊收入も駄目となつた今日だから責めては彩票を復活して都市の公共的施設の財源に供したいものだ◆と斯う書いて來たものゝ或向への報道によれば伊集院長官は東京で彩票發行の不可を斷言されたさうだ之れでは幾ら力んでも駄目である哩。

住宅難は依然

住宅難に悲鳴を上げた大連にも昨年來弗々空屋が出來るので住宅難もモハヤどん底に入つたと考へる者がある▲併し空屋の出來るのを見て直ちに住宅難緩和と考へるのは恐しい早合點で又恐しい近眼的短見だ▲上ッ皮ばかり當つて見て善いの惡いのと云ふは群盲象を撫でて馬だ牛だと合點するのと同じやうは盲滅法界の當推量だ▲弗々出來つゝある大連の空屋の多くは曰く附の代物で一ヶ月の家賃が七八十圓から百圓以上百五十圓といふのだから中流階級以下の者には迚も歯に立たない▲山縣通り邊にポカンと口を開けて居る空家は浮動的好況時代に散々賣買されて實質以上に値の高くなつた厄介物だ▲明けて置くより安く貸した方が好ささうなものだのに現在の家主の多くは高く買込んで賣叩こうと思つた時にパタリと時化を喰つて其儘持ちあぐんで居るので思ひ切つて安く貸せないのだ▲斯んな家が幾ら明いたつて最も痛切に住宅難を感ずる中流階級以下の御利益にならないのは分り切つた事だ▲尤も譚家屯、沙河口、聖德街方面には比較的安い住宅があつて夫れが空屋となつて淋しさうに立竦んで居るが交通の便が惡いのと瓦斯や水道が通じないのと其他色々の不便があつて住ひ手がない▲そんなら市内の中流階級以下のものは何んな風にして住つて居るかと云ふと一軒の家を二三人位ひ共同に借受けその一人を借家人として家主との間に貸借關係を取結び他は同居人又は間借人として住つて居るのだ▲從來一人で借りて居たものが家賃が箆棒に高くなつたので其の借家に間切をしたり二階を開放したりして夫れを他人に間借りさせて居るところもある▲斯んな風にすると一軒月八十圓位の住宅が一家族平均二十圓前後になる彼等住宅難の當面者は斯うして凌いで居るのだ▲「貸間あり」の札は斯くして貼り出されるのだが中には狡い奴があつて五十圓の借家を三ッにも分けて間借人にその家賃の全部を支拂はせ己れは頰を撫でゝ只住ひして居るものがあるさうな▲大阪市で低利資金を運用して郊外に安價な住宅を建てたらそれを借りて他人に高く貸付け自分は他の安い家に住つて自分の家賃の外に何程かの利益を貪り此奴アなか〳〵面白い商賣だと云つてる者もあるさうな▲折角安く貸すために建てた住宅も斯んな横着なものゝ手に罹ると飛んだ事になる住宅組合法も餘程注意して遣らないと惡い奴の喰物にならうぞ▲大連市內に弗々現はれる空屋のうちには家賃の高い住宅の外に店舖向のものも多いがその三割は高級住宅向のもので家賃七十圓から八十圓以上のものである▲だから空屋が出來たのを見て住宅難緩和と思料するの大早計たるは掌を見るよりも明らかだ隨つて大連の住宅難は依然として存續して居るわけだ▲人口と戶數の比較を取つて机の上で推斷を下すと住宅の不足は大連市內五千六十餘戶、沙河口方面千三百五十餘戶となるさうだが實際の不足は市內に七百餘戶、市外に三百餘戶、計一千戶位のものたさうな▲理論と實際の間に斯うしく開きが出來るのは前に述べた通り一軒の家を二家族乃至三家族で共同間借りして居るものが多いからで其處に住宅難が依然として緩和されないと云ふ事實の殷存を示す▲そこで住宅組合法が關東州內にも實施される事になつたのだから引續き住宅難に苦みつゝなる中流階級以下のものゝ爲めに其の社會的法律の難有味を早く味はせ▲同時に適當な場所に共同宿泊所なりアパートメント、ハウスなりを建てゝ早く住宅難の苦境から彼等を救ひ出すやうに折角と骨を折つて貰ひたいものだ▲但し下手な處に建てると譚家屯方面の空屋のやうに立腐れをする事にならうから此邊は注意を望む。

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY



創作

K上等兵と私

永田新郷

入營してから半年ばかり經つた或る寒い晩であつた。營庭には虚空を走る鋭い風の音が魂の悲鳴の如く唸つて居た。硝子窓を透して、からつと晴れた暗碧の空には無數の星が、冷い瞳に凍つた涙の光のやうに輝いて見ゐた。時折硝子窓が神經的な聲を擧げて慄ゐ戰いた。餘り明るくない班内には打溶け難い陰鬱な氷のやうな空氣が漂ふて居た。横暴と屈從、傲慢な行爲とそれに對する弱き者の不平、そうした氣分を包んだ班内に、私は疑ひ疑はれる心の苦しみに胸を痛め乍ら机に倚つて友人に送る手紙を書いて居た。

灰色の乾ききつた廊下に續いた南側の窓に添ふて其處にストーブがどん〱焚かれてあつた。焚口は何回も開かれて、眞黑な毒々しさうな色をした石炭が、十能の無器用な金屬的な音と一緒に、その口からしつきりなしに、かん〱燃へて居る中に投げこまれた。ストーブの周圍には古兵達がずらりと並んで、顏をぼかぼか眞赤にさせて、無責任な女の話などに笑ひ興じて居た。私たち初年兵のゐる北側の室にはちつとも火の氣などなかつた。足の爪先などは床板に凍りついて了うかの樣に冷めたかつた。私は時々兩の手を口に當てて、はア……はア……と息を吹きかけて、手を暖めてペンを走らせた。

茶褐色の毛布できちんと床を取つた寢臺が兵室の兩側に一直線に並べられて、整頓棚の上には重箱を重ねたやうに、四角に色々の被服が綺麗に積み重ねられてあつた。古兵たちはストーブの火氣に充血した眼を配

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

りながら私達初年兵の被服の整頓の良否に就いて批評がましく言ひ始めた。

『あの野郎は狡いからやらないんだ』

Kと云ふごつしりした體の、顔の無器用な、刺々しい言葉を有つた上等兵が確かに私のことをそう言つた彼は實際暴慢な男で、故意に意地惡く、二言目には『解らなければ解るやうにしてやる』と、直ちに拳を振上げるのであつた。それで彼は私の班の全てから嫌はれて居た。私はむつとした。こいつ……と思つたけれども、其れは私の心の中ばかりであつて、それを外部へ行爲として現すには私の心は餘りに威壓されて居た。それでなくてさへも、人間として一番大切な自由の觀念をもぎ取られてしまつた事に對し、常に不平と不愉快さを感じてゐる私は、直接自分に向つて、全く人格を無視されて居るやうな事を云はれる每に、堪らないほど口惜しかつた。私はペンを投げ出して額に手を當てて考へた。けれども人を見抜くに鈍感なK上等兵は、今私が感じて居ること、考へて居ることを感づかなかつた。又そうした事を彼に知られないことが私には或る意味において幸福であつた。勿論それは話にならない程の幸福、寧ろ幸福といふのが當らない程ではあつたけれども、然しこんな社會に來て生活をして居る私に取つては、幸福らしからざる少しの幸福でもそれは何物にも代へることの出來ない程に大切なものであつた。

常に心を脅かされて居る私は、僅か瞬きする程の間でも好いから、のんびりとした自分自身の心になつて見たいと思つた。他人に對しての氣遣ひや、上の者からの精神的壓迫を顧慮しない時間の實現をどんなに望んで居たらう。然しそれは實際に於ては非常な困難な事であつた。私の心の中には人間の平等な自由意識が流れて居た。それだのに、私は此の特種の社會に住んで居る以上、或る程度まで階級意識を肯定せなければならなかつた。苦しい二重意識、それがどうして私に出來やう。私の魂の第一の懊惱は斯うして此處から生

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

み出されるのであつた。其の晩K上等兵はまた私のことに就いて言つた。

『彼奴は内の暮しが好いから、それで俺や二三年兵を馬鹿にして居やがるんだ。今のうち少し鼻柱を折つて踏み潰して置かないといけない』

何と云ふ横暴な言語だらうか、否、私は斯うした言葉を單なる皮肉とは聞いて居られなかつた。獸のやうな亂暴な狂惡なK上等兵が仕打を、どんなにかして遣らなければならない。私が生活の安定において彼より數等上にあることを、彼は恰も敵のやに思つて、私の肉體の上からは勿論、精神の上からも屈服せしめて傲慢の自分の儘に私を働かさねば承知が出來ないと云ふやうな風であつた。不遜な性質と呪ふべき獸に近い利己主義な彼が行爲を悲しまずには居られなかつた。そして階級意識の惡弊を矯正しなくてはならない程に私は痛ましく感じたのであつた。然し私のそうした考へのまだ消へないうちに、更に私は獸のやうな彼の狂暴な肉體的仕打を考へて、全く悲觀せざるを得なかつた。理屈よりも腕づくで襲擊して來る彼のことを思ふと、先づその肉體に向つての橫暴な仕打を防がなければならないと思つた。そうして更に、そうした考へが轉じて、彼の暴力的制裁に對する不平となり、憤怒とならずには居られなかつた。暗い嵐が腦の中を吹き捲つて、忌々しい雲の亂れが私の心を包むのであつた。

私は憎々しい目をしてK上等兵の顏を正面から見ることを恐れて盜むやうにして睨んだ。けれども彼は平氣で私の色々な動作に就て口汚なく罵るやうに言つて居るのであつた。折角憤激した私の意志も結極何にもならなくなつて反つて相手から冷笑され嘲殺されたやうに思はれて悲しくなつた。

もう日夕點呼にも間がなかつた。私は同僚の松下と二人でK上等兵の靴を二足持つて二階を下りて階段の下へ行つた。ビユツと吹いて來る冷たい風が私達を吹きつけた。

Digitized by Google Original from CORNELL UNIVERSITY

『寒いなあ……吉田』

松下は頸をすくめながら斯う言つて持つて來た靴を其處へ投げ出した。風が吹きつけるたびに顏や手が裂かれるやうに痛かつた。階段の折釘に吊されてある水氣を含んだ洗濯物は、かさ〳〵に凍つて、營庭を吹き捲つて來る砂を眞黑に浴びて居た。外には淡い月の光りが固く凍つて、窓下の常盤木の葉が風に鳴つて、それが宛がら魂の脫殼のやうな音をさせて居た。

私と松下とは、二足の靴の塵埃を靴刷で拂ひ落してしまうと、黃色の飴のやうな靴墨を靴に塗つて、その上を羅紗の布片でこすりあげた。牛皮は滑かにしんなりと油を含んで氣持好く光つた。

『吉田、もう良い加減にしやうぢやないか』

松下は不平らしい句調で斯う言つて私の顏を見た。私は始めから忌々しくてならないのであつたから、二足目をまだ片方だけ磨かないのであるけれども、そのままにして止めてしまつた。

『もう片方だけだから磨いてしまへよ、又油を取られるから……』

松下は私が投げ出した磨いて無い靴を取つて、それに靴墨を塗つて、刷毛でこすり始めた。人のよさそうな松下の橫顏を風がビユッと唸つて行くと、松下は瞳を紫にうるませて頸を縮めた。

『癪に障つちまうな……松下』

私が斯う呟くと、松下はそのうるんだ瞳を一層うるませて『仕方がないんだ、一年の間は諦めて眼をつむつて居やう』と、私を慰めるやうに言つた。そして

『不平顏を見せると、また奴に小言を云はれるから、此のまゝ靴箱に入れて置かう』

さう言つて、松下は私の先に立つて、片方の手に靴をぶらさげ、他の片方に靴墨を持つて、とん〳〵と淋

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

しい音をさせて二階へ力なく上つて行つた。

自分の事だけは、自分でするがいゝぢやないか。いくら寒いからと云つて、自分はストーブにあたつて居て、それで明日の朝靴が磨いてないと、ぷん〳〵怒つて當り散らすのだ。そして他の古兵たちが初年兵がづぼらをするのは上等兵の敎へ方が惡いのだと言ふと、彼は好い氣になつて、私等を一列に並べて置いて、わざと二三年兵の見て居る所で、これ見よがしに片端から横顏を撲り飛ばすのだ。

『ねつ忌々しいな！こんな亂暴な仕打を默つて居られるかい』

私はそう胸の中で呟きながら、人目を避けるやうに下を向いて、廊下を步いて、自分の班へ歸つて行つたストーブの所には金筋の入つた肩章をつけた班長も出て來て居た。班長は誠に好い人で、私たちが入營した當時から私たちを親切に何くれとなく庇つて呉れた。

K上等兵はまだ私達初年兵に對して、彼奴は狡いの、此奴は勉强だの、誰々は猫を冠つて居るのと、色々な批評をして居た。私はそうした有樣を目擊すると又むつとした。怒つてみても、どうすることも出來ないのだと、知れば知る程、反つてK上等兵に對する反抗的な氣分が銳くなつて來るのを覺ねた。其の時、日夕點呼の喇叭が凍つた大空に銳く響き渡つた。

一音の響きのもとに各班の鳴りが靜まつた。ストーブの焚口もきちんと閉ぢられて、其の附近に散亂して居た石炭の塊も綺麗に私達の手に拾ひ取られた。寢台の毛布は、ぴんとのされて居て、皺一つ無く、各兵卒の寢臺每にある枕は、同じ位置に一線にきちんと並んで居た。二つの机は角と角とぴつたり合せて嚴めしい姿勢を取つて居た。兵卒は其の机を間にして向ひ合つて一列に並んだ。沈默の中に嚴肅な犯すことの出來ないものがあつた。班長は此間に人員點呼をして異狀の有無を週番士官に報告した。班長の人員報告が終ると

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

週番士官は赤い週番肩章の房をいぢり乍ら、赤銅色の聲を張り上げて言つた。唇を動す度に、右の頬のところに電燈の光がゆらめいて、瞳がきつと鋭く光つた。週番士官の言つたことは、我々初年兵に取つては、是非そうして貰はなくてはならない何れも是れも大切な事ばかりであつた。週番士官は語り終つた最後に一層聲を鋭くして恰も二三年兵を威壓するかの樣に言つた。

『初年兵に靴を磨かせる者がある、また初年兵に被服の修理をさせる者がある、これからそう云ふことをする者は見つけ次第どし／＼處分する、二三年兵は初年兵の手本になつて動き、初年兵が出來ないことはどしどし手傳つてやらなければならない』

週番士官が斯う言つた時、『ねつ馬鹿にして居やがる』と云つたやうな顏付をして、K上等兵はぎろりとした目で私達を見た。彼が斯うした態度を見て、一時靜まつた私の心は、急にまた不安に襲はれた。或種の苦しい豫感が私を恐怖せしめた。日夕點呼がすむと、K上等兵は『初年兵集まれ』と言つて、私達を北側の室の机の前にずらりと並ばした。『またつまらないお說敎か、それとも威嚇か』、私はそう思ふと、もう不愉快でならなかつた。K上等兵といふ奴は二三年兵の機嫌を取るために私達に斯うした仕打ばかりするのだ。ちつとも親切などは無いのだ。斯う思ふとK上等兵の顏がげじ／＼の樣に踏み潰してやり度い程に憎らしくなつた。彼が權力意志の發現を根底から粉碎して了ひたいと思つた。

K上等兵は私達を並べて置いて、半ば私たちの感情を害しないやうに、半ば二三年兵の機嫌を取るやうに而かも橫柄な態度で斯んなことを言つた。

『週番士官は、二三年兵の靴を磨いたり、洗濯したり、被服の修理などをしてやつては可けない、と言ふけれども、いつの年だつて、あア云ふことを上の者は言ふんだ、それは要領だ、やつぱり裏と表があるんだか

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

ら、お前達は週番士官の言葉に釣込まれてしまつては可けない、いゝかい、解つたかい、此れは大切なことだから能く覺ゐて居てくれ、解つただらう』

彼は特に最後の言葉に力を入れて念を押すやうに云つた。私達は一樣にいかにも解つたと言つた風に異口同音に『はい』と答ゐた。

『よし、今夜はそれ丈け言つて置きたかつたから、集つて貰つたんだ』

彼はそう言つて自分の寢臺に行つて寢轉んだ。

不徹底な奴だなア、何と云ふ卑劣なそうして横着な奴だらう。人類に對する同胞的な意識の缺如した奴がどうして上等兵に進級したのかと、不思議に思はれてならなかつた。彼の初年兵に對する不當な仕打に私は堪らなく不愉快を感じ反抗心を起さずには居られなかつた。熱氣を含んだ雲が胸の中を嵐の如く走つた。どうかしてやらなければならないと私は口のうちでさう叫んだ。けれども、どうする事も出來ないのだと思ふと、胸の中が千切れるほど痛み惱むのであつた。

松下を見ると、何の不平もなさそうに、もう自分の寢臺の所へ行つて、毛布を引立てて、寢る準備をして居た。其の横顔に電氣の光が陰欝に射し込んで、顔の半面が薄黄色になつて、職人形の様に見ゐた。其の時消燈喇叭が滅入る樣に冬の夜の大空に響き渡つて、電燈は一切にぱつと掻き消された。



研究會の旨趣目的

滿洲社會事業研究會は其の名稱の如く研究を主とする間接機關でありますが研究と共にその研究の結果を發表し講演會その他の集會をも催ふし宣傳、鼓吹、報道、論評と相待つて實行促進に努力しますから直接に自ら實行しないでも漸次實行を促すことになります場合に依り又事業の性質によりては本會自ら實行するやうな事があるかも知れませんが本來の使命は間接的に助長、發達、進步を計り社會問題に對する正しい理解力を一般に普及したいのであります夫れから本會は會員組織でありまして會員を別つて賛助員及び普通會員とし役員は會長一名、副會長二名、幹事長一名並に幹事若干名で外に顧問、相談役及び評議員若干名を置くことに成つて居ます評議員は賛助員の中より選擧し其の任期は二年です評議員會は會長において必要と認めたるとき又は評議員五名以上の請求ありたるとき開くのです評議員會は今日までに既に五回開きました本會の經費は會費及び寄附金を以て之れに充て會費は賛助員毎月貳圓、普通會員同上壹圓です追つて沿線重要地に支部を設けます。

研究會の組織綱領

◉朝鮮統治に關する建白書　在朝鮮平壤　宮川五郎三郎氏述

◉支那國民性の解剖　長谷川眞之助氏著

時節柄好個の著書といふべし

◉中國に於ける輕質銅元問題及び內地取引所關係法規の改正と在滿洲日本取引所……滿鐵調査課

◉春秋……滿鐵醫院內　春秋會發行

◉滿洲日日新聞、遼東新報、大連新聞、泰東日報、週刊「極東」、日滿通信、滿蒙の文化、讀書會雜誌、新天地、海友、滿蒙實業彙報、滿鐵「調査彙報」、滿洲建築協會雜誌、滿洲公論、日華之貿易、滿洲經濟時報、關東新聞、赤陽、滿洲教報、聖德會々報、大連コドモ新聞（以上大連）◉順律報（漢文）旅順◉大陸日日新聞、奉天毎日新聞、滿蒙經濟時報、新滿洲（以上奉天）◉商業會議所月報、滿鮮縦横公論（以上安東）◉商業會議所月報（長春）◉貝加爾新聞（滿洲里）◉支那研究彙錄（北京）◉大乘（上海）◉山東公論、濟南日報（以上濟南）◉青島新報、青島實業協會月報（以上青島）◉京城日報、朝鮮新聞、朝鮮銀行月報、朝鮮及滿洲、青年（諺文）、新生活（同）（以上京城）◉釜山日報（釜山）◉平南毎日新聞、平壤商業會議所月報（以上平壤）◉臺灣時報、臺灣月報（以上臺灣）◉臨時產業調査局資料、滿鐵東亞經濟調査局經濟資料、東洋、支那、大鵬、大日本、經濟時論、東京商業會議所所報、日本佛教新聞、憲政、日華之實業、愛國婦人戰友、我が家（以上東京）◉紡績界（大阪）◉同志社時報（京都）◉橫濱商業會議所月報（橫濱）◉東亞經濟研究（山口）◉福岡日日新聞（福岡）

毎月一回發行

定價表

普通號六拾錢、特別號七拾錢

冊數	定價	郵稅
三箇月分	壹圓九拾錢	五錢
半箇年分	參圓八拾錢	郵稅共
一箇年分	七圓五拾錢	郵稅共

▲半年分及壹年分には特別號を含む▲誌代は總て前金拂の事▲郵券代用は一割增

廣告料

等級	半頁	一頁
特等	四拾圓	八拾圓
一等	貳拾五圓	五拾圓
二等	拾五圓	參拾圓
三等	拾圓	貳拾圓

◉三回以上は割引可仕候◉年極めは特別に御相談可致候

◉〆切りは前月二十日限り

大正十二年四月一日發行

發行人　山田武吉

編輯人　大內四郎

印刷人　太田信三

印刷所　小林又七支店　大連市大山通七十四號地

發行所（電話一四二六番）滿洲社會事業研究會　大連市霧島町ヌ區十六號地　振替口座大連一二三九番

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

輸出入倉庫、土木、建築、保險及諸代理

大連市山縣通一六三

FC

福昌公司

電話代表番號　五〇四〇番
振替貯金口座大連一〇六〇番

出張所

大阪、神戸、青島、營口、鞍山、奉天、撫順、開原、錦州、其他

倉庫部

一般倉庫業務取扱

大連市摩耶町十一番地
電話二〇六三番

保險

大阪海上火災、日本共立火災、豐國火災ゼノースブリチツシユ、エンド、マーカンタイル各保險會社代理店

大連汽船株式會社

東洋汽船株式會社大連代理店

本社……大連市山縣通（電話代表番號 四二八五 四一八八）

支店……
上海 黄浦灘路一號
青島 葉櫻町十一番地
天津 舊德界
安東縣 財神廟街

出張所……神戸仲町十五ビルディング內

代理店……旅順・龍口・芝罘・營口・香港・大阪・横濱

◎大連、青島、上海線 每月六回

◎大連、天津線 每月八回

◎大連、安東線 每月六回

◎大連、龍口線 每月六回

◎青島、上海線 每月六回

◎營口、大連、阪神線 貳ヶ月三回

●不定期航路

◎南滿洲鐵道、膠濟鐵道トノ連絡輸送並ニ北支那諸港間ノ荷客取扱申候

◎天津航路ハ大連ニ於テ大阪商船會社大阪大連間定期船ニ接續可致候

◎天津、安東兩地ニハ完全ナル倉庫ヲ新築シ一般倉庫業相營ミ居リ候

◎鴨綠江結氷中大連安東線ハ休航、白河結氷ノ際ハ天津行ヲ皇秦島行ニ變更

Digitized by Google Original from CORNELL UNIVERSITY

大連市監部通

東亞煙草株式會社

大連販賣所

電話二七三番

月刊
雜誌

內地で活動する人も海外に發展する人も
是非讀まねばならね重要な面白い雜誌

大鵬

定價
一部　五拾錢
半年分　參圓
一年分　六圓
一部には外郵税貳錢

東京芝區南佐久間町一丁目三
（振替口座東京七七三二）

株式會社 拓殖新報社

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

遼東新報

●遼東新報は滿洲に於ける邦字新聞の鼻祖にしに大陸發展の急先鋒なり之を讀まざれば以て滿洲●
●經營を談ずべからず之を讀まざれば以て大陸發展を期すべからず啻に滿洲若くは亞細亞大陸の●
●事のみならず世界萬般の出來事は掲げて紙上に在り之を讀まざるものは卽ち天下の落伍者なり●

大連敷島町

遼東新報社

日刊

大連新聞

●不偏不黨●

●嚴正中立●

大連淡路町

大連新聞社

Digitized by Google

Original from
CORNELL UNIVERSITY

活版、石版、寫眞版、凸版、凹版、アートタイプ、三色版、
電氣版、亞鉛版、木版等、諸製版印刷
和洋諸帳簿、製本、活字鑄造販賣、和洋紙並に印刷諸材料販賣

滿洲日日新聞社

大連東公園町　振替貯金口座大連六〇番

本通信の目的は滿洲の實狀及び眞相を內地に宣傳し同時に母國の事情を滿洲在住者に報道し以て其の相互の連絡協調を圖るに在り

日刊

日滿通信

本通信は植民地における通信界の權威なり、必要の場合は時々特別號を發行して迅速、正確、機敏に報道す、何人も見て鴻益あり

大連市西公園町第百十三區十一番地ノ二

日滿通信社

電話三七〇〇番

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

火災
海上
運送
保險

明治火災保險株式會社　千代田火災保險株式會社
東京火災保險株式會社　東京海上火災保險株式會社
日本火災保險株式會社　神戸海上運送火災保險株式會社
共同火災保險株式會社　大阪海上火災保險株式會社
橫濱火災海上保險株式會社　大正海上火災保險株式會社

代理店
三井物產株式會社
大連支店

大連市山縣通一二六號地
電話　代表番號五〇八五番

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

カバン馬具

製造販賣

大連市浪速町（伊勢町角）

熊井洋行

電話三二〇五番

振替口座二三一三番

店分‖大連市大山通（舊電話局前）

支店‖旅順市敦賀町

電話六七番

Digitized by Google

Original from
CORNELL UNIVERSITY

大正十一年八月十五日（第三種郵便物認可）
大正十二年四月一日發行（每月一回一日發行）

K.O

和洋紙、板紙

荷札、海關申告書、約束手形、封筒、紙テープ、安全紙幣把、色分銀銅貨包粉末繪具、陸軍ノ陸圖、海軍ノ海圖、朱肉、トイレットペーパー、其ノ他

石版意匠（包紙レッテル）調製

活字、印刷インキ、印刷木具類、印刷、製本諸材料、石版石、其ノ他

活版、石版、帳簿

特約販賣品

星印名刺臺紙
堀井式謄寫版
太陽簿記インキ
空氣應用自動消火器
國柱印粉末消火器
邦文歐文タイプライター
素人用邦文小型タイプライター
酸素療器オキシヘーラー
洋・蠟燭

大連市大山通
小林又七支店
電話 四六七 四〇九 四四六 二三四 番

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY